

第2節 社会的状況

2.1 人口及び産業の状況

1) 人口の状況

調査区域における人口・人口密度及び世帯数等の状況は、表 4-2-1 に示すとおりです。

令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は、愛知県一宮市約 38 万人、津島市約 6 万人、稲沢市約 13 万人、愛西市約 6 万人、弥富市約 4 万人、あま市約 9 万人、蟹江町約 4 万人、飛島村約 5 千人であり、愛知県の調査区域における人口は約 80.7 万人であり、愛知県全体の約 10.7%に相当します。三重県桑名市の人口は約 14 万人、木曽岬町約 6 千人であり、三重県の調査区域における人口は約 14.4 万人であり、三重県全体の約 8.2%に相当します。

平成 27 年から令和 2 年の人口増加率は、愛知県全体では+0.8%と増加傾向にあります。一宮市では-0.2%、津島市では-3.9%、稲沢市では-1.5%、愛西市では-3.6%、弥富市では-0.6%、あま市では-0.9%、蟹江町では+0.7%、飛島村では+4.0%となっています。三重県全体では-2.5%と減少傾向にあり、桑名市-1.2%、木曽岬町-5.3%となっています。

人口密度は、一宮市で 3,339 人/km²、津島市で 2,429 人/km²、稲沢市で 1,698 人/km²、愛西市で 912 人/km²、弥富市で 876 人/km²、あま市で 3,133 人/km²、蟹江町で 3,367 人/km²、飛島村で 204 人/km²であり、愛西市、弥富市、飛島村は愛知県全体より低い傾向にあります。三重県桑名市では 1,014 人/km²、木曽岬町で 383 人/km²であり、いずれの市においても三重県の全体より高い傾向にあります。

世帯数は、愛知県の調査区域における合計は約 31.8 万世帯であり、愛知県全体の 9.8%に相当します。三重県の調査区域における合計は約 5.8 万世帯であり、三重県全体の約 7.9%に相当します。

表 4-2-1 人口・人口密度・世帯数等

行政区分		面積 (km ²) 令和 2 年	人口(人)			人口増減率 (令和 2 年/ 平成 27 年) (%)	人口密度 (人/km ²) 令和 2 年	世帯数 (世帯) 令和 2 年
			平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年			
愛知県	一宮市	113.82	378,566	380,868	380,073	-0.2	3,339	152,075
	津島市	25.09	65,258	63,431	60,942	-3.9	2,429	24,258
	稲沢市	79.35	136,442	136,867	134,751	-1.5	1,698	52,005
	愛西市	66.68	64,978	63,088	60,829	-3.6	912	21,718
	弥富市	49.11	43,272	43,269	43,025	-0.6	876	17,066
	あま市	27.49	86,714	86,898	86,126	-0.9	3,133	34,041
	蟹江町	11.09	36,688	37,085	37,338	0.7	3,367	16,104
	飛島村	22.42	4,525	4,397	4,575	4.0	204	1,506
	5,173.07	7,410,719	7,483,128	7,542,415	0.8	1,458	3,238,301	
三重県	桑名市	136.68	140,290	140,303	138,613	-1.2	1,014	56,362
	木曽岬町	15.74	6,855	6,357	6,023	-5.3	383	2,208
		5,774.49	1,854,724	1,815,865	1,770,254	-2.5	307	742,598

出典：「令和2年国勢調査」(総務省統計局ホームページ)

「平成27年国勢調査」(総務省統計局ホームページ)

「平成22年国勢調査」(総務省統計局ホームページ)

2) 産業の状況

調査区域における産業別就業者の構成比は、表 4-2-2 に示すとおりです。

令和 2 年 10 月 1 日現在の愛知県全体の産業別就業者の割合については、第 3 次産業の割合が最も高く、第 1 次産業の割合が最も低くなっています。愛知県全体では第 1 次産業が約 2.0%、第 2 次産業が約 32.4%、第 3 次産業が約 65.6%の構成比となっており、調査区域に位置する愛西市及び飛島村以外の市区町の第 3 次産業の割合は愛知県全体より高く、稲沢市、愛西市、弥富市及び飛島村以外の市町の第 1 次産業の割合は愛知県全体より低く、あま市を除く市町村の第 2 次産業の割合は愛知県全体より低くなっています。

三重県全体の産業別就業者の割合については、第 3 次産業の割合が最も高く、第 1 次産業の割合が最も低くなっています。三重県全体では第 1 次産業が約 3.2%、第 2 次産業が 31.8%、第 3 次産業が約 64.9%の構成比となっており、調査区域に位置する木曽岬町の第 1 次産業の割合は三重県全体より高く、桑名市の第 2 次産業の割合は三重県全体より高く、桑名市、木曽岬町の第 3 次産業の割合は三重県全体より低くなっています。

表 4-2-2 産業大分類別の就業者数割合

行政区分		第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		就業者数 (人)
		就業者数 (人)	就業者の 割合 (%)	就業者数 (人)	就業者の 割合 (%)	就業者数 (人)	就業者の 割合 (%)	
愛知県	一宮市	1,625	1.0	49,227	29.4	116,819	69.7	172,847
	津島市	528	1.8	8,728	29.8	20,009	68.4	29,931
	稲沢市	2,556	3.9	19,652	30.0	43,253	66.1	67,583
	愛西市	2,210	7.3	8,784	29.0	19,315	63.7	30,927
	弥富市	827	4.0	6,096	29.2	13,980	66.9	21,315
	あま市	546	1.4	13,321	33.1	26,388	65.6	41,884
	蟹江町	166	0.9	5,038	27.8	12,950	71.3	18,764
	飛島村	232	9.7	721	30.1	1,443	60.2	2,436
		69,002	2.0	1,135,848	32.4	2,297,585	65.6	3,605,438
三重県	桑名市	1,090	1.6	22,211	33.6	42,809	64.8	68,343
	木曽岬町	284	9.5	907	30.3	1,798	60.2	3,170
		26,455	3.2	259,965	31.8	529,951	64.9	845,768

注 1) 全就業者数には「分類不能の産業」を含む。ただし、産業 3 分類別割合の分母には「分類不能の産業」を含まない。

注 2) 表中の割合の値は、四捨五入により合計が 100%とならない場合がある。

出典：「令和 2 年国勢調査」(総務省統計局ホームページ)

2.2 土地利用の状況

1) 土地利用の現況

(1) 地目別面積

調査区域における地目別面積は、表 4-2-3～表 4-2-4 に示すとおりです。

愛知県では、全体で森林・原野等が約 4 割と最も広い面積を占めていますが、調査区域に位置する一宮市、津島市、あま市、蟹江町及び飛島村では宅地が最も広い面積を占めており、このうち飛島村の宅地については、その他(宅地から住宅地を除いた工業用地等)が広い面積を占めています。また、稲沢市、愛西市及び弥富市では農地が最も広い面積を占めています。

三重県では、民有地全体で山林が約 5 割と最も広い面積を占めていますが、調査区域に位置する桑名市及び木曽岬町では田が最も広い面積を占めています。

表 4-2-3 地目別面積（愛知県：令和 4 年）

単位：ha

行政区分	行政面積	宅地		農地		森林、 原野等	道路	水面・河 川・水路	その他 ^{注2}
		住宅地	その他 ^{注1}	田	畑				
一宮市	11,382	3,443	1,514	1,660	1,090	－	1,691	1,158	827
津島市	2,509	617	286	713	123	－	309	185	276
稲沢市	7,935	1,410	802	1,700	1,470	－	1,002	720	832
愛西市	6,668	812	414	2,320	644	－	563	1,439	480
弥富市	4,911	462	557	1,580	185	9	518	276	1,329
あま市	2,749	797	276	644	197	－	356	224	255
蟹江町	1,109	283	123	150	26	－	174	138	216
飛島村	2,243	87	694	542	53	－	170	204	492
愛知県	517,019	59,289	39,676	41,200	31,700	217,973	41,258	23,184	62,740

注1) 「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等を示す。

注2) 行政面積から「宅地」、「農地（農用地）」、「森林、原野等（森林、原野）」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いた値を示す。

出典：「令和 6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

表 4-2-4 地目別民有地面積（三重県：令和 6 年）

単位：ha

行政区分	総面積	民有地									
		総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
桑名市	13,665	6,552	2,279	619	2,163	0	17	932	0	44	498
木曽岬町	1,574	738	476	47	188	0	0	0	0	0	28
三重県	577,448	272,194	47,897	19,392	35,898	0	457	147,573	50	3,840	17,088

注1) 木曽岬町は境界未定部を有するため、総数及び民有地総面積は参考値を示している。

注2) ーは該当の地目が存在しないことを示す。

出典：「令和 7 年刊三重県統計書」（三重県ホームページ）

(2) 土地利用現況

調査区域の土地利用現況図は、図 4-2-1 に示すとおりです。

調査区域においては、低層建物及び田が広範囲を占めており、一部工場や高層建物が存在しています。また、愛知県・岐阜県・三重県の県境には木曽川及び長良川が構成する河川地が広がっています。

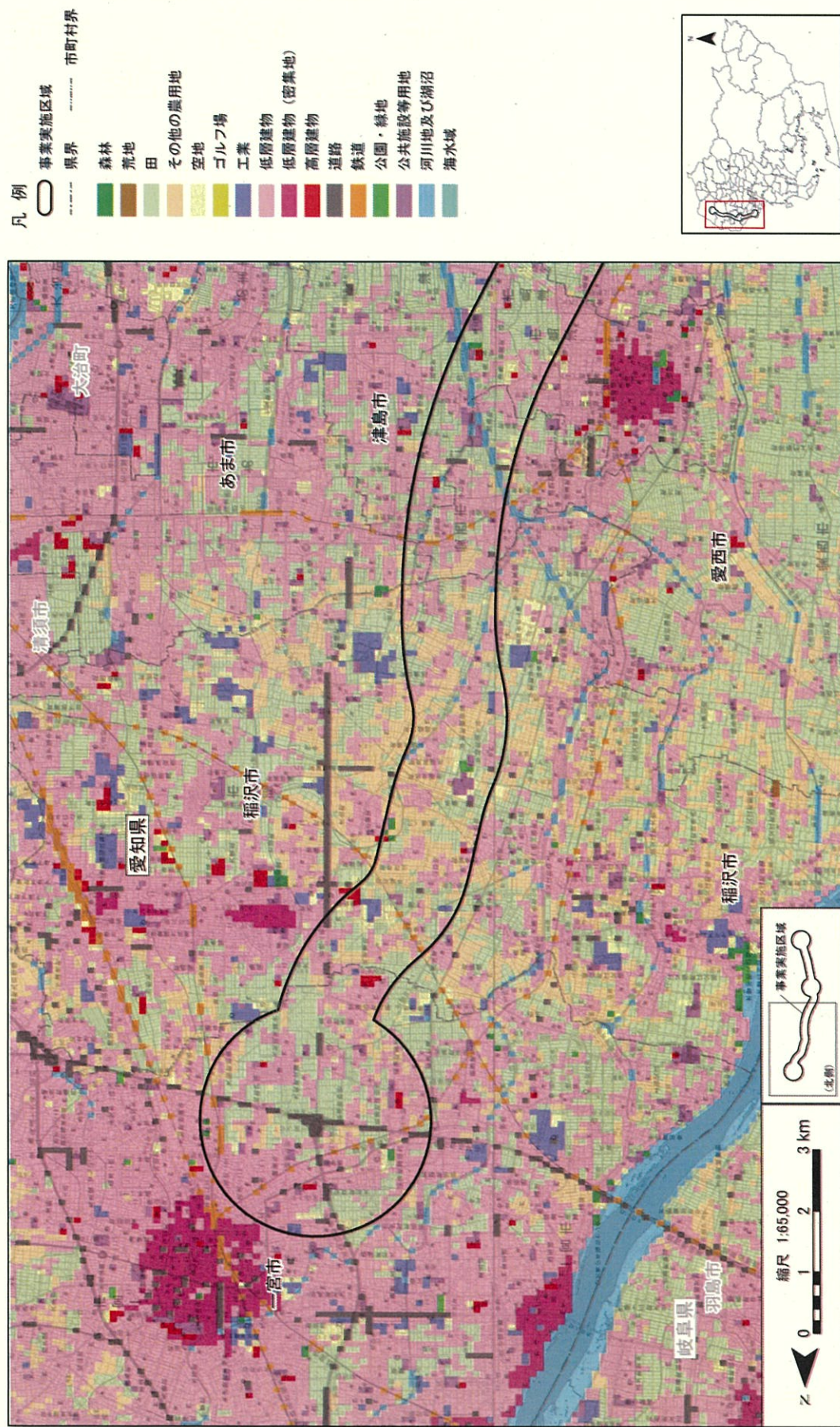


図 4-2-1(1) 土地利用現況図

2) 土地利用計画の状況

調査区域の「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号）に基づく地域の指定状況は、図 4-2-2 及び図 4-2-3 に示すとおりです。

調査区域のほぼ全域が都市地域に含まれ、すべての市町村において集落・市街地が形成された市街化区域が指定されています。

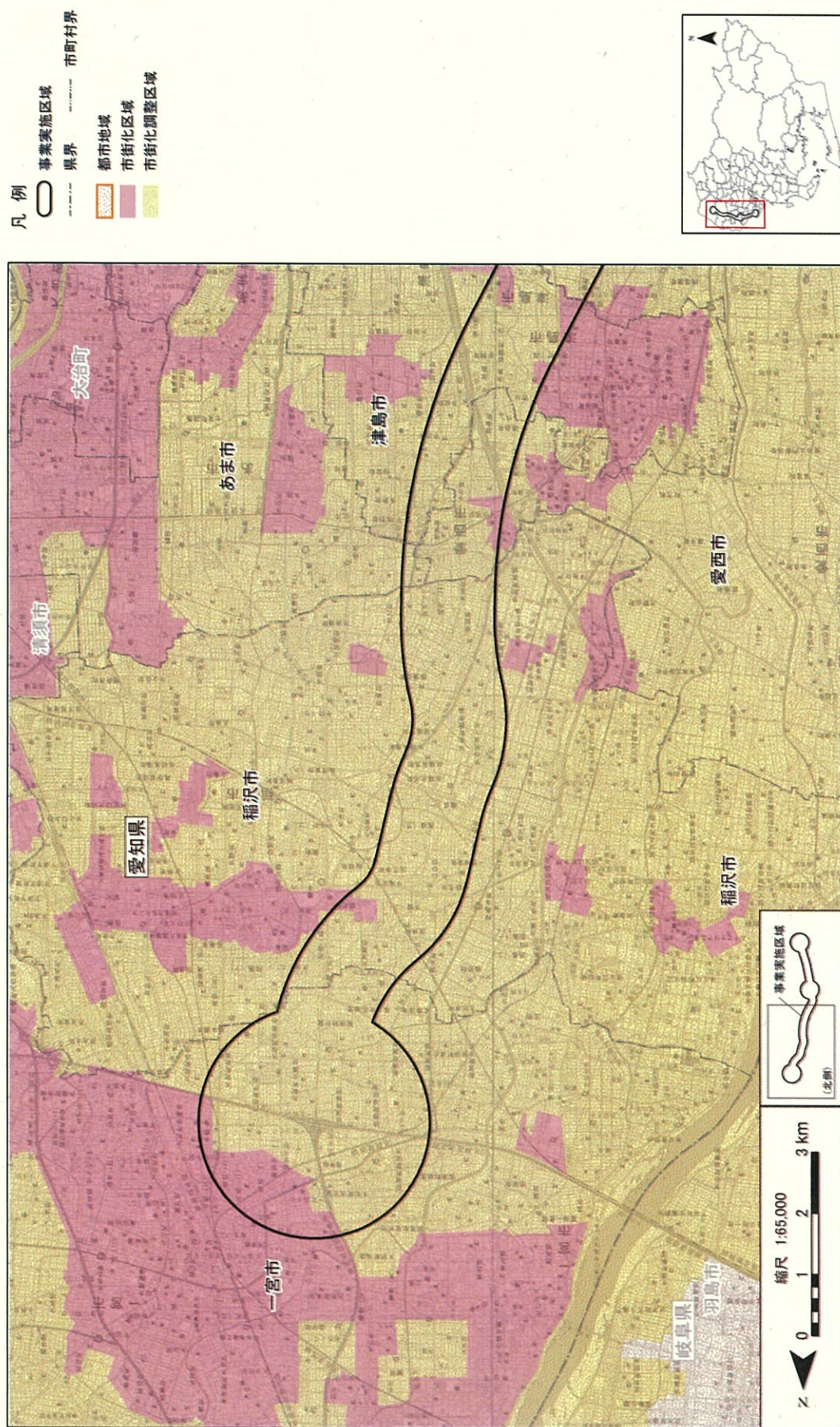
また、農業地域及び農用地区域は、調査区域の広範囲で指定されています。なお、森林地域は、調査区域では指定されていません。

表 4-2-5 地域の指定状況

県	市	都市地域	農業地域・ 農用地区域	森林地域
愛知県	一宮市	○	○	－
	津島市	○	○	－
	稲沢市	○	○	－
	愛西市	○	○	－
	弥富市	○	○	－
	あま市	○	○	－
	蟹江町	○	○	－
	飛島村	○	○	－
三重県	桑名市	○	○	－
	木曽岬町	○	○	－

注) ○は指定があること、－は指定地域がないことを示す。

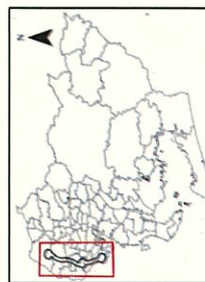
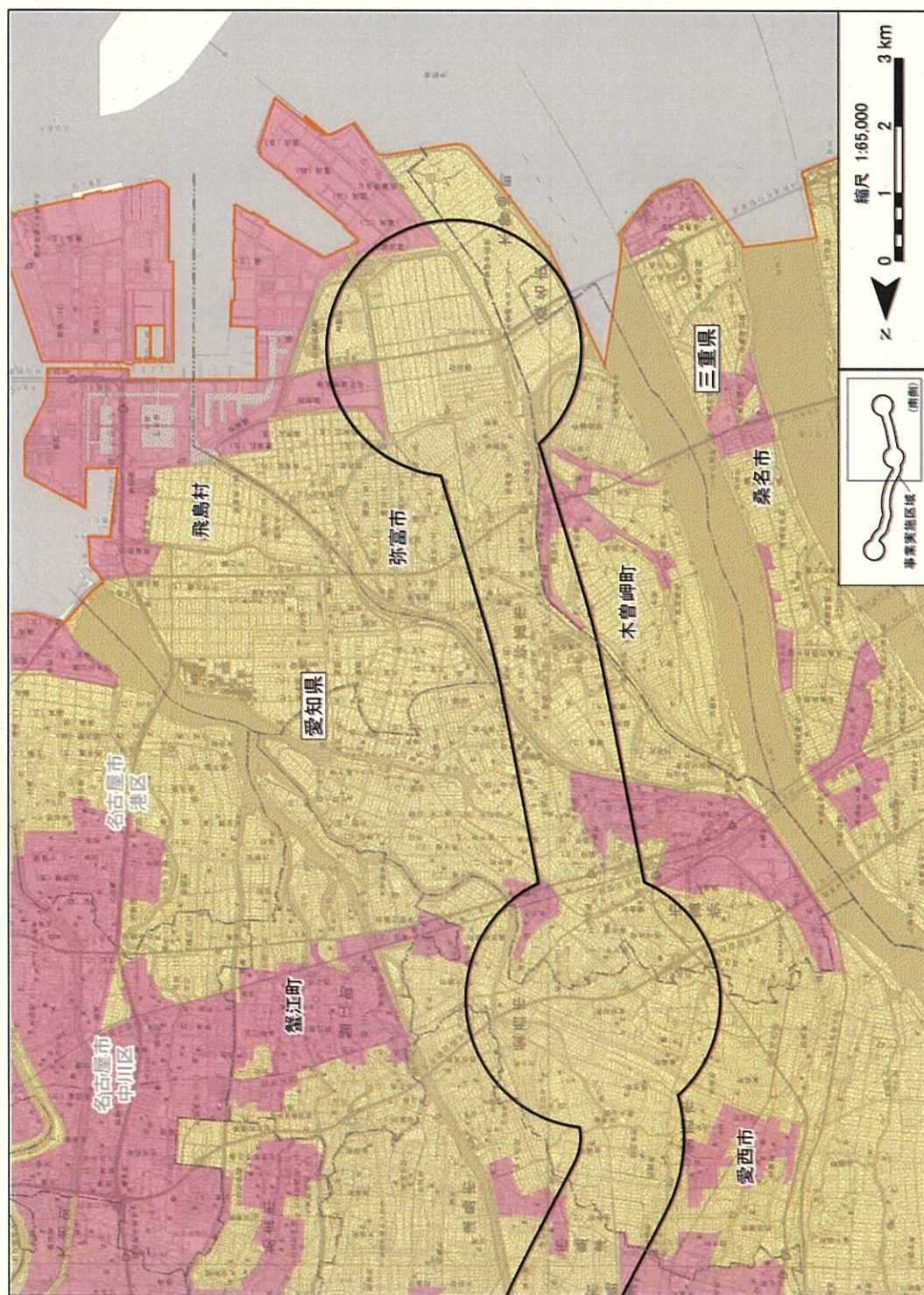
出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム（都市地域）」（国土交通省不動産・建設経済局 土地政策課）
「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）



出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」(国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ)
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(都市地域)」(国土交通省不動産・建設経済局 土地政策課)

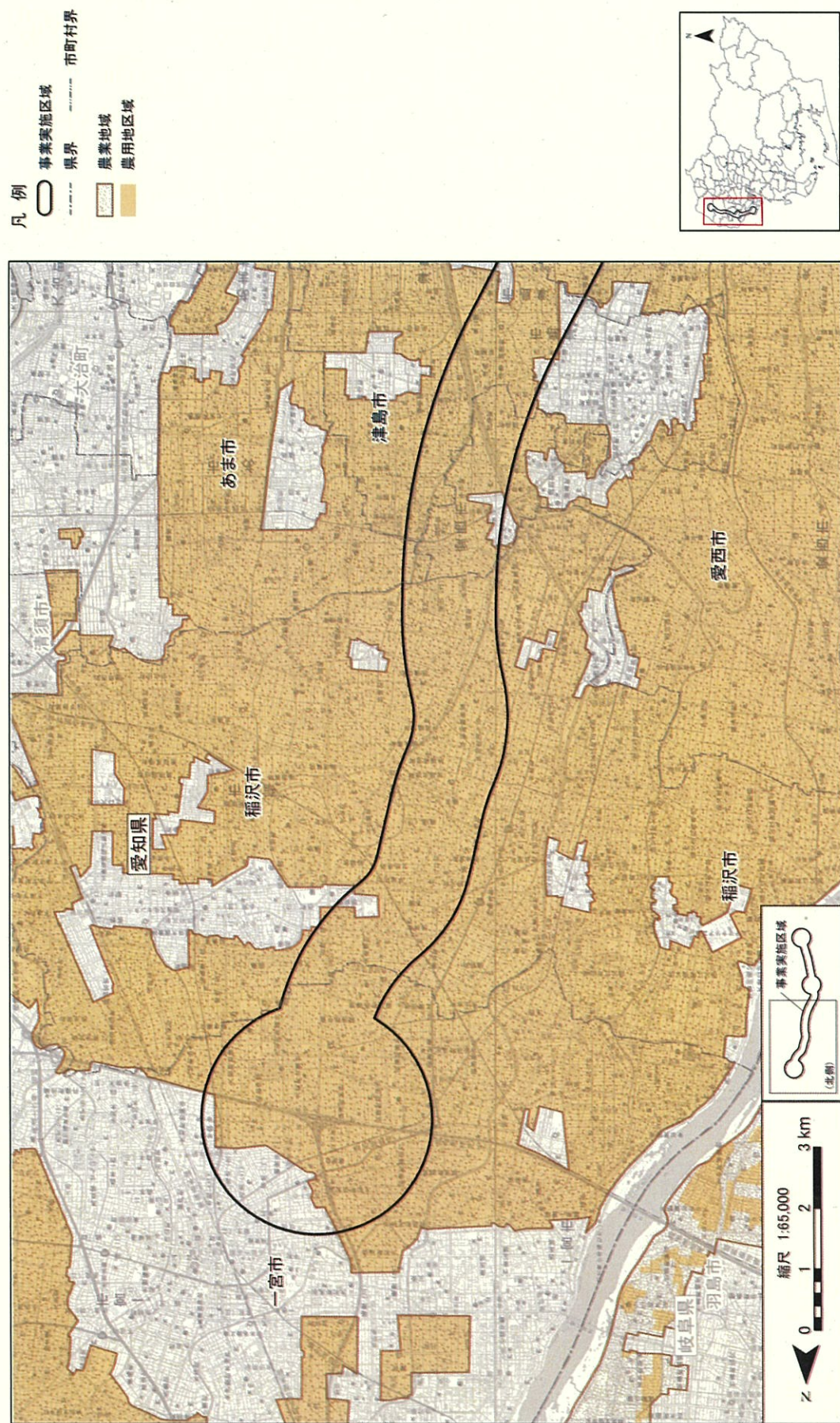
図 4-2-2(1) 土地利用計画の状況(都市地域等)

- 凡 例
- 事業実施区域
 - 境界
 - 市町村界
 - 都市地域
 - 市街化区域
 - 市街化調整区域



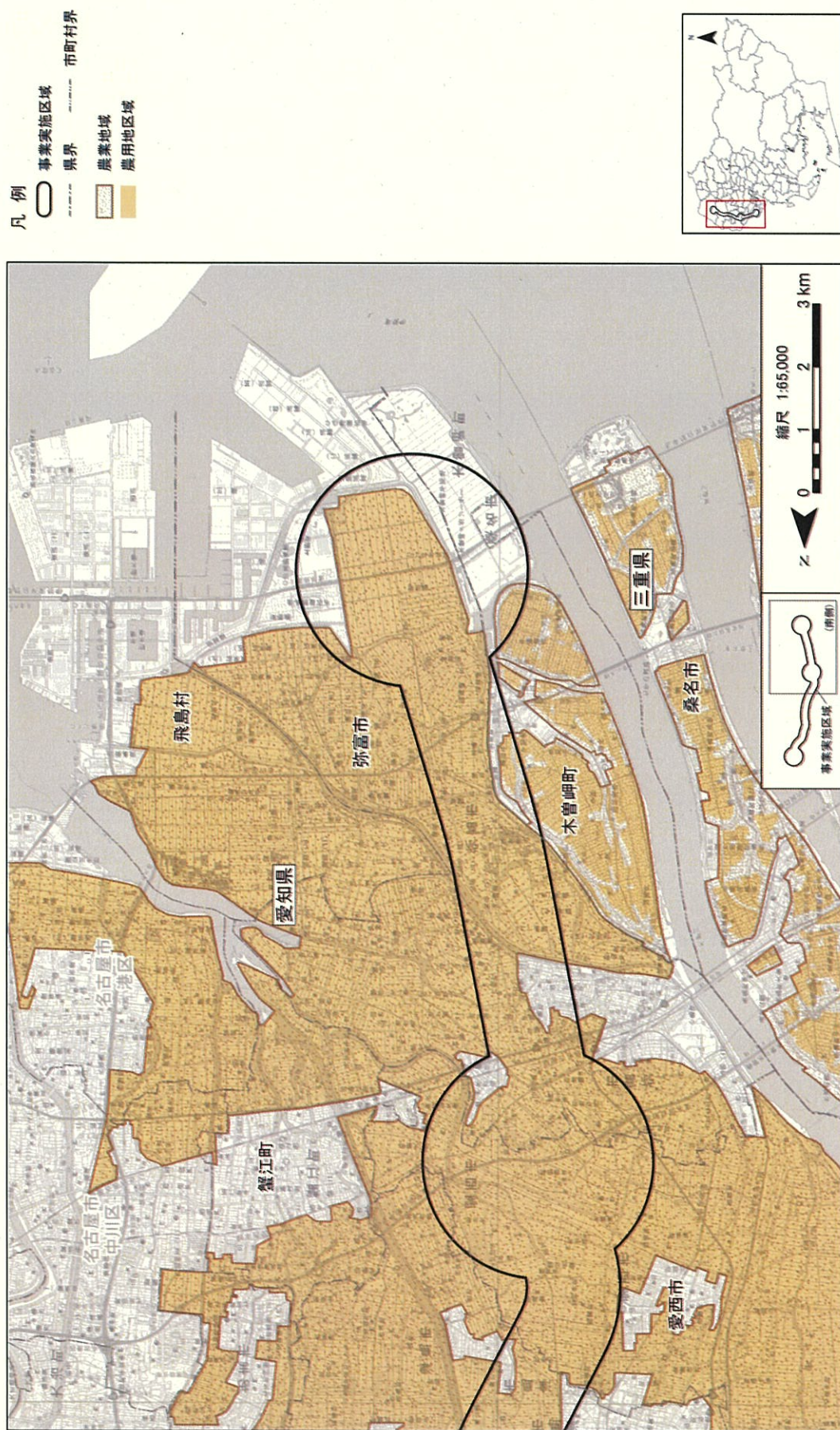
出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」(国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ)
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(都市地域)」(国土交通省不動産・建設経済局 土地政策課)

図 4-2-2(2) 土地利用計画の状況(都市地域等)



出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-3(1) 土地利用計画の状況（農業地域・農用地区域）



出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-3(2) 土地利用計画の状況（農業地域・農用地区域）

2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 利水の状況

(1) 生活用水の状況

調査区域の市町村における上水道の年間取水量は、表 4-2-6 に示すとおりです。また、調査区域における利水施設は表 4-2-7 及び図 4-2-4 に示すとおりです。

愛知県では、県全体の上水道水源の多くを県水が占めていますが、一宮市では取水量の約 4 割、稲沢市では取水量の約 6 割が地下水（深井戸）を水源としています。なお、一宮市については、取水量の約 2 割が伏流水を水源としています。また、愛知県の県営水道としては、11 箇所浄水場があり、調査区域に含まれる愛知県の市町村については、尾張西部浄水場の給水対象となっています。

三重県では、上水道水源の多くを県水または地下水（浅井戸・深井戸）が占めており、桑名市では浅層地下水（浅井戸）及び深層地下水（深井戸）、木曽岬町では県水を主な水源としています。また、三重県の県営水道としては、5 箇所浄水場があり、調査区域に含まれる三重県の市町村については、播磨浄水場の給水対象となっています。

なお、尾張西部浄水場及び播磨浄水場は、ともに木曽川総合用水事業によって建設された岩屋ダムを水源とする木曽川の表流水を取水し、給水を行っています。

表 4-2-6(1) 利水の状況（愛知県 令和 5 年度）

単位：千 m³

行政区分	年間取水量	県水	表流水	伏流水	地下水	
					浅井戸	深井戸
一宮市	41,608	15,172	-	9,457	-	16,979
津島市	7,531	6,208	-	-	-	1,323
稲沢市	14,920	6,290	-	-	-	8,630
愛西市	2,899	2,136	-	-	-	763
あま市	5,018	5,018	-	-	-	-
蟹江町	4,510	4,510	-	-	-	-
海部南部水道企業団	10,278	10,278	-	-	-	-
愛知県	866,930	421,964	331,091	27,088	10,274	76,513

注）「-」は該当する取水がないことを示す。

出典：「令和5年度愛知県の水道（水道年報）」（令和7年3月、愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課）

表 4-2-6(2) 利水の状況（三重県 令和 5 年度）

単位：千 m³

行政区分	年間取水量	県水	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	ダム水
桑名市	21,161	5,649	219	3,238	10,101	1,654	-	-
木曽岬町	957	957	-	-	-	-	-	-
三重県	250,640	76,977	18,953	15,308	87,704	30,842	894	19,962

注）「-」は該当する取水がないことを示す。

出典：「令和5年度三重県の水道概況」（令和7年3月、三重県環境生活部大気・水環境課）

表 4-2-7 利水施設（受水施設）

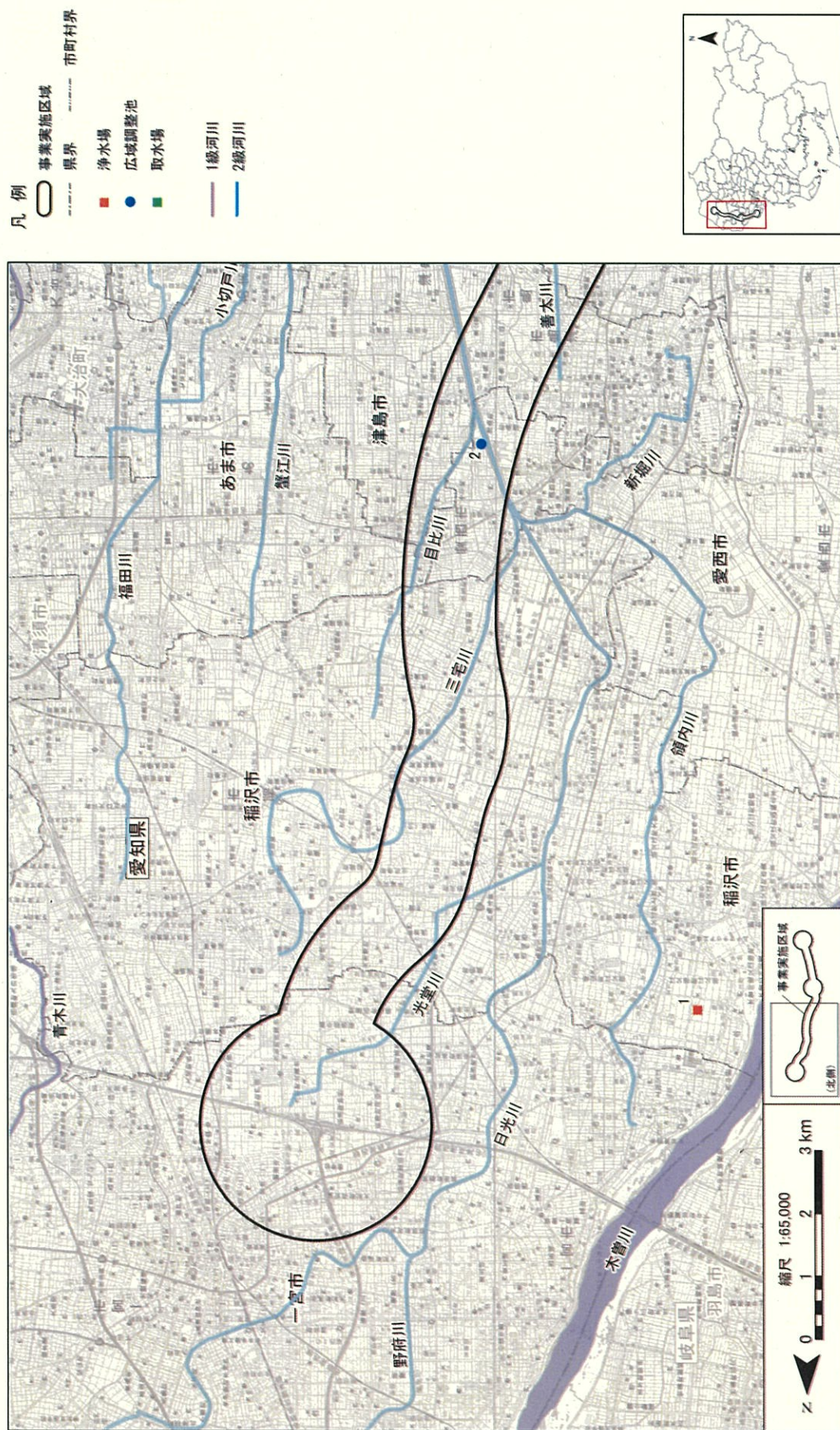
行政区分	区分	No.	施設名	給水能力	有効容量	取水能力
愛知県	浄水場	1	尾張西部浄水場	169,000 m ³ /日	-	-
	広域調整池	2	海部広域調整池	-	9200 m ³	-
	取水場	2	弥富ポンプ場	-	-	85.8 m ³ /分
		3	筏川取水場	-	-	90.0 m ³ /分

注）No. は図 4-2-4 に対応する。

出典：「尾張水道事務所の事業概要」（愛知県ホームページ）

「愛知県の浄水場～これからも変わらぬ安心届けます～」(愛知県ホームページ)

「水源・導水施設」(愛知県ホームページ)



出典：「尾張水道事務所の事業概要」（愛知県ホームページ）

図 4-2-4(1) 利水の状況

(2) 農業用水

調査区域における農業用水の多くは、宮田用水及び木曽川用水から供給を受けています。宮田用水の水源は犬山頭首工、木曽川用水の水源は木曽川大堰となっており、いずれも木曽川の表流水を利用しています。

なお、調査区域には、農業用ため池はありません、

(3) 工業用水

調査区域の市町村における工業用水取水状況は表 4-2-8 に、工業用水施設は表 4-2-9 及び前掲の図 4-2-4 に示すとおりです。また、濃尾平野における地下水の工業用途採取量の経年変化は表 4-2-10 に示すとおりです。

愛知県及び三重県では、県全体の公共水道（工業用水道）からの取水が多くを占めています。また、調査区域に含まれる愛知県の市町村における工業用水道は、尾張西部浄水場から供給されており、調査区域に含まれる三重県の市町における工業用水道は、播磨浄水場から供給されています。

表 4-2-8 工業用水取水状況

県	市町村	事業所数	1日当たり水源別取水状況(m³)				
			総数	公共水道		井戸水	その他の淡水
				工業用水道	上水道		
愛知県	一宮市	159	37,714	13,116	11,219	12,722	117
	津島市	30	6,145	769	5,322	50	4
	稲沢市	106	59,369	50,265	2,699	2,424	191
	愛西市	32	2,503	1,387	960	156	-
	弥富市	37	2,439	965	941	533	-
	あま市	47	3,667	1,346	1,405	916	-
	蟹江町	21	1,354	55	1165	134	-
	飛島村	28	11,985	3,630	3,972	2	-
	県全体	3,986	8,043,840	909,810	317,826	609,737	203,270
三重県	県全体	1,055	1,075,268	455,823	47,937	94,477	111,520

注1) 従業員30人以上の事業所を対象としている。

注2) 三重県については市町村別の数値が公表されていないため、県全体の数値を示す。

出典：「令和3年経済センサス-活動調査産業別集計（製造業・詳細版）」（令和5年、愛知県県民文化局生活部統計課）

表 4-2-9 工業用水施設

行政区分	区分	No.	施設名	給水能力
愛知県	浄水場	1	尾張西部浄水場	150,000 m³/日

注) No. は図4-2-4に対応する。

出典：「尾張水道事務所の事業概要」（愛知県ホームページ）

「尾張水道事務所が所管する浄水場の案内」（愛知県ホームページ）

表 4-2-10 地下水の工業用途採取量の経年変化

単位：百万 m³/年

地域名	用途	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
濃尾平野	工業用	45.0	42.0	41.0	40.0	40.0
	農業用	11.0	11.0	11.0	11.0	10.0
	地域の合計	138.0	132.0	130.0	129.0	125.0

出典：「愛知県濃尾平野地盤環境情報令和5年度」（令和5年、愛知県県民文化局生活部統計課）

2) 漁業の状況

調査区域における漁業権の設定状況は表 4-2-11 及び図 4-2-5 に示すとおりです。

愛知県については、鵜戸川に共同漁業権、善太川及び佐屋川に区画漁業権が設定されています。

三重県については、海面として木曽川、鍋田川、町屋川に共同漁業権及び区画漁業権が設定されています。

表 4-2-11(1) 漁業権の設定状況（内水面）

県名	免許番号	漁業区域	漁業名称	漁業時期	存続期間
愛知県	内共第 21 号	鵜戸川	第 5 種共同漁業 ふな漁業	1. 1～12. 31	R6. 1. 1～ R15. 12. 31
	内区第 1 号	善太川	第 2 種区画漁業 ふな養殖業、もろこ養殖業	1. 1～12. 31	R6. 1. 1～ R10. 12. 31
	内区第 2 号	佐屋川	第 1 種区画漁業 ふな小割式養殖業 第 2 種区画漁業 ぼら養殖業、こい養殖業、ふな 養殖業	1. 1～12. 31	R6. 1. 1～ R10. 12. 31

出典：「漁業権の免許の状況について(漁場マップ)」(水産庁ホームページ)

表 4-2-11(2) 漁業権の設定状況（海面）

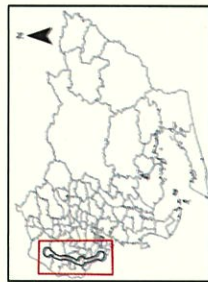
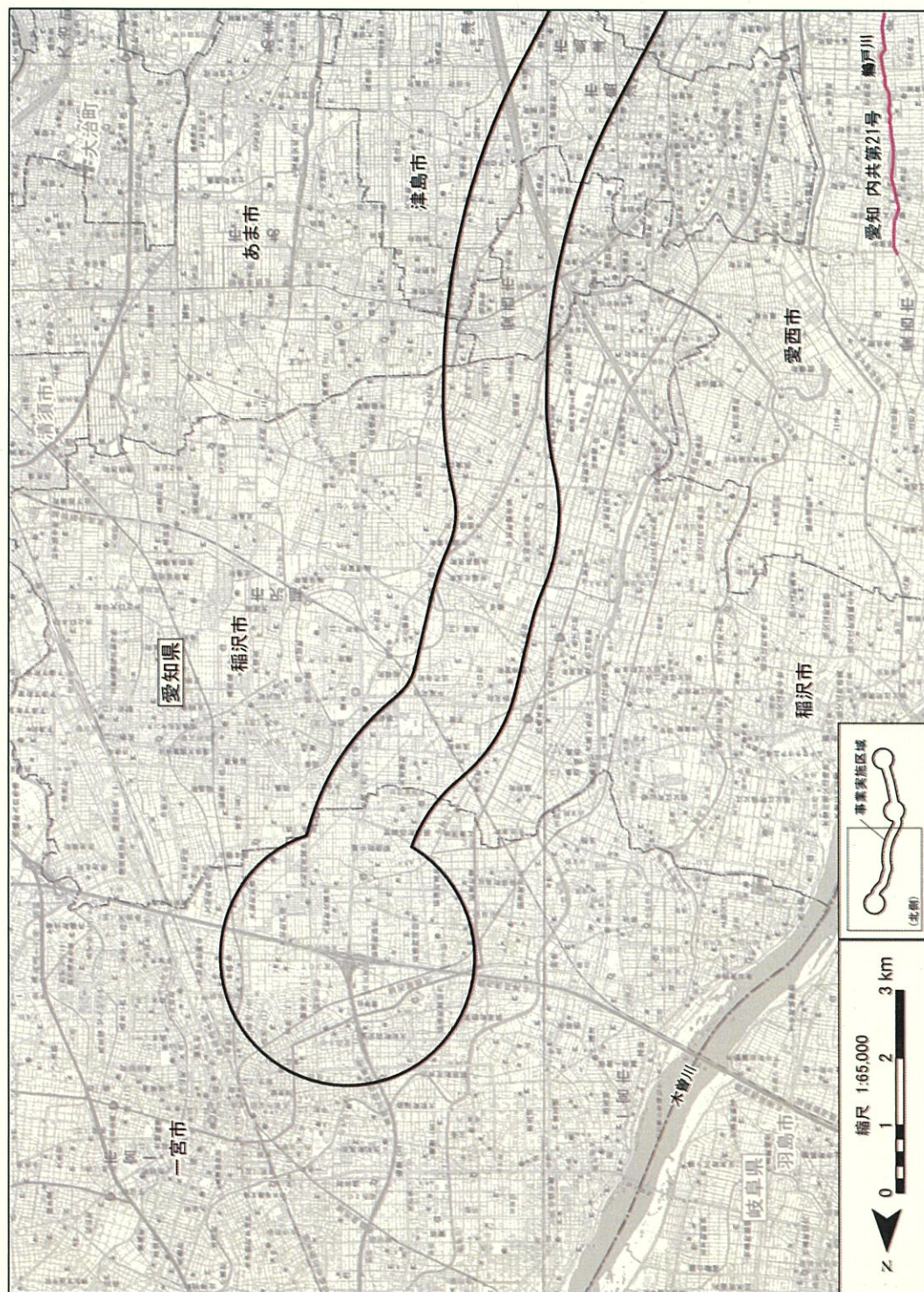
県名	免許番号	漁業区域	漁業名称	漁業時期	存続期間
三重県	共第 1 号	木曽川、鍋田川	第 1 種共同漁業 あかがい漁業、あさり漁業、い そしじみ漁業、かき漁業、しじ み漁業、とりがい漁業、ばかが い漁業、はまぐり漁業、まてが い漁業、おごり漁業、えむし 漁業、すなもぐり漁業	1. 1～12. 31	R5. 9. 1～ R15. 8. 31
			第 2 種共同漁業		
			建網漁業	1. 1～12. 31	
			建干網漁業	4. 1～12. 31	
	共第 2 号	町屋川から桑名市長島 町地先	筌漁業	3. 1～11. 30	R5. 9. 1～ R15. 8. 31
			第 1 種共同漁業 あかがい漁業、あさり漁業、い そしじみ漁業、かき漁業、しじ み漁業、とりがい漁業、ばかが い漁業、はまぐり漁業、あおの り漁業、おごり漁業、えむし 漁業、すなもぐり漁業	1. 1～12. 31	
			第 2 種共同漁業		
			建網漁業	1. 1～12. 31	
			つば網漁業	3. 1～11. 30	
			建干網漁業	4. 1～12. 31	
			筌漁業	3. 1～11. 30	

表 4-2-11(3) 漁業権の設定状況（海面）

県名	免許番号	漁業区域	漁業名称	漁業時期	存続期間
三重県	区第 1 号	桑名郡木曾岬町地先 (海域)	第 1 種区画漁業 藻類養殖業	9. 1～4. 30	R5. 9. 1～ R10. 8. 31
	区第 2 号	桑名郡木曾岬町地先 (海域)	第 1 種区画漁業 藻類養殖業	9. 1～4. 30	R5. 9. 1～ R10. 8. 31
	区第 3 号	桑名市長島町地先 (海域)	第 1 種区画漁業 藻類養殖業	9. 1～4. 30	R5. 9. 1～ R10. 8. 31
	区第 4 号	桑名市長島町地先 (海域)	第 1 種区画漁業 藻類養殖業	9. 1～4. 30	R5. 9. 1～ R10. 8. 31
	区第 5 号	桑名市長島町地先 (海域)	第 1 種区画漁業 藻類養殖業	9. 1～4. 30	R5. 9. 1～ R10. 8. 31
	区第 7 号	桑名市福岡町地先 (海域)	第 1 種区画漁業 藻類養殖業	9. 1～4. 30	R5. 9. 1～ R10. 8. 31

出典：「漁業権の免許の状況について（漁場マップ）」（水産庁ホームページ）

- 凡 例
- 事業実施区域
 - 市町村界
 - 県界
 - 共同漁業権
 - 区画漁業権



出典：「漁業権の免許の状況について(漁場マップ)」(水産庁ホームページ)

図 4-2-5(1) 漁業権の設定状況

2.4 交通の状況

1) 道路の状況

調査区域における主要道路の自動車交通量は表 4-2-12 に、主要道路網は図 4-2-6 に示すとおりです。

調査区域には、名神高速道路や東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、東海北陸自動車道等の高速自動車国道、国道 1 号や国道 23 号等の一般国道等が存在しています。

24 時間交通量は、名神高速道路で 55,961～79,890 台、東名阪自動車道で 49,344～56,766 台、伊勢湾岸自動車道で 79,216～84,549 台、東海北陸自動車道で 30,587～42,512 台、国道 1 号で 16,022～21,280 台、国道 23 号で 42,953～51,652 台となっています。

表 4-2-12(1) 自動車交通量

県	市	基本 区間 番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間 自動車類 交通量上下 合計(台)	24 時間 自動車類 交通量上下 合計(台)	昼間 12 時間 大型車 混入率(%)	混雑 度
愛知県	一宮市	560	東海北陸自動車道	一宮稲沢北 (一宮 JCT) ～一宮西	32,656	42,512	23.5	0.64
		570	東海北陸自動車道	一宮西～尾西	23,792	30,587	22.8	0.49
		130	名神高速道路	一宮～一宮 JCT	57,021	79,890	28.7	0.98
		140	名神高速道路	一宮 JCT～岐阜羽島	38,476	55,961	34.6	0.70
		5040	愛知県道高速清須 一宮線	一宮市浅野	46,716	58,974	16.8	0.94
		10260	一般国道 22 号	一宮市浅野土井ノ内	38,267	53,715	13.8	1.54
		10270	一般国道 22 号	一宮市朝日 2 丁目	42,922	59,244	13.5	1.17
		10280	一般国道 22 号	一宮市中島通 3 丁目	39,561	55,092	15.2	1.16
		11900	一般国道 155 号	一宮市浅野字一本杉	14,498	19,169	12.2	2.72
		11915	一般国道 155 号	一宮市大和町荻安賀	10,643	13,730	12.0	0.71
		11916	一般国道 155 号	一宮市大和町荻安賀	11,364	15,000	15.0	0.44
		40470	岐阜稲沢線	一宮市大和町南高井江北	14,462	19,090	17.7	1.85
		40530	大垣一宮線	一宮市起用水添	11,008	16,091	12.1	1.05
		43400	大垣一宮線	一宮市深坪町	17,001	23,291	8.2	0.70
		42830	一宮蟹江線	一宮市大和町於保	9,056	11,592	2.7	1.22
		66180	羽島稲沢線	一宮市玉野字中瀬古	7,024	8,850	10.8	3.11
		60770	奥音羽線	一宮市開明字名古羅	4,894	6,166	3.0	0.69
		60805	萩原三条北方線	一宮市萩原町朝宮産明神	2,281	2,806	3.5	1.46
		60810	萩原三条北方線	一宮市三条	6,125	7,718	1.8	0.72
		60960	井之口江南線	一宮市丹陽町九日市場宮浦	10,731	13,843	23.9	8.72
		61550	名古屋一宮線	一宮市多加木 2 丁目	11,284	14,669	10.6	1.07
		65180	尾張一宮停車場線	一宮市本町 4 丁目	9,043	11,756	6.5	0.38
		61660	大垣江南線	一宮市西大海道本郷	6,210	7,824	4.9	0.72
		65890	一宮西中野線	一宮市大和町南高井江北	2,181	2,748	7.3	0.39
		11910	一般国道 155 号	-	11,489	14,936	9.8	0.68
		12020	一般国道 155 号	-	5,491	6,919	15.6	0.63
		40540	大垣一宮線	-	24,050	33,670	8.9	1.02

表 4-2-12(2) 自動車交通量

県	市	基本 区間 番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間 自動車類 交通量上下 合計(台)	24 時間 自動車類 交通量上下 合計(台)	昼間 12 時 間大型車 混入率(%)	混雑度
愛知県	一宮市	60520	一宮津島線	-	7,360	9,347	10.0	1.02
		60660	一宮清須線	-	1,547	1,856	4.2	1.46
		60661	一宮清須線	-	1,579	1,895	2.9	0.33
		60690	萩原停車場線	-	4,791	6,037	6.9	0.64
		60750	冨田一宮線	-	4,711	5,936	6.5	0.62
		60780	西萩原北方線	-	5,745	7,239	14.9	0.83
		60820	萩原三条北方線	-	11,204	14,453	15.6	1.39
		60890	一宮各務原線	-	13,179	17,396	8.0	0.68
		61281	小折一宮線	-	5,557	7,002	12.1	1.19
		61560	名古屋一宮線	-	13,768	18,311	6.8	0.28
		61650	大垣江南線	-	5,345	6,735	4.7	0.66
		65240	名鉄一宮停車場線	-	4,766	6,005	6.9	0.64
		65891	一宮西中野線	-	3,297	4,121	3.8	0.52
		65900	一宮西中野線	-	4,469	5,631	16.8	0.54
	津島市	11940	一般国道 155 号	津島市江川町 1 丁目	14,362	19,245	20.0	1.30
		40250	津島南濃線	津島市昭和町 3 丁目	8,034	10,203	3.2	0.89
		42880	一宮蟹江線	津島市百島町三正六歩	21,082	29,093	29.0	0.77
		42990	名古屋津島線	津島市越津町柳之内	10,664	13,543	6.2	1.20
		43540	名古屋津島線	津島市新開町 1 丁目	7,840	9,957	3.2	0.58
		42995	名古屋津島線	今市場町	7,398	9,544	2.5	0.70
		60240	津島蟹江線	津島市唐臼町柳原	10,504	13,550	9.5	1.01
		60260	津島七宝名古屋線	津島市百町柿割	9,644	12,624	11.7	1.10
		60310	津島立田海津線	津島市江川町 1 丁目	3,452	4,280	3.7	0.50
		60330	津島稻沢線	津島市寺前町 3 丁目	6,904	8,768	4.4	0.68
		65210	一宮弥富線	津島市橋町 4 丁目	9,485	12,141	3.9	0.92
		65940	平和蟹江線	津島市中一色町中山	4,209	5,261	4.8	0.52
		65970	蜂須賀白浜線	津島市寺野町瓦土	2,170	2,713	2.3	0.44
		11950	一般国道 155 号	-	13,139	17,343	21.2	1.19
		42870	一宮蟹江線	-	21,773	30,264	29.4	0.80
		42996	名古屋津島線	-	13,208	17,435	9.8	1.11
		60220	鹿伏兎大井線	-	6,534	8,233	12.1	1.04
		60230	津島蟹江線	-	5,415	6,823	9.4	0.67
		60255	津島蟹江線	-	4,917	6,195	9.1	0.78
		60300	津島停車場今市場線	-	5,677	7,153	0.0	1.16
		60700	津島停車場線	-	5,719	7,206	0.0	0.75
		65980	蜂須賀白浜線	-	5,725	7,214	9.4	0.72
	稲沢市	11920	一般国道 155 号	稲沢市平和町六輪須ヶ脇	11,966	15,436	16.3	2.08
		42831	一宮蟹江線	稲沢市稲島 12 丁目	8,857	11,248	5.8	1.05
		42840	一宮蟹江線	稲沢市稲沢町前田	13,646	18,286	18.2	0.98
		42940	名古屋祖父江線	稲沢市増田西町	8,646	11,067	10.9	12.01
		42951	名古屋祖父江線	稲沢市梅須賀町 8 丁目	9,141	11,700	15.7	1.10

表 4-2-12(3) 自動車交通量

県	市	基本 区間 番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間 自動車類交 通量上下合 計(台)	24 時間自動 車類交通量 上下合計 (台)	昼間 12 時 間大型車混 入率(%)	混雑 度
愛知県	稲沢市	60490	給父清須線	稲沢市平和町法立六丁	8,771	11,051	13.8	0.91
		60530	一宮津島線	稲沢市祖父江町上牧下川田	4,416	5,520	4.5	0.60
		60550	馬飼井堀線	稲沢市祖父江町野田	6,553	8,257	13.8	0.81
		66300	稲沢祖父江線	稲沢市平金森町	3,481	4,351	19.4	0.41
		60610	桑原祖父江線	稲沢市祖父江町馬飼東馬飼	5,867	7,354	20.2	0.81
		60670	一宮清須線	稲沢市井之口四家町	5,028	6,335	13.0	0.54
		61132	名古屋豊山稲沢線	稲沢市下津本郷町	8,124	10,480	10.5	1.00
		65190	一宮弥富線	稲沢市横野神田町	2,223	2,712	3.6	0.45
		65880	給父稲沢線	稲沢市祖父江町中牧字宮原	1,394	1,673	7.4	1.51
		42700	春日井稲沢線	-	11,366	16,253	12.8	0.97
		42710	春日井稲沢線	-	13,338	17,740	23.1	1.76
		42770	一宮犬山線	-	9,270	11,866	8.7	0.84
		42960	名古屋祖父江線	-	3,652	4,565	15.0	0.89
		42961	名古屋祖父江線	-	5,785	7,289	9.0	0.60
		60340	津島稲沢線	-	3,108	3,854	4.0	1.94
		60341	津島稲沢線	-	5,033	6,342	5.3	0.72
		60531	一宮津島線	-	3,082	3,853	12.2	0.48
		60580	稲沢祖父江線	-	5,786	7,290	6.9	0.69
		60630	一宮清須線	-	4,833	6,090	2.7	3.19
		60720	須成七宝稲沢線	-	7,291	9,187	11.2	0.88
		60722	須成七宝稲沢線	-	4,008	5,010	5.6	0.57
		61230	小牧岩倉一宮線	-	6,334	7,981	13.0	0.44
		65170	大里停車場清須線	-	4,430	5,538	7.8	0.59
	愛西市	520	東名阪自動車道	蟹江～弥富	39,879	52,386	22.1	0.76
		11955	一般国道 155 号	愛西市西保町内数馬	10,467	13,398	31.7	0.56
		40260	津島南濃線	愛西市立石町上	8,131	10,326	16.7	1.02
		40990	弥富名古屋線	愛西市大野町郷西	5,776	7,278	10.6	0.71
		41450	名古屋蟹江弥富線	愛西市大井町石池	9,499	12,159	18.4	1.07
		43280	あま愛西線	愛西市古瀬町村前	17,886	24,504	11.3	0.68
		60200	子宝愛西線	愛西市東條町平城	5,044	6,355	27.8	0.68
		60320	津島海津線	愛西市早尾町草場	1,133	1,360	10.9	0.24
		60380	佐屋多度線	愛西市大井町姥弥八	9,750	12,480	8.5	1.19
		60390	佐屋多度線	愛西市本部田町本東	4,698	5,919	20.7	0.61
		60410	佐屋多度線	愛西市森川町村仲	10,622	14,346	27.7	1.29
		66170	給父西枇杷島線	愛西市西川端町兼久	4,709	5,839	15.9	0.59
		60420	給父西枇杷島線	愛西市勝幡町元池	9,819	12,568	11.9	1.69
		60540	一宮津島線	愛西市町方町大山田	5,542	6,983	5.8	0.68
		61280	立田長島インター線	愛西市立田町十六石山	5,528	6,876	31.3	0.74
		65200	一宮弥富線	愛西市町方町南堤外	5,902	7,437	4.9	1.00
		65220	一宮弥富線	愛西市内佐屋町郷	5,836	7,353	2.7	0.69

表 4-2-12(4) 自動車交通量

県	市	基本 区間 番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間 自動車類交通 量上下合計 (台)	24 時間自動 車類交通量 上下合計 (台)	昼間 12 時 間大型車混 入率(%)	混雑 度
愛知県	愛西市	65300	大藤永和停車場線	愛西市大野町末	4,633	5,838	8.1	0.66
		41480	名古屋蟹江弥富線	-	10,060	12,977	18.4	1.21
		43290	あま愛西線	-	9,997	12,896	13.2	0.39
		60140	富島津島線	-	8,915	11,411	6.0	0.91
	弥富市	700	伊勢湾岸自動車道	飛島第二～湾岸弥富	50,809	84,549	45.9	0.81
		710	伊勢湾岸自動車道	湾岸弥富～弥富木曾岬	46,563	79,216	46.7	0.75
		10140	一般国道 1 号	弥富市鯛浦町南前新田	12,978	17,189	15.1	1.21
		10150	一般国道 1 号	弥富市鯛浦町西前新田	11,444	16,022	8.5	1.10
		10600	一般国道 23 号	弥富市稻荷町堤外	26,514	42,953	36.9	1.05
		10610	一般国道 23 号	弥富市富島 2 丁目	31,071	47,844	42.8	1.01
		11960	一般国道 155 号	弥富市荷之上町古堤	11,992	15,710	21.7	0.55
		41460	名古屋蟹江弥富線	弥富市西中地町五右	8,611	10,850	19.0	0.74
		42900	蟹江飛島線	弥富市竹田 6 丁目	19,728	27,470	33.9	0.78
		43040	名古屋西港線	弥富市楠 1 丁目	11,467	15,136	65.8	0.53
		43045	名古屋西港線	弥富市操出 10 丁目	11,381	15,023	54.5	0.63
		41470	名古屋蟹江弥富線	-	5,574	7,023	15.0	0.59
		43030	名古屋十四山線	-	7,161	9,023	17.6	0.86
		60060	境政成新田蟹江線	弥富市三稻 1 丁目	1,199	1,415	11.8	0.21
		66240	新政成弥富線	弥富市六條町大山	5,100	6,426	23.5	0.80
		60130	富島津島線	弥富市森津 13 丁目	2,554	3,167	3.9	0.48
		60160	鳥ノ地名古屋線	弥富市神戸 1 丁目	4,089	5,152	23.4	0.73
		60180	木曾岬弥富停車場線	弥富市前ヶ須町野方	4,586	5,778	3.9	0.52
		65230	一宮弥富線	弥富市鯛浦町末新田	10,276	13,153	10.5	1.10
		65280	大藤永和停車場線	弥富市稻吉 1 丁目	2,658	3,296	13.7	0.45
		65290	大藤永和停車場線	弥富市下押萩 1 丁目	1,812	2,229	7.0	2.00
		66230	新政成弥富線	-	7,072	8,911	8.9	0.69
		66250	富島津島線	-	7,072	8,911	8.9	0.83
		60190	子宝愛西線	-	5,061	6,377	25.0	0.76
		60070	境政成新田蟹江線	-	3,516	4,395	65.9	0.64
	あま市	510	東名阪自動車道	名古屋西～蟹江	43,732	56,766	21.7	0.79
		370	名古屋第二環状 自動車道	清洲西 IC～甚目寺北 IC	37,831	50,055	21.4	0.84
		380	名古屋第二環状 自動車道	甚目寺北 IC～甚目寺南 IC	39,216	51,449	21.4	0.91
		42850	一宮蟹江線	あま市丹波前並	20,173	27,839	27.6	0.77
		42980	名古屋津島線	あま市七宝町下田堂中	13,210	17,437	8.5	0.69
		60270	津島七宝名古屋線	あま市七宝町伊福鍛冶屋前	14,484	19,409	9.5	1.34
		60110	津島七宝名古屋線	あま市七宝町伊福鍛冶屋前	14,484	19,409	9.5	1.40
		60430	給父西枇杷島線	あま市新居屋高畑	10,035	12,845	14.5	1.08
		60500	給父清須線	あま市方領七ノ坪	10,755	13,874	21.5	1.30
		60710	須成七宝稻沢線	あま市七宝町下之森	5,287	6,662	7.2	0.62
		60721	須成七宝稻沢線	あま市七宝町沖之島南屋敷	8,659	10,997	5.8	0.86
		60371	西条清須線	-	5,007	6,309	5.1	1.23
		60372	西条清須線	-	5,007	6,309	5.1	1.33

表 4-2-12(5) 自動車交通量

県	市	基本 区間 番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時 間自動車類 交通量上下 合計(台)	24 時間自 動車類交 通量上下 合計(台)	昼間 12 時 間自動車 類大型車 混入率(%)	混雑 度
愛知県	蟹江町	10130	一般国道 1 号	蟹江町舟入 1 丁目	15,763	21,280	16.0	1.64
		10131	一般国道 1 号	蟹江町蟹江新田	15,550	21,059	16.2	1.60
		41000	弥富名古屋線	蟹江町本町 5 丁目	14,571	19,379	5.4	1.39
		41440	名古屋蟹江弥富線	蟹江町須成敵目	9,742	12,470	20.1	0.94
		42890	一宮蟹江線	蟹江町西之森 7 丁目	27,699	39,056	28.0	1.22
		43025	名古屋十四山線	蟹江町鍋蓋新田チノ割	11,857	15,414	16.7	1.44
		60040	境政成新田蟹江線	蟹江町今二之坪	6,231	7,851	3.9	0.68
		60100	境政成新田蟹江線	蟹江町今二之坪	6,231	7,851	3.9	0.72
		60245	津島蟹江線	蟹江町西之森 2 丁目	9,172	11,740	5.3	1.23
		66450	平和蟹江線	蟹江町蟹江新田銭袋	2,413	2,992	9.7	0.26
		60250	津島蟹江線	-	1,524	1,829	1.9	0.38
		65960	蟹江梅之郷線	-	585	696	24.8	0.10
	飛島村	460	名古屋第二環状 自動車道	飛島北 IC～飛島 JCT	8,964	11,213	21.3	0.35
		690	伊勢湾岸自動車道	飛島第二～湾岸弥富	50,809	84,549	45.9	0.81
		695	伊勢湾岸自動車道	飛島第二～湾岸弥富	50,809	84,549	45.9	0.81
		12560	一般国道 302 号	飛島村木場 1 丁目	11,547	14,203	58.8	0.65
		12570	一般国道 302 号	飛島村梅之郷中梅	11,249	14,614	44.6	1.31
		12572	一般国道 302 号	飛島村渚 8 丁目	11,003	14,964	25.7	1.26
		12550	一般国道 302 号 (伊勢湾岸道路)	名港中央～飛島 1	64,131	100,056	47.7	0.84
		60090	境政成新田蟹江線	-	4,776	6,018	9.5	0.77
		60120	新政成弥富線	-	5,573	7,022	26.3	1.74
		60080	境政成新田蟹江線	-	1,500	1,800	12.7	0.38
三重県	桑名市	10	東名阪自動車道	弥富～長島	37,323	49,344	22.9	0.74
		250	伊勢湾岸自動車道	弥富木曾岬～湾岸長島	48,858	81,833	47.7	0.80
		260	伊勢湾岸自動車道	湾岸長島～湾岸桑名	46,880	79,421	49.1	0.78
		10100	一般国道 23 号	桑名市長島町福吉	33,214	51,652	35.1	1.03
		10110	一般国道 23 号	桑名市長島町福吉	32,546	49,470	36.8	1.32
		11640	一般国道 421 号	桑名市馬道 1 丁目	6,526	8,484	6.7	0.75
		40120	水郷公園線	桑名市長島町	6,472	7,946	15.4	0.88
		40130	水郷公園線	桑名市長島町殿名	6,515	8,274	23.7	0.84
		40140	水郷公園線	桑名市長島町出口	6,728	8,485	21.4	0.77
		60170	多度長島線	桑名市長島町下坂手	266	303	6.0	0.05
		60580	立田長島線	桑名市長島町西川	4,498	5,667	30.1	0.62
		60690	桑名四日市線	桑名市大字大貝須	1,215	1,458	6.9	0.22
		61060	長島停車場線	桑名市長島町西外面	323	401	3.1	0.49
	木曾岬町	240	伊勢湾岸自動車道	湾岸弥富～弥富木曾岬	46,563	79,216	46.7	0.75
		60070	木曾岬弥富停車場線	木曾岬町大字源緑輪中	1,242	1,503	50.7	0.33
		60060	木曾岬弥富停車場線	木曾岬町大字西対海地	1,508	1,795	8.0	0.24

注) 斜体は推計値を示している。

出典:「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計表」(国土交通省ホームページ)

2) 鉄道の状況

調査区域における主要駅の駅別年間乗車人員は表4-2-13に、鉄道網は図4-2-7に示すとおりです。

調査区域には、東海道新幹線、JR 東海道本線、JR 関西本線、名鉄名古屋本線、名鉄尾西線、名鉄津島線、近鉄名古屋線が存在しています。

主要駅で最も年間乗車人員が多い駅は、JR 東海道本線尾張一宮駅で約 8,979 千人であり、次いで名鉄名古屋本線名鉄一宮駅で約 5,596 千人となっています。

表 4-2-13 主要駅の駅別年間乗車人員

路線名	駅名	年間乗車人員 (人)		乗降人員 (人) 1 日平均	年度
		総数	うち定期		
JR 東海道本線	尾張一宮	8,979,147	6,255,839	-	令和 5 年度
	稲沢	3,066,114	2,196,731	-	令和 5 年度
JR 関西本線	蟹江	-	-	-	-
	永和	-	-	2,516	令和 5 年度
	弥富	-	-	-	-
	長島	192,500	120,002	-	令和 5 年度
名鉄名古屋本線	今伊勢	-	-	-	-
	名鉄一宮	5,596,512	3,904,380	-	令和 4 年度
	妙興寺	-	-	-	-
	島氏永	366,953	-	-	令和 5 年度
	国府宮	3,511,190	2,661,060	-	令和 4 年度
	奥田	417,265	-	-	令和 5 年度
	大里	663,093	-	-	令和 5 年度
名鉄尾西線	開明	-	-	-	-
	西一宮	-	-	-	-
	観音寺	-	-	-	-
	荻安賀	-	-	-	-
	二子	-	-	-	-
	萩原	-	-	-	-
	玉野	-	-	-	-
	山崎	169,874	-	-	令和 5 年度
	森上	474,667	-	-	令和 5 年度
	上丸渕	163,981	-	-	令和 5 年度
	丸渕	119,254	-	-	令和 5 年度
	渕高	-	-	1,353	令和 5 年度
	六輪	181,071	-	-	令和 5 年度
	町方	-	-	972	令和 5 年度
	日比野	-	-	3,602	令和 5 年度
	佐屋	-	-	3,639	令和 5 年度
	五ノ三	-	-	-	-
	弥富	-	-	-	-
名鉄津島線	津島	1,874,015	1,352,040	-	令和 4 年度
	藤浪	-	-	4,809	令和 5 年度
	勝幡	-	-	4,075	令和 5 年度
	青塚	532,682	413,250	-	令和 4 年度
	木田	-	-	-	-
	七宝	-	-	-	-
	甚目寺	-	-	-	-
近鉄名古屋線	近鉄蟹江	2,113,402	1,441,798	-	令和 4 年度
	富吉	813,354	558,395	-	令和 4 年度
	佐古木	474,256	346,901	-	令和 4 年度
	近鉄弥富	2,138,888	1,524,575	-	令和 4 年度
	近鉄長島	518,743	361,239	-	令和 5 年度

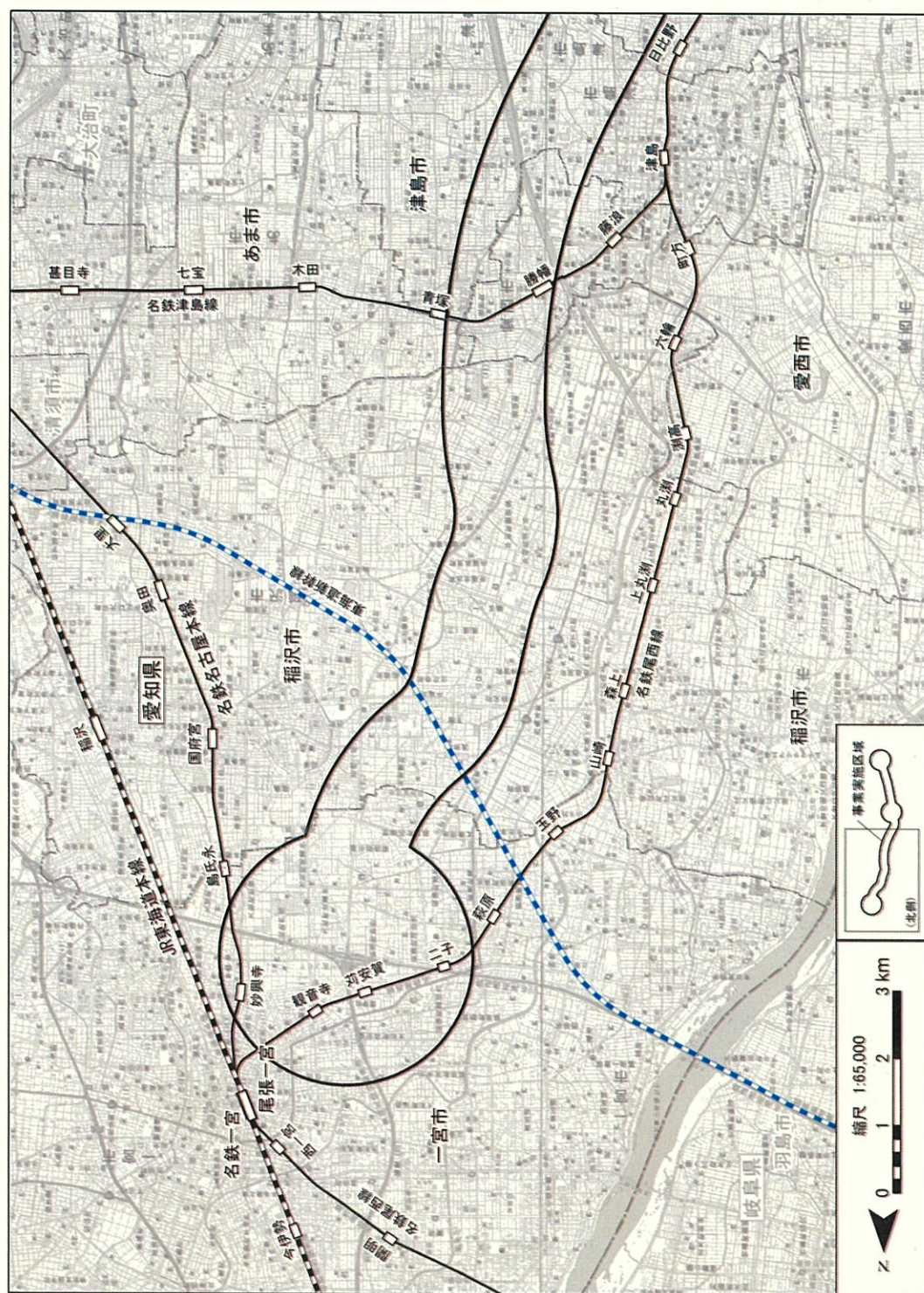
出典：「令和6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）
「稲沢の統計2025」（令和7年3月、稲沢市）
「愛西市の統計令和6年度刊」（愛西市ホームページ）
「令和7年刊三重県統計書」（三重県ホームページ）



出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省ホームページ)

図 4-2-6(1) 主要交通網及び交通量調査地点位置図

- 凡 例
- 事業実施区域
 - 市町村界
 - JR東海道新幹線
 - JR東海旅客鉄道
 - 私鉄
 - 駅



出典：「国土数値情報データダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-7(1) 鉄道網図

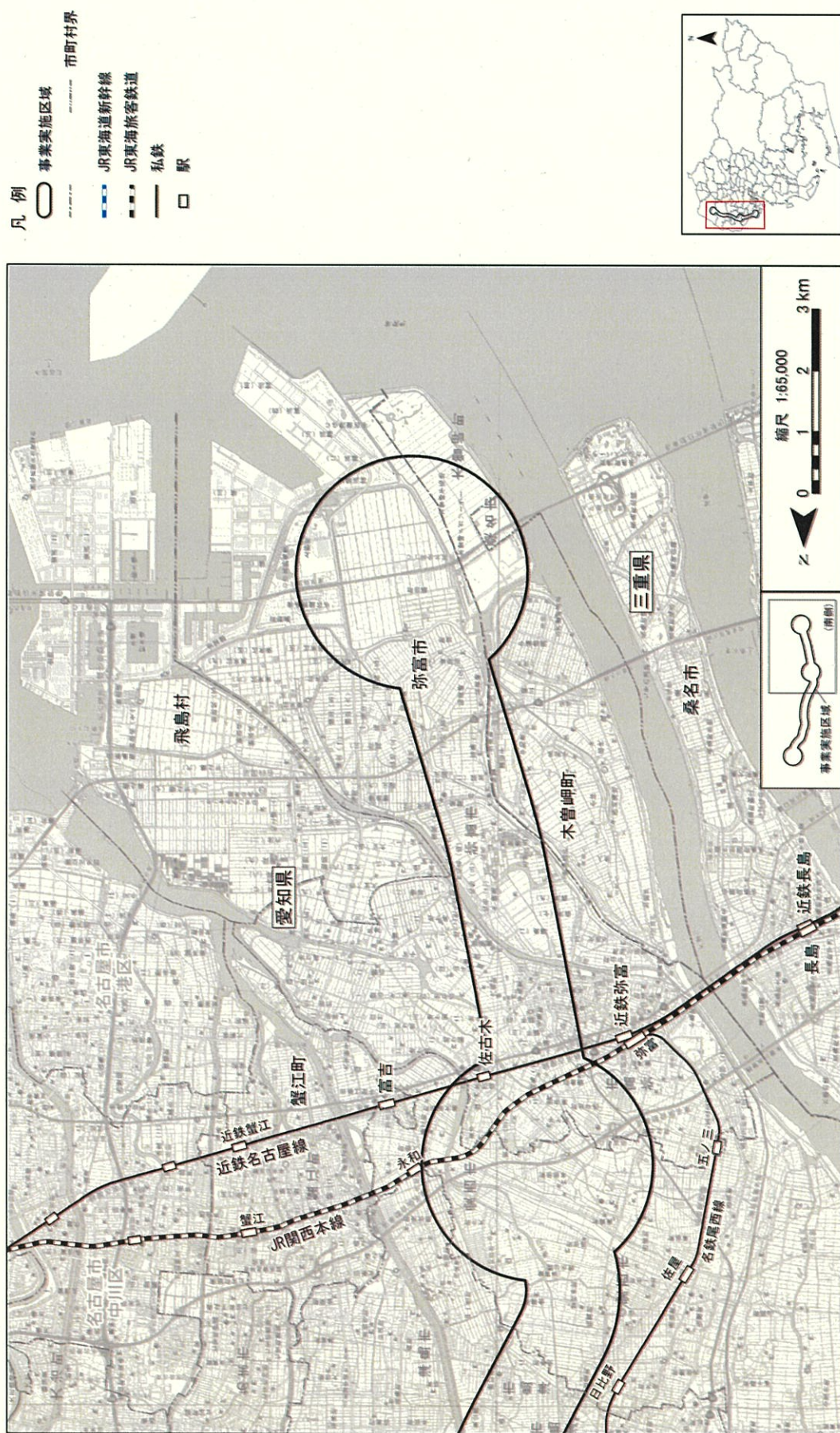


図 4-2-7(2) 鉄道網図

2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

調査区域に立地する環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校・図書館、幼稚園・保育園等、病院・福祉施設）は、表 4-2-14～表 4-2-16 及び図 4-2-8～図 4-2-10 に示すとおりです。

調査区域においては、学校、図書館、保育園等、病院、福祉施設が多数立地しています。

事業実施区域においては、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。

表 4-2-14(1) 学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
小学校	愛知県	一宮市	1	宮西小学校	一宮市大宮 4-5-33
			2	貴船小学校	一宮市貴船 1-8-46
			3	神山小学校	一宮市平和 2-12-7
			4	大志小学校	一宮市大志 2-7-6
			5	向山小学校	一宮市向山町 3-1
			6	赤見小学校	一宮市大赤見清水 2467
			7	浅野小学校	一宮市浅野野口 95
			8	丹陽西小学校	一宮市多加木 1-17-1
			9	大和東小学校	一宮市大和町戸塚薬師浦 320
			10	大和西小学校	一宮市大和町荻安賀東北出 3248
			11	今伊勢小学校	一宮市今伊勢町新神戸乾 26
			12	萩原小学校	一宮市萩原町萩原河原崎 1544
			13	中島小学校	一宮市萩原町西宮重中光堂 850
			14	富士小学校	一宮市富士 2-5-14
			15	末広小学校	一宮市末広 2-20-1
			16	今伊勢西小学校	一宮市今伊勢町馬寄西平 4-1
			17	大和南小学校	一宮市大和町戸塚連田 1-2
			18	開明小学校	一宮市開明城堀 20
			19	起小学校	一宮市起西生出 35
			20	三条小学校	一宮市三条荻 16
			21	小信中島小学校	一宮市小信中島南平口 59
			22	朝日東小学校	一宮市明地江端 8
			23	朝日西小学校	一宮市上祖父江高須賀 18
			24	大徳小学校	一宮市西五城荒子中切 26-1
		津島市	25	東小学校	津島市立込町 1-17
			26	西小学校	津島市大和町 1-14
			27	南小学校	津島市常盤町 4-20
			28	北小学校	津島市松原町 37
			29	神守小学校	津島市神守町中町 13
			30	蛭間小学校	津島市蛭間町逆川東 848
			31	高台寺小学校	津島市神尾町江西 61
			32	神島田小学校	津島市中一色町東郷 80

表 4-2-14(2) 学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
小学校	愛知県	稲沢市	33	稲沢東小学校	稲沢市長野 6-50
			34	稲沢西小学校	稲沢市稲葉 5-9-1
			35	清水小学校	稲沢市清水寺前町 126
			36	片原一色小学校	稲沢市一色中屋敷町 64
			37	国分小学校	稲沢市矢合町三島屋敷 3440
			38	千代田小学校	稲沢市福島町比舎田 102
			39	坂田小学校	稲沢市坂田町狐沢 18
			40	大里西小学校	稲沢市奥田計用町 107
			41	大里東小学校	稲沢市日下部北町 1-27
			42	下津小学校	稲沢市下津ふじ塚町 83
			43	大塚小学校	稲沢市大塚北 9-68
			44	稲沢北小学校	稲沢市稲島 3-58
			45	高御堂小学校	稲沢市高御堂 10-3-1
			46	小正小学校	稲沢市小池正明寺町東川田 4100
			47	祖父江小学校	稲沢市祖父江町祖父江七曲 52
			48	山崎小学校	稲沢市祖父江町山崎二本木 70
			49	領内小学校	稲沢市祖父江町二俣上川原 706
			50	丸甲小学校	稲沢市祖父江町甲新田芝八 5-2
			51	牧川小学校	稲沢市祖父江町両寺内砂崎 990
			52	長岡小学校	稲沢市祖父江町馬飼 449-1
			53	法立小学校	稲沢市平和町法立東瀬古 7
			54	六輪小学校	稲沢市平和町塩川 52
			55	三宅小学校	稲沢市平和町下三宅北出 1
		愛西市	56	永和小学校	愛西市大井町弥八 115
			57	市江小学校	愛西市東條町西田面 77
			58	佐屋小学校	愛西市須依町東田面 17
			59	佐屋西小学校	愛西市内佐屋町河原 136
			60	立田南部小学校	愛西市山路町小割 7
			61	立田北部小学校	愛西市新右門新田町郷前 83
			62	八輪小学校	愛西市立石町宮西 39
			63	開治小学校	愛西市鶴多須町中道 248
			64	北河田小学校	愛西市北河田町郷前 406
			65	勝幡小学校	愛西市勝幡町五俣入 2227
			66	草平小学校	愛西市草平町北田名 57
			67	西川端小学校	愛西市西川端町寺東 15
		弥富市	68	十四山東部小学校	弥富市神戸 2-4
			69	十四山西部小学校	弥富市六條町大山 94
			70	弥生小学校	弥富市鯛浦町下与太 142
			71	桜小学校	弥富市前ヶ須町南本田 425
			72	日の出小学校	弥富市平島町西新田 181
			73	栄南小学校	弥富市狐地 2-163
			74	大藤小学校	弥富市芝井 14-1175
			75	白鳥小学校	弥富市前ヶ平 2-1896-3

表 4-2-14(3) 学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地	
小学校	愛知県	あま市	76	七宝小学校	あま市七宝町桂角田 1777	
			77	伊福小学校	あま市七宝町伊福河原 28	
			78	宝小学校	あま市七宝町遠島大切戸 1296	
			79	秋竹小学校	あま市七宝町秋竹中道 358	
			80	美和小学校	あま市木田小島 55	
			81	正則小学校	あま市二ツ寺三本松 46	
			82	篠田小学校	あま市篠田十王堂 59	
			83	美和東小学校	あま市木折寺田 1-3	
			84	甚目寺小学校	あま市甚目寺寺西 40	
			85	甚目寺南小学校	あま市中萱津西ノ川 40	
			86	甚目寺東小学校	あま市西今宿六反割 60-1	
			87	甚目寺西小学校	あま市新居屋三反通 11	
			蟹江町	88	蟹江小学校	蟹江町城 4-500
		89		舟入小学校	蟹江町舟入 3-70	
		90		須西小学校	蟹江町須成西 6-114	
		91		新蟹江小学校	蟹江町蟹江新田仲川原 198	
		92		学戸小学校	蟹江町学戸 4-236	
	三重県	桑名市	93	長島中部小学校	桑名市長島町西外面 2188	
			94	伊曽島小学校	桑名市長島町福吉 567	
			95	伊曽島小学校（悠分校）	桑名市長島町横満蔵 568-3	
木曽岬町		96	木曽岬小学校	木曽岬町木曽岬町田代 160		
中学校	愛知県	一宮市	97	北部中学校	一宮市貴船 1-6-10	
			98	中部中学校	一宮市八幡 4-1-111	
			99	南部中学校	一宮市浅野土井ノ内 1-1	
			100	西成中学校	一宮市西大海道柏木 15	
			101	大和中学校	一宮市大和町苅安賀上東出 80	
			102	今伊勢中学校	一宮市今伊勢町宮後郷中茶原 52	
			103	萩原中学校	一宮市萩原町串作河室浦 1	
			104	大和南中学校	一宮市大和町南高井蓮原 2-1	
			105	尾西第一中学校	一宮市三条宮西 50	
			106	尾西第二中学校	一宮市明地油屋前 30	
			107	尾西第三中学校	一宮市開明村上 54	
			津島市	108	天王中学校	津島市宮川町 2-45
				109	藤浪中学校	津島市西柳原町 4-45
		110		神守中学校	津島市百島町観音坊 32-1	
		111		暁中学校	津島市唐臼町困外 1	
		稲沢市	112	稲沢中学校	稲沢市正明寺 2-1-1	
			113	明治中学校	稲沢市片原一色町小山 1	
			114	千代田中学校	稲沢市福島町比舎田 17	
			115	大里中学校	稲沢市奥田寺切町 69	
			116	治郎丸中学校	稲沢市治郎丸柳町 1-1	
117	稲沢西中学校		稲沢市稲沢町前田 365-10			
118	大里東中学校		稲沢市日下部北町 3-68			
119	祖父江中学校		稲沢市祖父江町上牧下川田 456			
120	平和中学校		稲沢市平和町平池七反田 53			

表 4-2-14(4) 学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
中学校	愛知県	愛西市	121	永和中学校	愛西市善太新田町七草平 111-1
			122	佐屋中学校	愛西市須依町東田面 2
			123	立田中学校	愛西市石田町宮東 1
			124	八開中学校	愛西市江西町川原 11
			125	佐織中学校	愛西市諏訪町郷東 167
			126	佐織西中学校	愛西市草平町阿原 86
		弥富市	127	十四山中学校	弥富市鳥ヶ地 1-176
			128	弥富中学校	弥富市鎌島 7-52-2
			129	弥富北中学校	弥富市鎌倉町 62
		あま市	130	七宝中学校	あま市七宝町川部山王 4
			131	七宝北中学校	あま市七宝町遠島十坪 117
			132	美和中学校	あま市木田丁子ノ口 1
			133	甚目寺中学校	あま市甚目寺二伴田 76
			134	甚目寺南中学校	あま市本郷八尻 6
		蟹江町	135	蟹江中学校	蟹江町宝 3-20
			136	蟹江北中学校	海部郡蟹江町須成西 9-55-1
	三重県	桑名市	137	長島中学校	桑名市長島町西外面 2175
			138	長島中学校（悠分校）	桑名市長島町横満蔵 568-3
		木曽岬町	139	木曽岬中学校	木曽岬町中和泉 361
義務教育学校	愛知県	飛島村	140	飛島学園	飛島村松之郷 3-21
高等学校	愛知県	一宮市	141	一宮高等学校	一宮市北園通 6-9
			142	一宮西高等学校	一宮市萩原町串作河田 1
			143	一宮興道高等学校	一宮市大和町於保十二 1-1
			144	一宮商業高等学校	一宮市文京 2-1-7
			145	木曽川高等学校	一宮市開明樋西 11-1
			146	尾西高等学校	一宮市上祖父江小稲葉 18
			147	一宮起工科高等学校	一宮市小信中島郷南 2
			148	修文学院高等学校	一宮市日光町 6-1
		津島市	149	津島高等学校	津島市宮川町 3-80
			150	津島北高等学校	津島市又吉町 4-1
			151	津島東高等学校	津島市蛭間町弁日 1
		稲沢市	152	稲沢東高等学校	稲沢市大塚南 6-33
			153	稲沢高等学校	稲沢市平野町加世 11
			154	稲沢緑風館高等学校	稲沢市平野町加世 11
			155	杏和高等学校	稲沢市祖父江町二俣宮西 1-1
			156	愛知啓成高等学校	稲沢市西町 1-1-41
		愛西市	157	佐屋高等学校	愛西市東條町高田 39
			158	愛西工科高等学校	愛西市湊高町蔭島 1
			159	清林館高等学校	愛西市持中町八町 88
		弥富市	160	愛知黎明高等学校	弥富市稲吉 2-52
		あま市	161	美和高等学校	あま市篠田五ノ藤 1
			162	五条高等学校	あま市西今宿阿弥陀寺 56

表 4-2-14(5) 学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
特別支援学校	愛知県	一宮市	163	一宮聾学校	一宮市大和町荻安賀上西之杵 30
		稲沢市	164	いなざわ特別支援学校	稲沢市一色森山町 225-1
		愛西市	165	佐織特別支援学校	愛西市西川端町中東山 37
専修学校	愛知県	稲沢市	166	中和医療専門学校	稲沢市東緑町 1-1-81
		飛島村	167	愛知自動車整備専門学校	飛島村大字飛島新田字梅之郷東/割 145-14
各種学校	愛知県	一宮市	168	三条高等珠算学校	一宮市三条字郷南東 25-1
			169	萩原高等珠算学校	一宮市萩原町萩原字河原崎 101
			170	矢野ドレスメーカー女学院	一宮市大和町馬引荒木 11
		津島市	171	東海美容学校	津島市明天町 1-26
			172	宮川高等珠算学校	津島市瑠璃小路町 1-26
		稲沢市	173	平和高等速算学校	稲沢市平和町三宅 3039
		愛西市	174	勝幡高等速算学校	愛西市勝幡町字竹丸 2204-1
大学	愛知県	一宮市	175	一宮市研伸大学 看護学部	一宮市常願通 5 丁目 4 番 1
			176	修文大学	一宮市日光町 6
		稲沢市	177	名古屋文理大学・短期大学部	稲沢市稲沢町前田 365
図書館	愛知県	一宮市	178	一宮市立中央図書館	一宮市栄 3-1-2
			179	一宮市立尾西図書館	一宮市東五城字大平裏 19-1
			180	一宮市立子ども文化広場図書館	一宮市朝日 1-6-9
		津島市	181	津島市立図書館	津島市老松町 1 番地 1
			182	津島市立図書館 神守分室	津島市萩原町字椋木 5 津島市生涯学習センター 1 階
			183	津島市立図書館 神島田分室	津島市中一色町東郷 22-1
			184	稲沢市立中央図書館	稲沢市正明寺 3-114
		稲沢市	185	稲沢市立祖父江の森図書館	稲沢市祖父江町桜方字六町 17
			186	稲沢市立平和町図書館	稲沢市平和町中三宅字二丁割 60
		愛西市	187	愛西市中央図書館	愛西市須依町東田面 6
			188	愛西市佐織図書館	愛西市諏訪町郷西 456-1
		弥富市	189	弥富市立図書館	弥富市前ヶ須町南本田 347
		あま市	190	あま市美和図書館	あま市花正地先 1-1
			191	あま市七宝公民館読書室	あま市七宝町安松小新田 2337
			192	あま市甚目寺公民館図書室	あま市甚目寺二伴田 65
		蟹江町	193	蟹江町図書館	蟹江町大字蟹江新田字札中地 101-1
		飛島村	194	飛島村図書館	飛島村大字松之郷三丁目 46-1
	三重県	桑名市	195	長島輪中図書館	桑名市長島町源部外面 337
		木曽岬町	196	木曽岬町立図書館	木曽岬町大字西対海地 251

注) No. は図4-2-8に対応する。

出典：「令和7年度学校一覧」（愛知県ホームページ）

「愛知県内の私立学校」（愛知県ホームページ）

「愛知県大学情報ポータルサイト」（愛知県政策企画局企画調整部）

「愛知県内 公立図書館一覧」（愛知県図書館ホームページ）

「施設概要」（津島市ホームページ）

「令和7年度 学校名簿」（三重県ホームページ）

「県内の市町立図書館・図書室紹介」（三重県立図書館ホームページ）

表 4-2-15(1) 幼稚園・保育園等の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
幼稚園	愛知県	一宮市	1	愛知文教女子短期大学附属はぎわら幼稚園	一宮市萩原町串作字流 17-1
			2	一宮栽松幼稚園	一宮市大赤見字西川垂 99-1
			3	一宮聖光幼稚園	一宮市古金町 1-40
			4	劔正幼稚園	一宮市本町 1-4-24
			5	金剛幼稚園	一宮市開明字郷中 58
			6	修文大学附属一宮幼稚園	一宮市日光町 6
			7	丹陽幼稚園	一宮市あずら 1-18-16
			8	中田劔正幼稚園	一宮市北小渕字中田 60
			9	尾西幼稚園	一宮市蓮池字上長池 10
			10	大和東幼稚園	一宮市大和町妙興寺字才田 32
			11	龍明寺幼稚園	一宮市大和町毛受字浜田 28-2
		津島市	12	双葉幼稚園	津島市西柳原町 1-53
			13	百島幼稚園	津島市百島町字牛屋 41
		稲沢市	14	しんわ幼稚園	稲沢市高御堂 5-148
			15	愛知文教女子短期大学附属ぶんきょう幼稚園	稲沢市西町 2-35-17
			16	大里双葉幼稚園	稲沢市井之口北畑町 226
			17	祖父江幼稚園	稲沢市祖父江町祖父江下沼 220
		愛西市	18	諏訪幼稚園	愛西市諏訪町郷東 109
			19	天王幼稚園	愛西市柚木町中田面 372
			20	とみよし幼稚園	愛西市大野町山 1821
		あま市	21	青山幼稚園	あま市七宝町沖之島五反田 28-1
			22	木田幼稚園	あま市木田南 1-2-5
			23	中川幼稚園	あま市七宝町伊福隅田 56
			24	明和幼稚園	あま市中橋宮前 18
		蟹江町	25	はばたき幼稚園	蟹江町本町 8-29
	三重県	桑名市	26	長島幼稚園	桑名市長島町源部外面 215
保育所	愛知県	一宮市	27	野口保育園	一宮市野口 1-19-7
			28	押場保育園	一宮市音羽 2-2-29
			29	真澄保育園	一宮市公園通 4-20
			30	貴船保育園	一宮市貴船 2-5-17
			31	富士保育園	一宮市富士 1-12-8
			32	大志保育園	一宮市大志 2-5-20
			33	一色保育園	一宮市一色町 76
			34	浅野保育園	一宮市浅野字佐五山 55
			35	赤見保育園	一宮市小赤見字清水 13
			36	丹陽西保育園	一宮市多加木 1-24-10
			37	大和東保育園	一宮市花池 3-10-3
			38	大和北保育園	一宮市大和町馬引字乾出 19
			39	今伊勢中保育園	一宮市今伊勢町宮後字西茶原 58-1
			40	今伊勢南保育園	一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-6
			41	今伊勢北保育園	一宮市今伊勢町馬寄字桑屋敷 17-1
			42	萩原保育園	一宮市萩原町萩原字河原崎 19
			43	中島保育園	一宮市萩原町西宮重字東光堂 53

表 4-2-15(3) 幼稚園・保育所等の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
保育所	愛知県	一宮市	44	朝宮保育園	一宮市萩原町朝宮字栄 57
			45	西御堂保育園	一宮市萩原町西御堂字蓮池 31
			46	起保育園	一宮市起字用水添 8
			47	三条保育園	一宮市三条字郷南西 31-1
			48	小信保育園	一宮市小信中島字南平口 98
			49	開明保育園	一宮市開明字名古屋 34
			50	簗屋保育園	一宮市簗屋 2-5-46
			51	富田保育園	一宮市富田字橋詰 298-1
			52	北今保育園	一宮市北今字葭山 578
			53	朝日西保育園	一宮市上祖父江字山前 26
			54	開明西保育園	一宮市開明字教堂池 38-1
			55	東五城保育園	一宮市東五城字南田尾 748
			56	朝日東保育園	一宮市明地字鞆 20
			57	一宮尚正会保育園	一宮市古金町 2-18
			58	研修南保育園	一宮市大和町於保字上次 19、20
			59	末広保育園	一宮市末広 2-20-20
			60	ふたば保育園	一宮市大和町馬引字古宮 63
			61	かもめ保育園	一宮市末広 1-21-10
			62	丹羽保育園	一宮市丹羽字南屋敷 1555-1
			63	一宮尚正会大和保育園	一宮市大和町荻安賀字東下田 6
			64	大和保育園	一宮市大和町荻安賀字角出 80
			65	駅西にわ(丹羽保育園分園)保育園	一宮市新生 1-4-4
			66	あさひ保育園	一宮市明地字東七丁原 110
			67	アートチャイルドケア尾張一宮保育園	一宮市森本 5-25-5
			68	ウェルネス保育園一宮	一宮市羽衣 2-5-2 ビバモール一宮 3 階
			69	一宮聖光幼稚園保育部	一宮市古金町 1-40
			70	あすかキッズ一宮駅前	一宮市栄 2 丁目 12-10
			71	スクルドエンジェル保育室一宮平和園	一宮市平和 1 丁目 11-10
			72	はな保育室いちのみや駅前	一宮市本町 4 丁目 1-5
			73	あすかキッズ貴船	一宮市貴船 2 丁目 10-20
			74	はな保育室いちのみやみなみ	一宮市森本 4 丁目 6-21
			75	ピョン助キッズハウス多加木	一宮市多加木 1 丁目 23-16
			76	はな保育室いまいせ	一宮市今伊勢町本神戸字前畑 4
			77	すくすく nursery 妙興寺	一宮市妙興寺 1 丁目 5-4
			78	ピョン助キッズハウス一宮駅東	一宮市本町 4 丁目 4-2
			79	はな保育室いちのみや駅西	一宮市平和 2 丁目 13-4
			80	サンライズキッズ保育園今伊勢園	一宮市今伊勢町宮後字菟丁野 41-1
			81	あすかキッズ神山	一宮市神山 3 丁目 9-11
			82	あんず保育所	一宮市開明字東石亀 14
			83	はな保育室いまいせきた	一宮市今伊勢町新神戸字九反野 49 番地 3
			84	なごみん神山園	一宮市神山 2 丁目 3 番地 23

表 4-2-15(4) 幼稚園・保育所等の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
保育所	愛知県	一宮市	85	ピョン助キッズハウス八町通	一宮市八町通 2 丁目 26 番地
			86	スクルドエンジェル保育室一宮 観音寺園	一宮市観音寺 1 丁目 18 番 9
			87	はな保育室はないけ	一宮市花池 2 丁目 6 番 7
			88	めいてつ保育ステーション一宮 妙興寺ぼっぼ園	一宮市大和町宮地花池字高見 77 番地 1
			89	株式会社ソト事業所内託児所	一宮市簗屋 5 丁目 6-1
			90	子どものお家	一宮市西五城字中切 662-1 ハム西五城 3. 101 号
			91	La Porte International Kindergarten	一宮市東五城字若宮前 7-1
			92	Head Start International Preschool	一宮市赤見 2 丁目 10-27
			93	Acorn International Preschool	一宮市開明字蒲原 7-1
			94	いろどり保育室	一宮市文京 2-9-11
		津島市	95	共存園保育所	津島市東洋町 2 丁目 34
			96	蛭間保育園	津島市蛭間町字高瀬 831
		稲沢市	97	大里西保育園	稲沢市高重西町 123-1
			98	下津保育園	稲沢市下津住吉町 42
			99	片原一色保育園	稲沢市一色神宮町 63
			100	国分保育園	稲沢市矢合町 3368-3
			101	駅前保育園	稲沢市駅前 2 丁目 25-29
			102	子生和保育園	稲沢市子生和小原町 34
			103	高御堂中央保育園	稲沢市高御堂 10 丁目 2-4
			104	大塚保育園	稲沢市大塚北 8 丁目 36
			105	祖父江保育園	稲沢市祖父江町祖父江七曲 159
			106	山崎保育園	稲沢市祖父江町山崎二本木 219
			107	領内保育園	稲沢市祖父江町二俣上川原 618
			108	丸甲保育園	稲沢市祖父江町甲新田芝原下 73
			109	牧川保育園	稲沢市祖父江町両寺内札古東 8
			110	大里東みどり保育園	稲沢市六角堂西町 1 丁目 1-5
			111	みのり保育園	稲沢市増田東町 192
			112	みずほ保育園	稲沢市井之口大坪町 79
			113	信竜保育園	稲沢市大塚南 4 丁目 36
			114	信竜国府宮保育園	稲沢市松下 1 丁目 2-1 国府宮ビル 2F
			115	明治保育園	稲沢市浅井町八神 21
			116	小正保育園	稲沢市小池 2 丁目 10-5
			117	小鳩保育園	稲沢市池部町 1 丁目 22
			118	千代田保育園	稲沢市坂田町貴船 13
			119	附島保育園	稲沢市附島町屋敷 48-1
			120	稲沢保育園	稲沢市稲島 7 丁目 75-1
			121	めばえ保育園	稲沢市下津森町 68
			122	ぴよぴよルーム稲沢店	稲沢市増田西 54
		愛西市	123	永和保育園	愛西市大野町末 28
			124	佐屋中央保育園	愛西市北一色町昭和 113

表 4-2-15(5) 幼稚園・保育所等の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
保育所	愛知県	愛西市	125	佐織保育園	愛西市諏訪町池埋 519
			126	美和多保育園	愛西市須依町前田面 157
			127	市江保育園	愛西市西條町東善太 149
			128	西川端保育園	愛西市西川端町小城 64-4
			129	町方保育園	愛西市町方町石塚 38-2
			130	草平保育園	愛西市草平町中切 19
			131	Head Start International Preschool 愛西校	愛西市西條町西善田 77-2
		弥富市	132	南部保育所	弥富市前ヶ須町野方 802-1
			133	桜保育所	弥富市平島町喜右味名 69-1
			134	大藤保育所	弥富市寛延二丁目 17
			135	白鳥保育所	弥富市前ヶ平一丁目 336
			136	弥生保育所	弥富市鯛浦町上巳 52-1
			137	栄南保育所	弥富市操出九丁目 15
			138	西部保育所	弥富市五明一丁目 67
			139	ひので保育所	弥富市平島中四丁目 266
			140	十四山保育所	弥富市坂中地一丁目 34
		あま市	141	七宝北部保育園	あま市七宝町安松七丁目 8
			142	正則保育園	あま市二ツ寺三本松 80
			143	篠田保育園	あま市篠田三丁目 52
			144	昭和保育園	あま市甚目寺二伴田 76
			145	聖徳保育園	あま市甚目寺東大門 43
			146	新居屋保育園	あま市新居屋東高田 50
			147	五条保育園	あま市西今宿六反地 12
		蟹江町	148	蟹江保育所	蟹江町城 1 丁目 525
			149	蟹江南保育所	蟹江町城 4 丁目 244
			150	蟹江西保育所	蟹江町学戸 4 丁目 29
			151	舟入保育所	蟹江町舟入 1 丁目 228
			152	須成保育所	蟹江町須成字古苗代 1733
			153	新蟹江北保育所	蟹江町富吉 3 丁目 217
			154	はばたき保育園	蟹江町本町 8 丁目 35-1
			155	キッズガーデンカリヨンの杜	蟹江町宝 3 丁目 3
		飛島村	156	第一保育所	飛島村古政成 6-1
	三重県	桑名市	157	長島中部保育所	桑名市長島町源部外面 337
			158	西川第二保育園	桑名市長島町東殿名 1024
認定こども園	愛知県	一宮市	159	幼保連携型認定こども園九品寺幼稚園	一宮市真清田 2-14-7
		津島市	160	昭和幼稚園	津島市葉苅町稲葉 33-2
			161	真こども園	津島市神尾町字江西 84 番地
			162	唐臼こども園	津島市唐臼町郷裏 55 番地
			163	神守こども園	津島市神守町字古道 8 番地 4
			164	神島田こども園	津島市中一色町東郷 4
			165	あたごこども園	津島市東愛宕 2-83
			166	ふじなみこども園	津島市寺前町 2-55
			167	三和第一保育園	津島市大縄町 9-43

表 4-2-15(6) 幼稚園・保育所等の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
認定こども園	愛知県	津島市	168	三和第二保育園	津島市城山町 1-1
			169	新開こども園	津島市新開町 5 丁目 6
			170	つしま幼稚園	津島市舟戸町 40 番地 1
		稲沢市	171	和光こども園	稲沢市駅前三丁目 7-22
			172	幼保連携型認定こども園梅檀保育園	稲沢市稲葉 2-4-7
			173	へいわこども園	稲沢市平和町横池中之町 138 番地
		愛西市	174	勝幡さくら園	愛西市勝幡町塩畑 2633 番地 5
			175	幼保連携型認定こども園丸島保育園	愛西市二子町上丸島 92 番地 1
			176	幼保連携型認定こども園白百合保育園	愛西市江西町街道西 95-4
			177	幼保連携型認定こども園立南保育園	愛西市山路町荒山 59 番地
			178	諏訪幼稚園	愛西市諏訪町郷東 109 番地
		弥富市	179	認定こども園弥富はばたき幼稚園	弥富市森津七丁目 26 番地
		あま市	180	七宝こども園	あま市七宝町伊福薬師 16 番地
			181	ひかりこどもえん	あま市新居屋辻畑 22 番地
			182	美和こども園	あま市金岩枝村 36 番地
			183	七宝幼稚園	あま市七宝町安松 8 丁目 92 番地
		蟹江町	184	蟹江幼稚園	蟹江町大字新千秋字後東 82
			185	幼保連携型認定こども園須成東幼稚園	蟹江町桜 4 丁目 224 番地
		飛島村	186	幼保連携型認定こども園飛島保育園	飛島村元起三丁目 28 番地
	三重県	木曽岬町	187	木曽岬こども園	木曽岬町和泉 431-1

注) No. は図4-2-9に対応する。

出典：「令和7年度学校一覧」(愛知県ホームページ)

「愛知県内の私立学校」(愛知県ホームページ)

「名古屋市内の保育所等認可施設・事業所」(名古屋市ホームページ)

「一宮市内公立保育園一覧(令和5年度)」(一宮市ホームページ)

「一宮市内私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所一覧」(一宮市ホームページ)

「保育所一覧」(愛知県ホームページ)

「認可外保育施設一覧」(一宮市ホームページ)

「愛知県所管認可外保育施設一覧表」(愛知県ホームページ)

「愛知県内の認定こども園一覧表」(愛知県ホームページ)

「令和7年度 学校名簿」(三重県ホームページ)

「ここ de サーチ(子ども・子育て支援情報公表システム) ウェブサイト」

表 4-2-16(1) 病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
病院	愛知県	一宮市	1	一宮市立市民病院	一宮市文京 2-2-22
			2	総合大雄会病院	一宮市桜 1-9-9
			3	いまむら病院	一宮市今伊勢町本神戸字無量寺東 17
			4	医療法人泰玄会 泰玄会病院	一宮市東五城字備前 1-1
			5	医療法人山下病院	一宮市中町 1-3-5
			6	大雄会第一病院	一宮市羽衣 1-6-12
			7	医療法人泰玄会 泰玄会西病院	一宮市小信中島字郷中 104
			8	いまいせ心療センター	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原 30
			9	尾西記念病院	一宮市富田字宮東 1718-1
			10	一宮西病院	一宮市開明字平 1
			11	一宮医療療育センター	一宮市富田字流筋 1679-2
		津島市	12	津島市民病院	津島市橘町 3-73
			13	医療法人三善会 津島中央病院	津島市葉苅町字綿掛 63
			14	津島リハビリテーション病院	津島市南新開町 1-114
			15	医療法人宏徳会 安藤病院	津島市唐臼町半池 72-1
		稲沢市	16	稲沢市民病院	稲沢市長束町沼 100
			17	愛知県厚生農業協同組合連合会 稲沢厚生病院	稲沢市祖父江町本甲拾町野 7
			18	医療法人回精会 北津島病院	稲沢市平和町嫁振 307
			19	医療法人六輪会 六輪病院	稲沢市平和町塩川 104
		弥富市	20	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	弥富市前ヶ須町南本田 396
			21	偕行会リハビリテーション病院	弥富市神戸 5-20
		あま市	22	あま市民病院	あま市甚目寺畦田 1
			23	医療法人宝会 七宝病院	あま市七宝町下田矢倉下 1432
			24	医療法人和合会 好生館病院	あま市上萱津西ノ川 8
		蟹江町	25	医療法人瑞頌会 尾張温泉かにえ病院	海部郡蟹江町大字西之森字長瀬下 65-14
			26	船入病院	海部郡蟹江町宝 1-596
	三重県	桑名市	27	長島中央病院	桑名市長島町福吉 271

表 4-2-16(2) 病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	一宮市		特別養護老人ホーム	
			28	愛厚ホーム一宮苑	一宮市大和町荻安賀字狭間 70
			29	朝日荘	一宮市明地字西阿古井 1
			30	一宮市萩の里	一宮市萩原町東宮重字蓮原 36-1
			31	アルメゾンみづほ	一宮市三条字野間 26-1
			32	プチ・プレジール	一宮市大和町於保字丹波 6-3
			33	西御堂の里三笠	一宮市萩原町西御堂字虫祭 1-1
			34	まつかぜ	一宮市開明字柳苗代 13
			35	ガーデンハウス今伊勢	一宮市今伊勢町馬寄字御祭田 2-1
				介護老人保健施設	
			36	医療法人泰玄会介護老人保健施設みなみ	一宮市上祖父江字小稲葉 1
			37	介護老人保健施設サザン一宮	一宮市北小渕字道上 55-1
			38	医療法人泰玄会泰玄会老人保健施設	一宮市小信中島字仁井西 56-3
				養護老人ホーム	
			39	新和楽荘	一宮市萩原町東宮重字蓮原 24-1
				軽費老人ホーム(軽費老人ホーム A 型・ケアハウス)	
			40	軽費老人ホーム朝日荘	一宮市明地字西阿古井 1
			41	ケアハウスサンセリテ大和	一宮市大和町於保字宮前 70
				有料老人ホーム	
			42	HIBISU 一宮	一宮市長島町 1-3
			43	ヴィヴァハウス	一宮市萩原町花井方 975
			44	たんぽぽ森本の家	一宮市森本 1-20-15
			45	ライフケア玉野	一宮市玉野字西瀬古 31-2
			46	やまと	一宮市大和町南高井字江北 8
			47	たんぽぽグランドハウス	一宮市栄 1-1-18
			48	さくら苑	一宮市浅野字居森野 84
			49	K ライン・ケアレジデンス一宮	一宮市下沼町 1-15-2
			50	なごみ	一宮市東五城字竈島 28
			51	花みずき苑	一宮市浅野字佐五山 65
			52	ライフケア一宮	一宮市大和町毛受字浜田 50
			53	ナーシングホームほほえみ五城	一宮市西五城字中川田 18-1
			54	楽・楽	一宮市丹羽字六反畑 867-6
			55	一花開明	一宮市開明字飛山流 57-1
			56	ニッケあすも一宮	一宮市今伊勢町本神戸字前畑 1
			57	シルバーホームみのり西小原	一宮市西小原町 21-1
			58	やまとの憩	一宮市大和町福森字郷中 58-2
			59	三条	一宮市三条字道東 83-1
			60	ライフケア妙興寺	一宮市大和町妙興寺字西之口 2361-1
			61	ゆう荻安賀いちご	一宮市大和町荻安賀狭間 37
			62	ザ・フクシアコート丹羽	一宮市丹羽六反畑 852-1
			63	ザ・フクシアコート小原住宅型 有料老人ホーム	一宮市小原町 14-1

表 4-2-16(3) 病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	一宮市	64	ハピネス森本	一宮市森本 3-10-10
			65	花むすび開明	一宮市開明字北屋敷 18-1
			66	ロングライフ開明	一宮市開明字畑添 16-1
			67	ほほえみ I r i s a k i	一宮市開明字杵先 29
			68	ライフケア大赤見	一宮市大赤見字大島 17
			69	すずらん一宮市	一宮市緑 5-2-8
			70	とわの杜	一宮市赤見 3-4-2
			71	住宅型有料老人ホーム加賀野井	一宮市東加賀野井字川原 1729
			72	リアン一宮牛野通	一宮市牛野通 2-50-1
			73	ナーシングホームほほえみ東五城	一宮市東五城字北作野 36-1、37-1
			74	あるふあの家	一宮市西島町 1-18
			75	花の里	一宮市祐久字八間城 174
			76	ナーシングホーム北斗開明	一宮市開明字蒲原 25
			77	ええなもはうす	一宮市音羽 2-5-17-2
			78	ハピネス新生	一宮市新生 3-9-1
			79	ナーシングホーム青空一宮	一宮市東五条字北作野 45-1
			80	CARE	一宮市栄 4-3-8
			81	ナーシングホーム寿々一宮西	一宮市西五城字飛石北 34-1
			82	ナーシングホームえる	一宮市開明字馬保里 81
			83	ナラティブホームさつき	一宮市大赤見才勝 5
			84	サポートテラス深坪	一宮市深坪町 32-2
			85	ユトリロの空	一宮市大和町妙興寺字徳法寺浦 25
			86	ナーシングホームアイプラス	一宮市萩原町萩原字大日 21
			87	まかろん一宮	一宮市両郷町 3-46-1
			88	メディケアホーム緑の家	一宮市大和町荻安賀字上西之杵 15-2
			89	ナーシングハウスつくしの里末広	一宮市末広 3-11-15
			90	じゃがいもの里	一宮市祐久字南野黒 132
			91	幸せの和	一宮市大志 1-13-20
			92	からふる庭園今伊勢	一宮市今伊勢町本神戸字無量寺東 1122
			93	リリーフのお家	一宮市両郷町 3-25-2
			94	安住いちのみや	一宮市川田町 5-32
			95	介護と医療と安心のすまいハッピー	一宮市大和町荻安賀字更屋敷 33
			96	ナーシングホーム桃李	一宮市高畑町 3-61-1
			97	ニッケあすも一宮式番館	一宮市今伊勢町本神戸字前畑 1
			98	住宅型有料老人ホーム笑咲ノ家 一宮	一宮市浅野字下土池 3
			99	和の里白旗通り	一宮市白旗通 1-8
			100	胡蝶	一宮市小信中島字北東山 39
			101	おだいじに住宅型有料老人ホーム 一宮	一宮市竈屋 2-2-6
			102	ナーシングホーム紬	一宮市小信中島字新田前 6
			103	ナーシングホームアイプラス朝宮	一宮市萩原町朝宮字神ノ木 70-1
			104	ナーシングホーム青空起	一宮市東五城字上出 16-1
			105	有料老人ホームハピネス大和	一宮市宮地 2-11-1

表 4-2-16(4) 病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	一宮市	106	ナーシングホームかえで	一宮市明地字東下平 86-1
			107	住宅型有料老人ホーム加賀野井Ⅱ	一宮市東加賀野井字川原 1720
			108	紡の家	一宮市九品町 3-18-1
			109	ゴールドエイジロイヤル一宮	一宮市小信中島字東鶴平 82-1
			110	ナーシングホーム北斗大和	一宮市大和町福森字宮前 21-1
			111	アクアホーム一宮起	一宮市起字西生出 84
			112	アローホーム大和	一宮市大和町妙興寺字徳法寺浦 25
			113	介護と医療と安心のすまい ハピ ー。	一宮市大和町荻安賀字更屋敷 39
			114	ハート・いちのみや	一宮市開明字東沼 18-1
			115	ウェルホーム一宮	一宮市萩原町朝宮字朝宮前 21
			116	サンフラワー一宮	一宮市東加賀野井字東川原 88
		津島市	特別養護老人ホーム		
			117	恵寿荘	津島市唐臼町半池 72-6
			118	長寿の里・津島	津島市江西町 1-3-1
			119	第二陽だまりの里	津島市寺野町字好土 44
			介護老人保健施設		
			120	老人保健施設第一アメニティつしま	津島市東柳原町 3-47-1
			121	老人保健施設第二アメニティつしま	津島市東柳原町 3-45
			122	老人保健施設六寿苑	津島市南新開町 1-112-1
			123	介護老人保健施設パピリオン	津島市薬苅町字綿掛 56
			124	介護老人保健施設第2六寿苑	津島市杵前町 5-31-1
			125	ユニット型介護老人保健施設第2六寿苑	津島市杵前町 5-31-1
			介護医療院		
			126	医療法人宏徳会安藤病院介護医療院	津島市唐臼町半池 72-1
			127	介護医療院津島中央病院	津島市薬苅町字綿掛 63
			養護老人ホーム		
			128	天王川荘	津島市中地町 4-65
			軽費老人ホーム(軽費老人ホームA型・ケアハウス)		
			129	ケアハウス陽だまりの里	津島市下切町字見祢ツ 11
			有料老人ホーム		
			130	みんなの家	津島市宇治町小切 95
			131	愛宕の家	津島市愛宕町 4-113
			132	ドルトワールひだまり	津島市杵前町 4-28-1
			133	ライフケア津島	津島市越津町字坪之内 15
			134	すみれ津島駅前	津島市藤里町 1-42-2
			135	ハート・つしま	津島市又吉町 1-51
			136	ひまわり会館津島	津島市常盤町 2-47-1
			137	青塚ケアセンターまほろば	津島市青塚町 6-142
			138	ナーシングホーム楽楽	津島市寺野町字高瀬 58

表 4-2-16(5) 病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	稲沢市	特別養護老人ホーム		
			139	寿敬園	稲沢市平和町観音堂東海塚 26
			140	寿敬園 (ユニット型)	稲沢市平和町観音堂東海塚 26
			141	大和の里	稲沢市六角堂東町 1-3-6
			142	祖父江グリーンハウス	稲沢市祖父江町祖父江中沼 15
			143	第二大和の里	稲沢市井堀野口町 27
			144	第二大和の里 (ユニット型)	稲沢市井堀野口町 27
			145	すずの郷	稲沢市船橋町江向 193-1
			146	すずの郷西館	稲沢市船橋町江向 131
			147	信竜	稲沢市大塚北 9-45
			148	稲沢白寿苑	稲沢市治郎丸元町 34
			介護老人保健施設		
			149	医療法人回精会稲沢老人保健施設第1 憩の泉	稲沢市駅前 2-27-3
			150	医療法人回精会稲沢老人保健施設第2 憩の泉	稲沢市駅前 2-25-15
			151	介護老人保健施設ベストライフ祖父江	稲沢市祖父江町四貫東堤外 1201-70
			軽費老人ホーム(軽費老人ホームA型・ケアハウス)		
			152	ケアハウス祖父江グリーンハウス	稲沢市祖父江町祖父江中沼 15
			153	ケアハウス第二大和の里	稲沢市井堀野口町 27
			154	ケアハウス信竜	稲沢市大塚北 9-34-1
			155	ケアハウス信竜 2 号館	稲沢市大塚北 9-33
			有料老人ホーム		
			156	カナン	稲沢市小池 2-12-7
			157	さくらんぼ	稲沢市祖父江町二俣下り戸 109-1
			158	一花下津	稲沢市下津小井戸町 41
			159	安住	稲沢市長野 5-80
			160	ノエル	稲沢市小池 2-4-21
			161	ゆうゆう未来館稲沢	稲沢市重本 1-13-1
			162	いなざわの憩	稲沢市一色川俣町 149-1
			163	もんてくらい	稲沢市大塚北 2-99
			164	さわやかいなざわ館	稲沢市平和町前平 53-1
			165	サンケア桜華	稲沢市平和町嫁振 12、18-2
			166	ナーシングホームハート・いなざわ	稲沢市大矢町地藏堂 46-1
			167	さくらんぼ	稲沢市祖父江町二俣柳原 17、19-2
			168	サンケア陽ま里	稲沢市平和町西光坊新町 72
			169	ナーシングホーム北斗稲沢西	稲沢市一色中屋敷町 136
			170	いなざわ花木	稲沢市正明寺 2-21-13
			171	かとれあ	稲沢市下津寺前町 21
			172	ナーシングホーム北斗稲沢東	稲沢市奥田井之下町 160

表 4-2-16(6) 病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	愛西市	特別養護老人ホーム		
			173	明範荘	愛西市赤目町山之神 30-1
			174	愛厚ホーム佐屋苑	愛西市大井町浦田面 268-6
			175	悠々の里	愛西市小茂井町宮浦 64-1
			176	佐織寿敬園	愛西市西川端町南須原 4-1
			介護老人保健施設		
			177	介護老人保健施設ハレルヤ園	愛西市西保町北川原 179-145
			軽費老人ホーム(軽費老人ホームA型・ケアハウス)		
			178	ケアハウスジュケイエ	愛西市西川端町南須原 4-1
			有料老人ホーム		
			179	アイディールケアホームさや団 欒	愛西市西保町六十坪 41-1
			180	ピーターラビットの家	愛西市町方町二ツ橋 104
			181	ひまわり会館愛西	愛西市善太新田町十割下 1-4
			182	シニアハウスオゾ	愛西市小津町古堤 522-1
			183	クレソン	愛西市勝幡町東町 279
			184	シルバーマンション麒麟愛西	愛西市善太新田町十一下 86-1
			185	すまいるシニアホーム	愛西市大井町七川北 61
			186	ナーシングホーム寿々愛西	愛西市北一色町北田面 262-1
			187	小規模有料ホーム古都さおり館	愛西市湊高町上八反 31-3
		弥富市	特別養護老人ホーム		
			188	輪中の郷	弥富市大藤町 5-3
			189	長寿の里・十四山	弥富市六條町大崎 69-1
			190	おふくろの家	弥富市又八 2-128-1
			191	にじいろあすなろ	弥富市森津 13-6-1
			介護老人保健施設		
			192	介護老人保健施設ベジブル弥富	弥富市神戸 2-53
			有料老人ホーム		
			193	はびね弥富	弥富市前ヶ須町新田字東勘助 110-1
			194	メディカルホームローズ	弥富市子宝町 2-105-1
			195	やとみ翔裕館	弥富市竹田 4-46
			196	ひまわり会館弥富	弥富市平島町西新田 103
			197	スマイルあすなろ	弥富市森津 7-5-1
			198	ひまわり会館ひので	弥富市西新田 105-1
			199	あんねいの家やとみ	弥富市芝井 4-10-2
			200	THE Classic Care Residence 弥富	弥富市平島中 2-20
			201	クリニカルホームほほえみ	弥富市佐古木 3-292-1
			202	住宅型有料老人ホームエルステージ弥富	弥富市平島町五反割 8-2

表 4-2-16(7) 病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	あま市	特別養護老人ホーム		
			203	あま恵寿荘	あま市二ッ寺西高須賀 2
			204	第Ⅱあま恵寿荘	あま市坂牧向江 24
			介護老人保健施設		
			205	医療法人宝会老人保健施設七宝園	あま市七宝町下田矢倉下 1433
			軽費老人ホーム(軽費老人ホームA型・ケアハウス)		
			206	ケアハウスあま	あま市二ッ寺西高須賀 2
			有料老人ホーム		
			207	ヴィエールひだまり	あま市大字乙之子楠島 30-1
			208	ライフケアあま	あま市森 3-13-2
			209	エトワール下田橋	あま市七宝町下田五之坪 1111
			210	フレシア	あま市篠田小塚 55-1
			211	医心館あま	あま市小路 3-1-3
			212	ナーシングホーム美空あま	あま市新居屋大日 30
			213	ナーシングホーム幸空	あま市坂牧郷 9
			214	ひまわり会館七宝	あま市七宝町安松 13-36
			215	ソレイユ峰須賀	あま市峰須賀五反地 21-1
			216	ハピネス花水木	あま市新居屋又屋敷 63
			217	メディカルホーム雅・あま	あま市七宝町川部佛教田 76-1
			218	有料老人ホーム咲くさく	あま市七宝町遠島南萱苺島 33
			219	ナーシングホームグレース	あま市新居屋茶屋 34
			220	医療特化型 住宅型有料老人ホーム メディカルホーム アイビー	あま市花長茶木島 15
			221	住宅型有料老人ホーム	あま市七宝町桂河原 38
		蟹江町	特別養護老人ホーム		
			222	カリヨンの郷	蟹江町大字今字伊勢苗代 1-1
			223	カリヨンの郷「新千秋」	蟹江町大字新千秋字後西 34
			224	あおばの郷	蟹江町西之森 5-23
			介護老人保健施設		
			225	医療法人宝会介護老人保健施設セーヌ蟹江	蟹江町須成西 7-90-1
			226	介護老人保健施設かにえ	蟹江町蟹江新田字佐屋川東 48-1
			軽費老人ホーム(軽費老人ホームA型・ケアハウス)		
			227	ケアハウスカリヨンの郷	蟹江町大字今字伊勢苗代 1-1
			有料老人ホーム		
			228	介護付き有料老人ホーム天然温泉レ ガロ蟹江	蟹江町大字西之森字長瀬下 65-22
			229	スローライフハウス琴葉かにえ	蟹江町桜 2-62
			230	ひまわり会館蟹江桜	蟹江町桜 2-31
			231	ひまわり会館蟹江今	蟹江町今本町通 18-1
			232	ひまわり会館蟹江城	蟹江町城 1-20
			233	緩和型ナーシングホームキセキかに え	蟹江町大字蟹江新田字源氏前 39-1
			234	介護付き有料老人ホームレガロ蟹江	海部郡蟹江町宝 2-559

表 4-2-16(8) 病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No.	名称	所在地
福祉施設	愛知県	飛島村		特別養護老人ホーム	
			235	やすらぎの里	飛島村大宝字八島 113-1
				介護老人保健施設	
			236	介護老人保健施設 ヴィラとびしま	飛島村服岡 4-1-1
	三重県	桑名市		特別養護老人ホーム	
			237	アパティア長島苑	桑名市長島町西外面 1070
			238	あおい	桑名市長島町横溝蔵 568-2
				介護老人保健施設	
			239	介護老人保健施設ながしま	桑名市長島町福吉 271
				介護医療院	
			240	長島中央病院介護医療院	桑名市長島町福吉 271 番地
				有料老人ホーム	
			241	ベストライフ長島	桑名市長島町西外面下島 1718-1
		木曽岬町		特別養護老人ホーム	
			242	すいせんの里	木曽岬町和富 10-8
				介護老人保健施設	
			243	ビオトープさくら	木曽岬町大字和富 10 番 17
			244	老健きそさき	木曽岬町和富 10 番 17

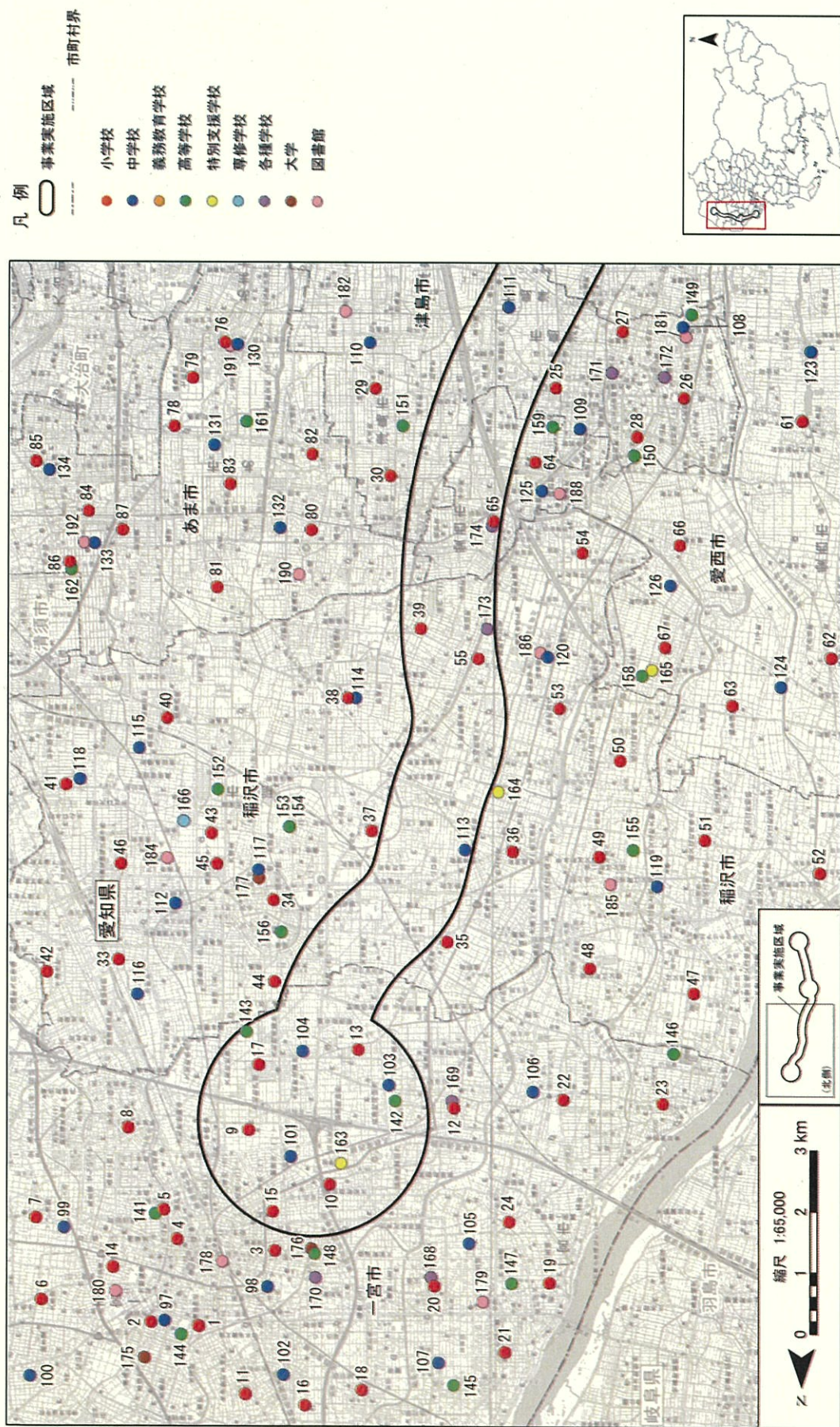
注) No. は図4-2-10に対応する。

出典：「病院名簿」(愛知県ホームページ)

「三重県内病院一覧」(三重県ホームページ)

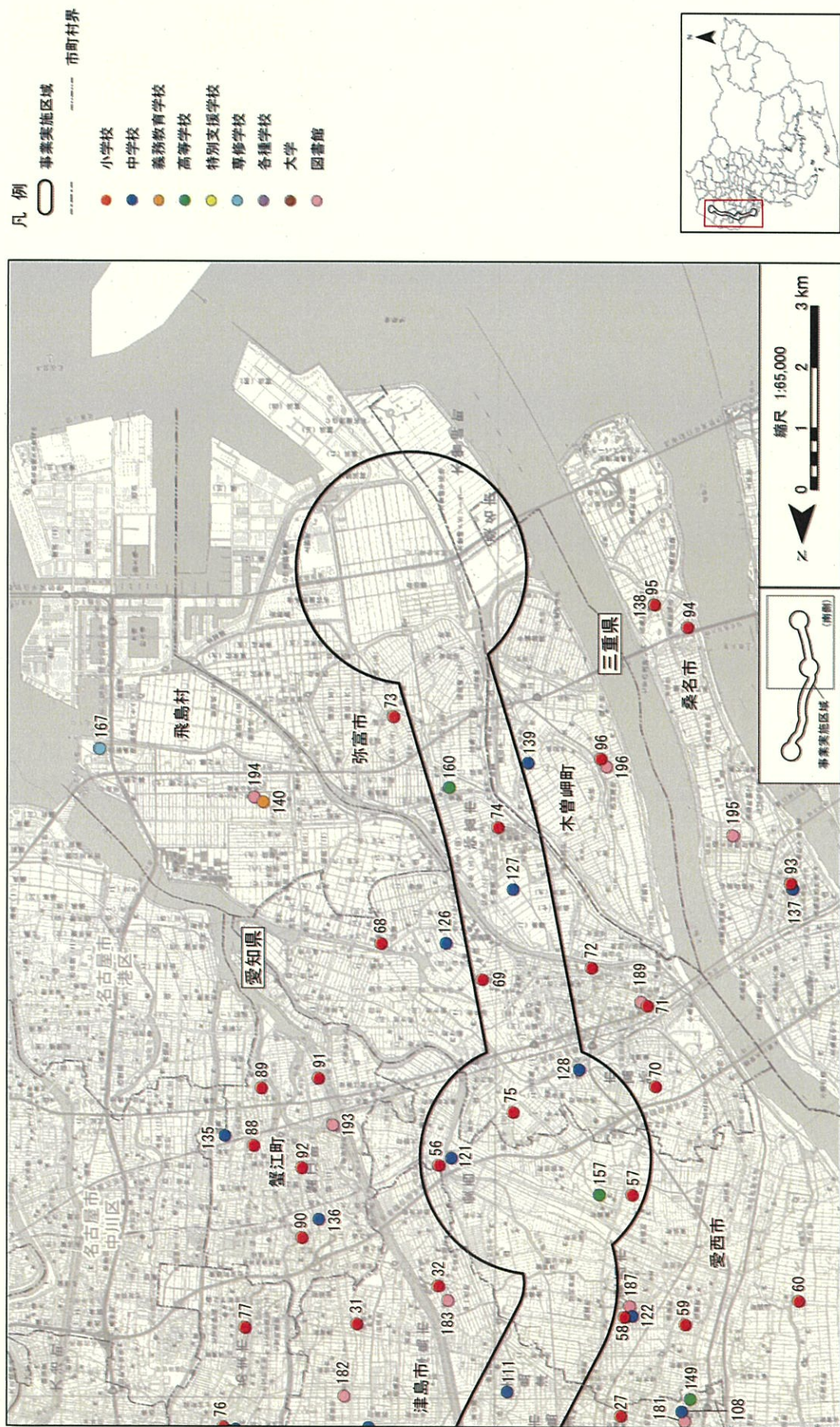
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」(愛知県ホームページ)

「三重県社会福祉施設等名簿」(三重県ホームページ)



出典：「令和7年度学校一覧」(愛知県ホームページ)
「愛知県内の私立学校」(愛知県ホームページ)
「愛知県大学情報ポータルサイト」(愛知県政策企画局企画調整部)
「愛知県内 公立図書館一覧」(愛知県図書館ホームページ)
「施設概要」(津島市ホームページ)
「令和7年度 学校名簿」(三重県ホームページ)

図 4-2-8(1) 学校 (小学校、中学校、高等学校、大学等) 及び図書館の状況



出典：「令和7年度学校一覧」(愛知県ホームページ)
 「愛知県内の私立学校」(愛知県ホームページ)
 「愛知県大学情報ポータルサイト」(愛知県政策企画局企画調整部)
 「愛知県内公立図書館一覧」(愛知県図書館ホームページ)
 「施設概要」(津島市ホームページ)
 「令和7年度 学校名簿」(三重県ホームページ)

図 4-2-8(2) 学校 (小学校、中学校、高等学校、大学等) 及び図書館の状況

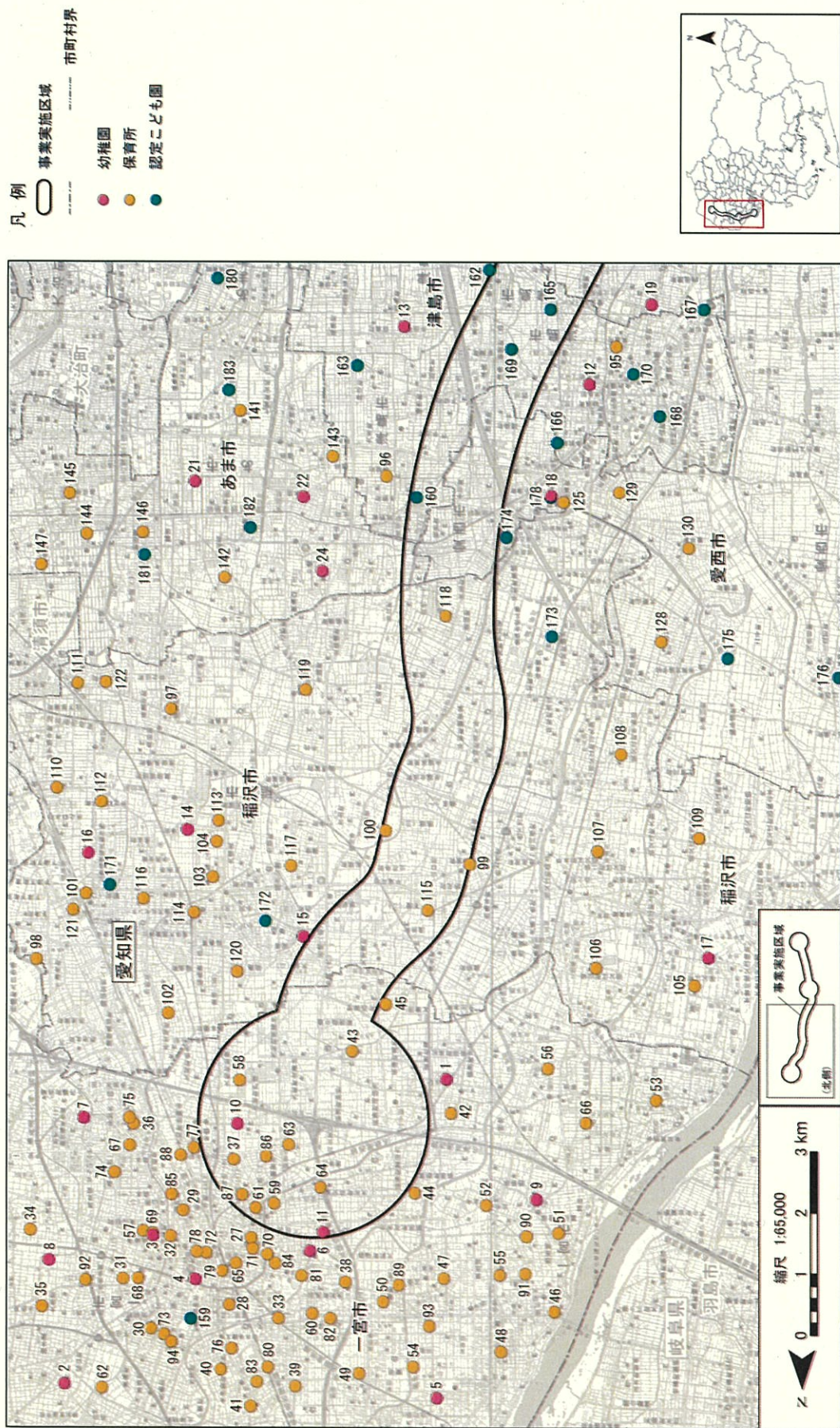


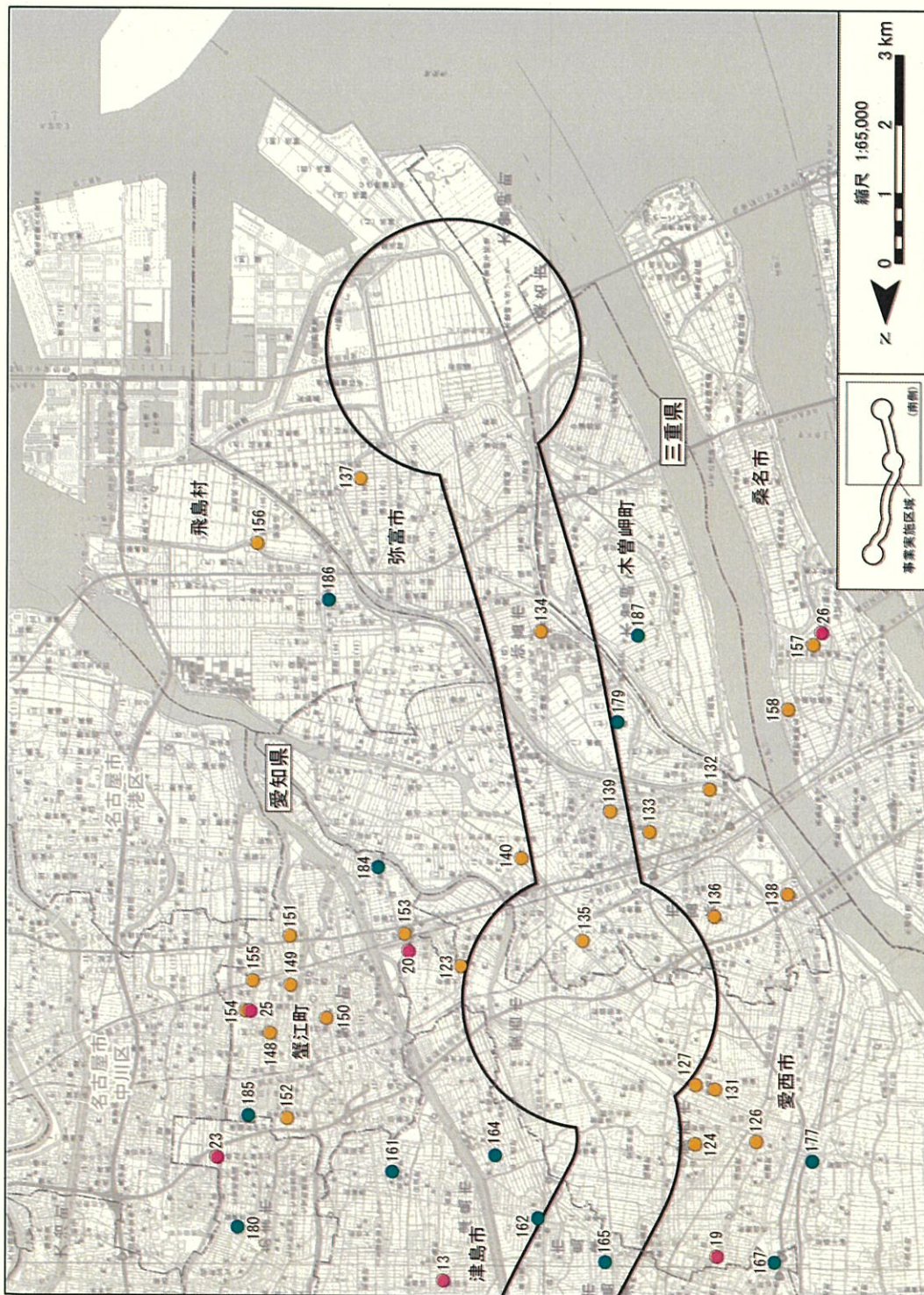
図 4-2-9(1) 幼稚園、保育所、認定こども園の状況

凡例

事業実施区域

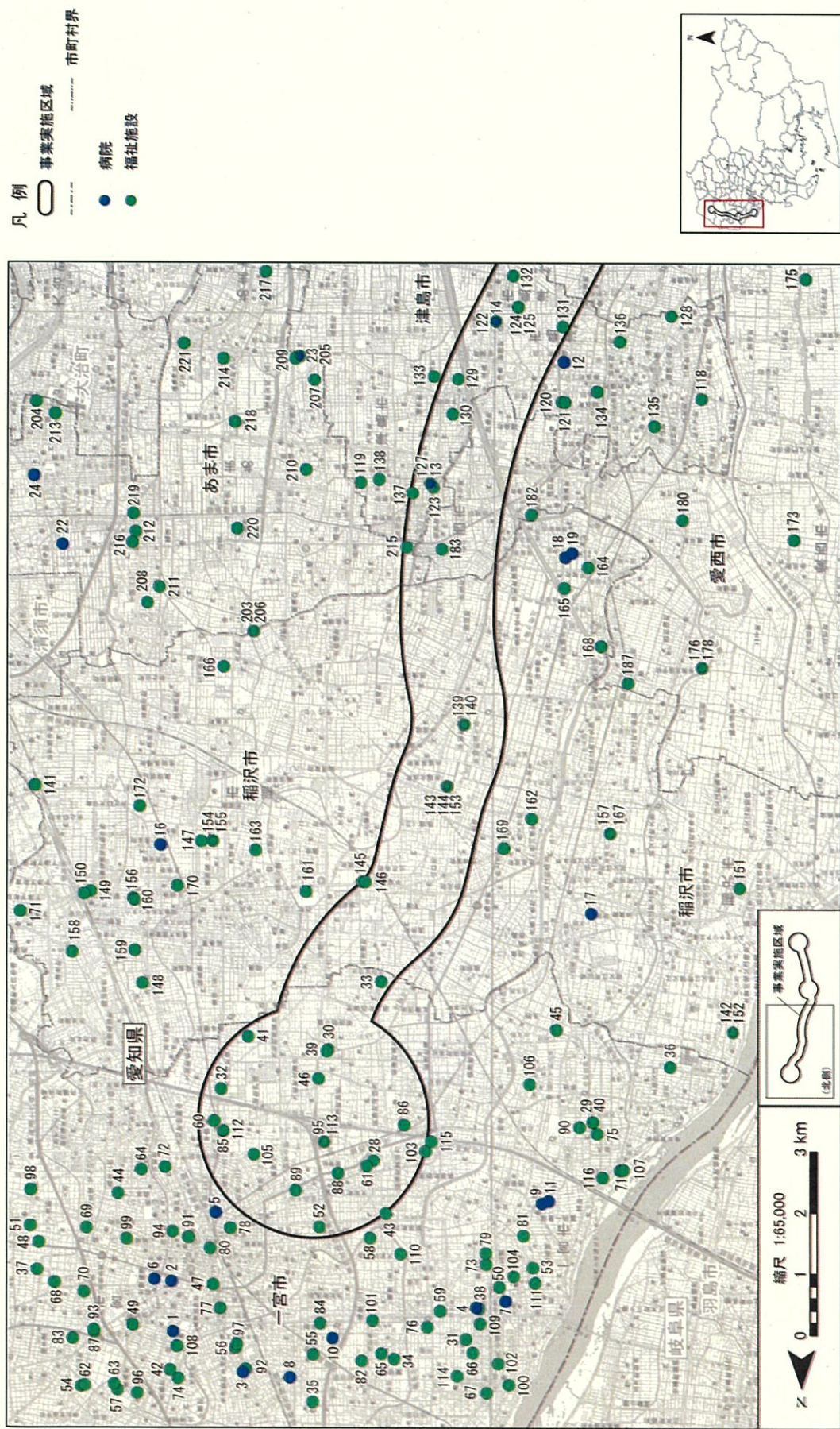
市町村界

- 幼稚園
- 保育所
- 認定こども園



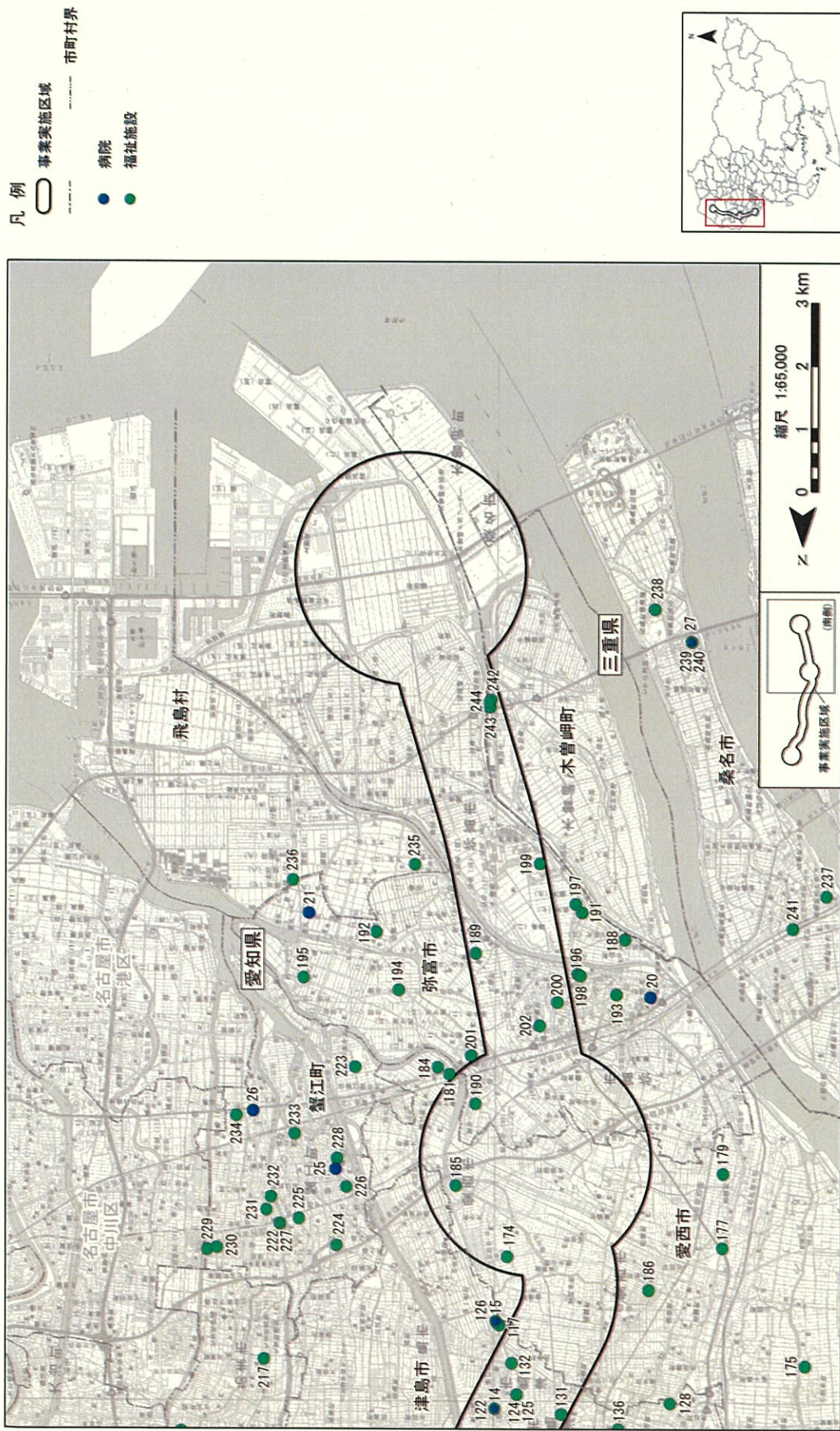
出典：「令和7年度学校一覧」（愛知県ホームページ）
「愛知県内の私立学校」（愛知県ホームページ）
「一宮市内公立保育所一覧（令和5年度）」（一宮市ホームページ）
「一宮市内私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所一覧」（一宮市ホームページ）
「保育所一覧」（愛知県ホームページ）
「認可外保育施設一覧」（一宮市ホームページ）
「愛知県認可外保育施設一覧表」（愛知県ホームページ）
「愛知県内の認定こども園一覧表」（愛知県ホームページ）
「令和7年度 学校名簿」（三重県ホームページ）
「こども・子育て支援情報公表システム」ウェブサイト」

図 4-2-9(2) 幼稚園、保育所、認定こども園の状況



出典：「病院名簿」（愛知県ホームページ）
「三重県内病院一覧」（三重県ホームページ）
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）
「三重県社会福祉施設等名簿」（三重県ホームページ）

図 4-2-10(1) 病院、福祉施設



出典：「病院名簿」(愛知県ホームページ)
「三重県内病院一覧」(三重県ホームページ)
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」(愛知県ホームページ)
「三重県社会福祉施設等名簿」(三重県ホームページ)

図 4-2-10(2) 病院、福祉施設の状態

2) 住宅の配置の概況

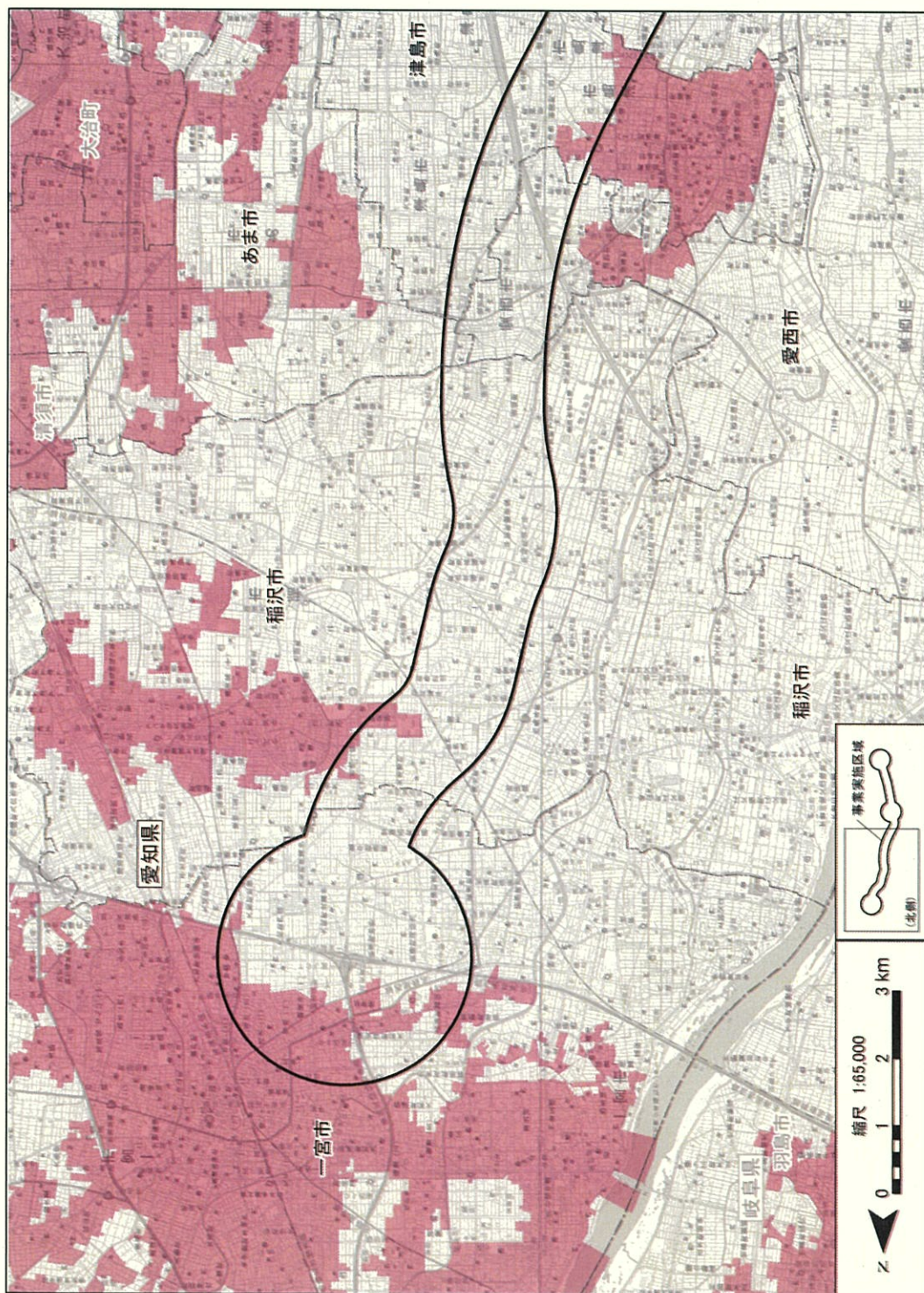
調査区域については、ほぼ全域が都市地域に含まれ、すべての市町村で市街化区域が指定されているなど市街化が進んだ区域となっており、住居が広く分布しています。また、図 4-2-11 に示すとおり、令和 2 年度国勢調査に基づく人口集中地区（DID 地区）が存在しています。

凡例

事業実施区域

市町村界

人口集中地区 (DID地区)



出典：「令和2年度国勢調査 都道府県別境界図」(総務省統計局ホームページ)

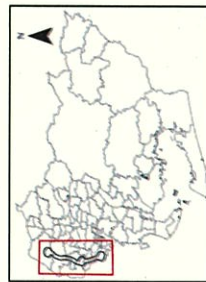
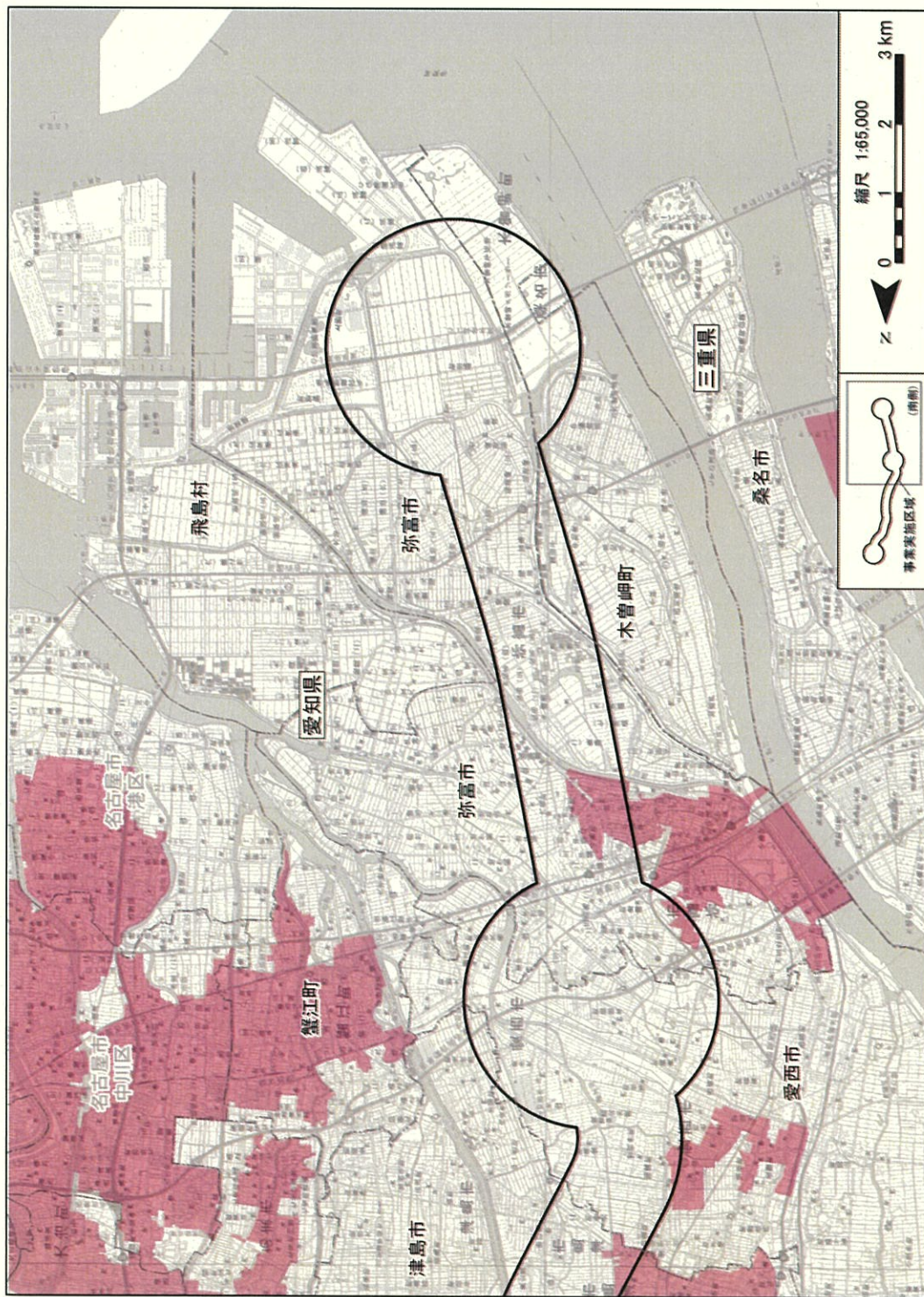
図 4-2-11(1) 人口集中地区 (DID 地区)

凡例

事業実施区域

市町村界

人口集中地区 (DID地区)



出典：「令和2年度国勢調査 都道府県別境界図」（総務省統計局ホームページ）

図 4-2-11(2) 人口集中地区 (DID 地区)

2.6 下水道の整備の状況

調査区域における下水道の整備状況は、表 4-2-17 に示すとおりです。また、周辺の公共下水道処理施設は、表 4-2-18 及び図 4-2-12 に示すとおりです。

愛知県における調査区域の汚水処理人口普及率は 70.1～97.1%、下水道処理人口普及率は 0.0～71.3%であり、汚水処理人口普及率及び下水道処理人口普及率は飛島村以外で、愛知県全体と比較して低くなっています。調査区域には公共下水道処理場が 3 箇所存在しています。愛知県では、平成 8 年度に「全県域汚水適正処理構想」（愛知県）が策定され、持続可能な汚水処理事業の運営を目的に、より一層の効率化を図るため、令和 5 年 3 月に改定版が策定されています。同構想では、汚水処理の未普及地域の解消に向けた早期概成、持続可能な汚水処理事業の運営のための広域化・共同化の積極的な推進についてとりまとめられています。

三重県における調査区域の汚水処理人口普及率は 93.3～100%、下水道処理人口普及率は 65.5～82.0%であり、いずれも三重県全体と比較して高くなっています。調査区域には公共下水道処理場が 2 箇所存在しています。三重県では、地域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行い、持続可能な事業運営を推進することを目的として令和 5 年に「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」（令和 5 年 1 月、三重県）が策定されています。

表 4-2-17 下水道の整備の状況

行政区分		人口 (千人)	汚水処理人口 (千人)	汚水処理 人口普及率 (%)	下水道 処理人口 (千人)	下水道処理 人口普及率 (%)
愛知県全体	一宮市	375.8	328.6	87.4	263.3	70.1
	津島市	59.3	47.7	80.4	26.3	44.4
	稲沢市	132.4	119.9	90.6	64.8	48.9
	愛西市	60.2	53.4	88.7	23.2	37.7
	弥富市	43.4	36.5	84.1	23.2	53.6
	あま市	88.2	61.8	70.1	33.7	38.3
	蟹江町	36.7	33.1	90.1	26.2	71.3
	飛島村	4.7	4.6	97.1	0.0	0.0
		7,470.4	6992.1	93.6	6133.9	82.1
三重県全体	桑名市	137.5	128.2	93.3	112.7	82.0
	木曽岬町	5.9	5.9	100	3.8	65.5
		1,733.3	1,560.6	90.0	1,072.3	61.9

注1) 令和6年度末の集計結果を示す。

注2) 人口・汚水処理人口・下水道処理人口は小数第2位を四捨五入した値を示す。

出典：「2024年度末汚水処理人口普及状況（市町村別）」（愛知県ホームページ）

「汚水処理人口普及状況（令和6年度末）」（三重県ホームページ）

表 4-2-18 公共下水道処理施設

No.	県	市町	施設名	所在地	処理能力 (m³/日)	供用開始
1	愛知県	一宮市	東部浄化センター	多加木 5-32-53	54,400 (晴天時)	合流式：昭和 35 年 分流式：昭和 63 年
2			西部浄化センター	萩原町花井方古 川新田南ノ切 10	27,200 (晴天時) 155,100 (雨天時)	昭和 39 年
3		稲沢市	日光川上流 浄化センター	儀長 1 丁目 1 番地	112,500 (最大)	平成 12 年
4		弥富市	日光川下流 浄化センター	上野町 2-28	36,150 (R5 年時点)	平成 22 年
5	三重県	桑名市	長島浄化センター	長島町赤地 331-1	8,200	平成 12 年
6		木曽岬町	東部地区 クリーンセンター	和富 10-2	3,700	平成 5 年

注) No. は図4-2-12に対応している。

出典：「下水道のパンフレット」(愛知県ホームページ)

「みえの下水道」(三重県ホームページ)

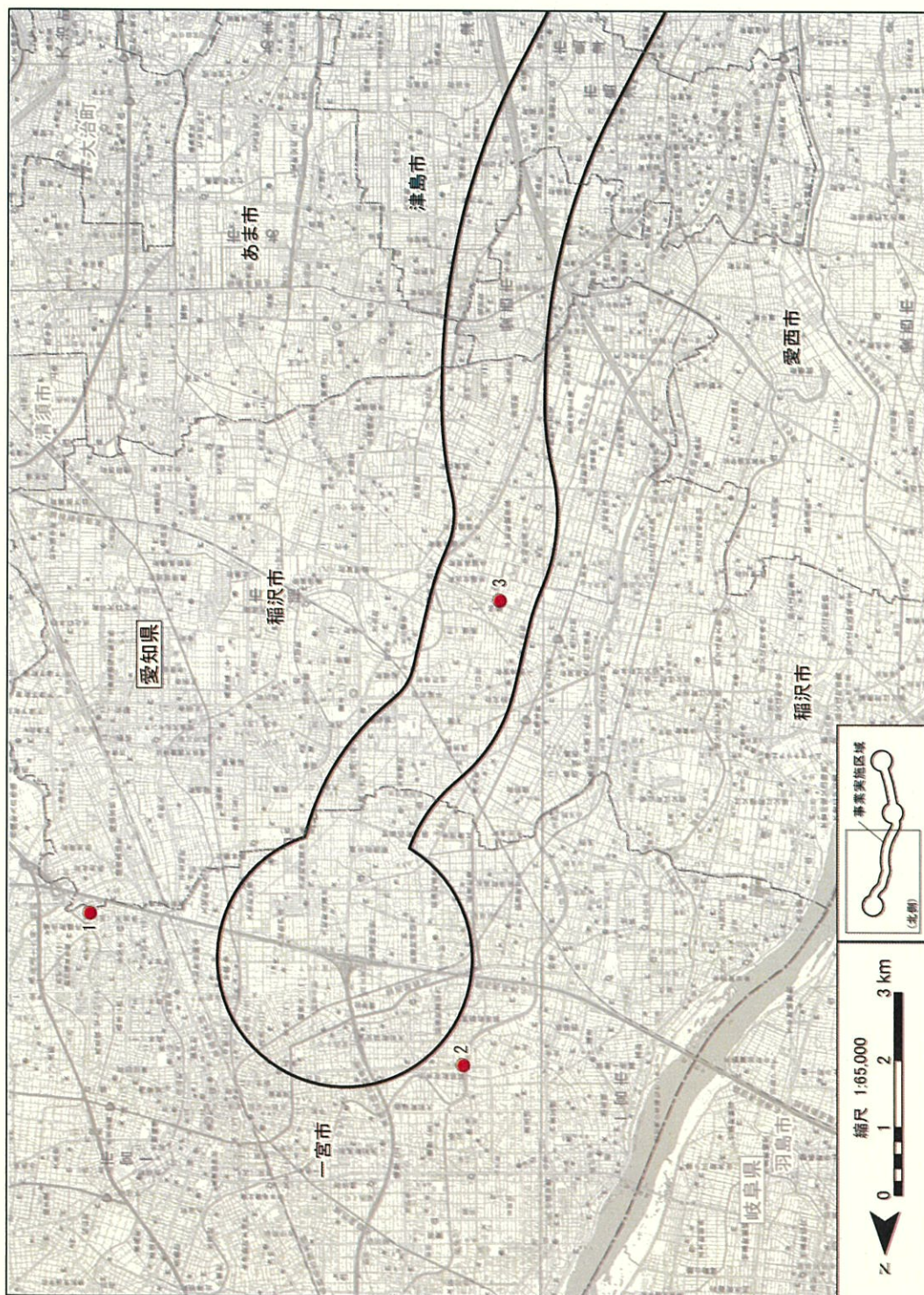
「水道施設」(一宮市ホームページ)

凡 例

事業実施区域

市町村界

公共下水道処理施設



出典：「下水道のパンフレット」(愛知県ホームページ)
「みえの下水道」(三重県ホームページ)
「水道施設」(一宮市ホームページ)

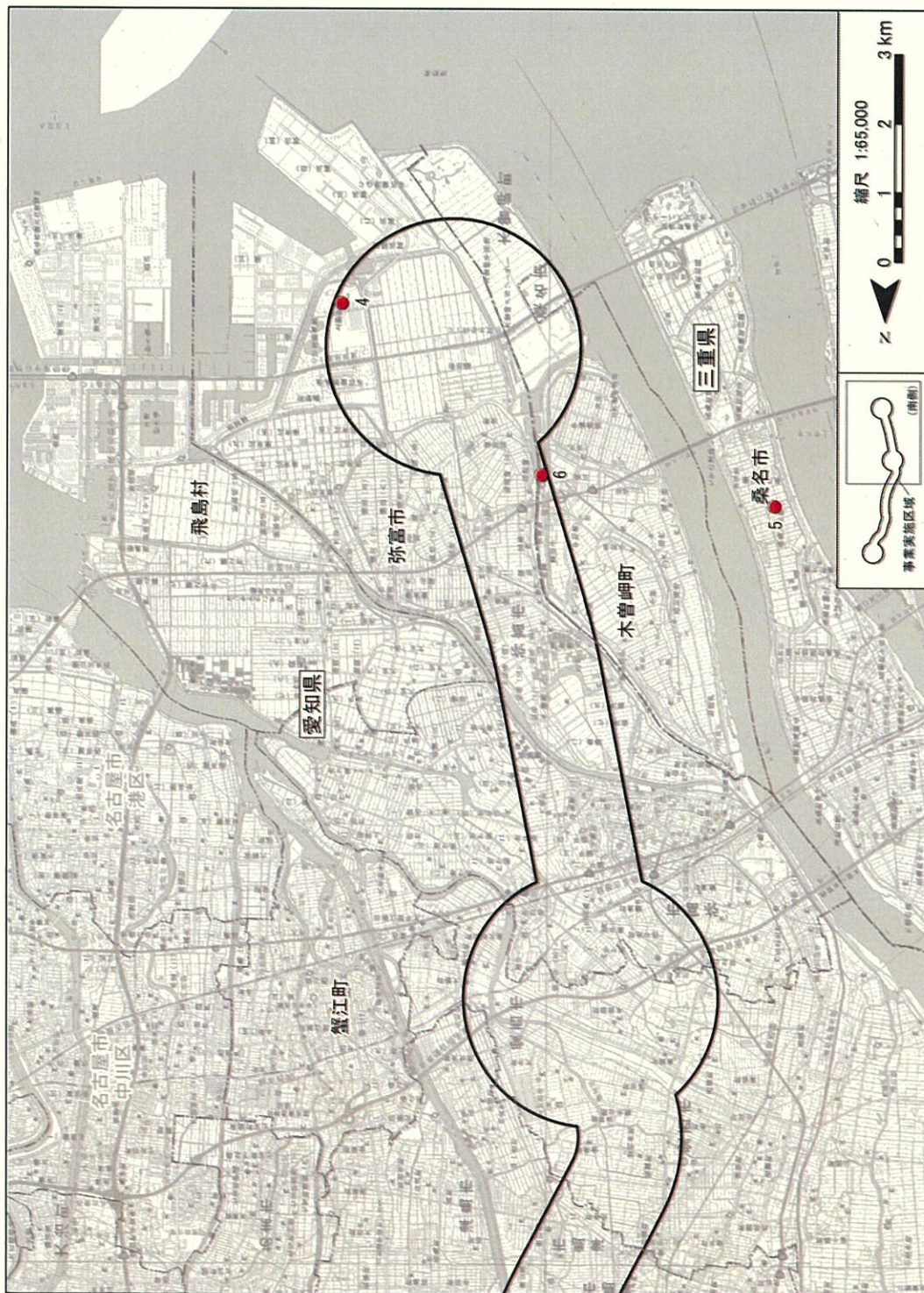
図 4-2-12(1) 公共下水道処理施設

凡 例

○ 事業実施区域

市町村界

● 公共下水道処理施設



出典：「下水道のパンフレット」(愛知県ホームページ)
「みえの下水道」(三重県ホームページ)
「水道施設」(一宮市ホームページ)

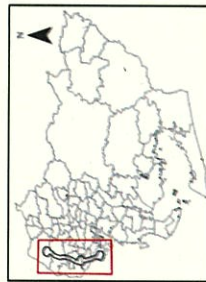
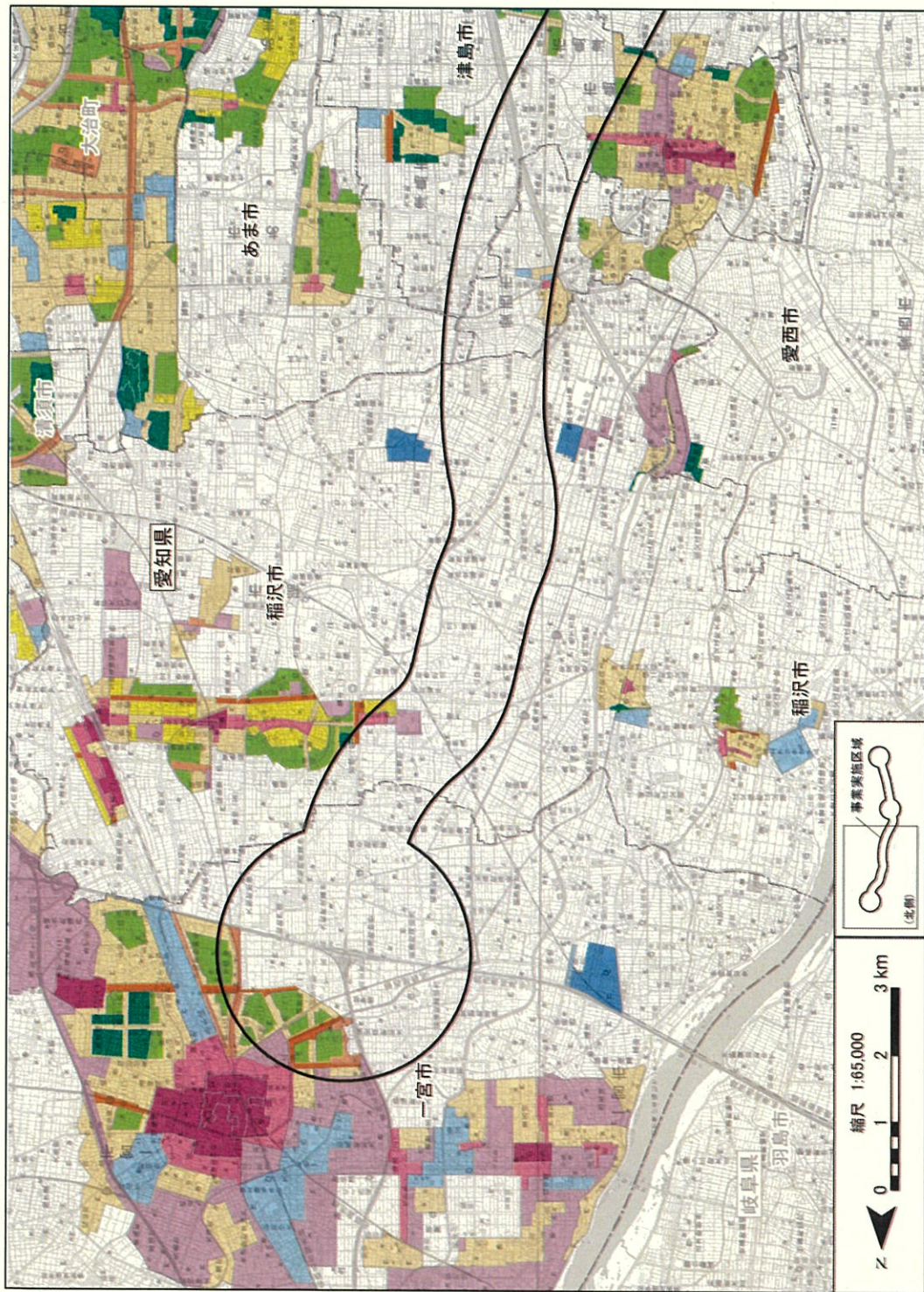
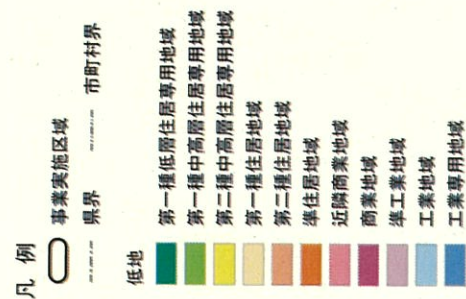
図 4-2-12(2) 公共下水道処理施設

2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域

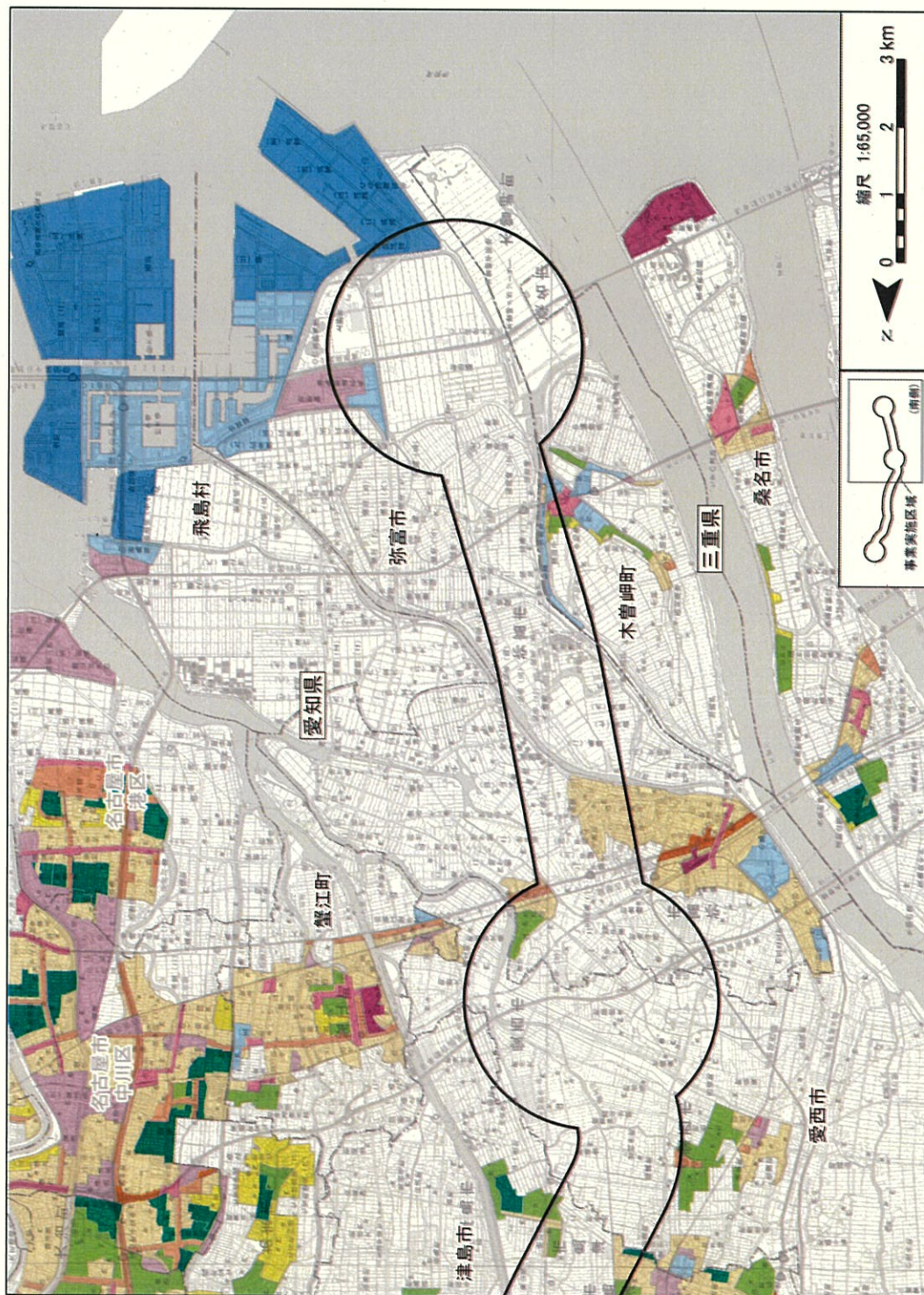
調査区域における「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域は、図4-2-12に示すとおりです。

調査区域において、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域等の様々な住居系・商業系の用途地域が部分的に指定されています。また、調査区域の海岸線沿いでは、主に工業専用地域等の工業系の用途地域が指定されています。



出典：「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
 「名古屋都市計画図」（令和5年3月、愛知県）
 「本宮崎町都市計画図」（令和2年3月、本宮崎町）

図 4-2-12(1) 用途地域図



出典：「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
「桑名都市計画図」（令和5年3月、桑名市）
「木曽岬町都市計画図」（令和2年3月、木曽岬町）

図 4-2-12(2) 用途地域図

2) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第17条第1項及び第2項の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画(公害防止計画)については、現在、策定されていません。

3) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表4-2-19に示すとおりです。

表4-2-19 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り出される粒子をいう。 4. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 5. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 6. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示25号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境庁告示33号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示38号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示4号)

4) 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域

調査区域において、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)第5条の2第1項の規定に基づく指定ばい煙に係る指定地域はありません。

5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域において、愛知県一宮市・津島市・稲沢市(旧祖父江町を除く)・愛西市(旧立田村、旧八開村を除く)・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市(旧多度町を除く)・木曽岬町が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号)第6条第1項の規定に基づき同法施行令(平成4年11月26日政令第365号)で定める窒素酸化物対策地域及び同法第8条第1項の規定に基づき同法施行令で定める粒子状物質対策地域に指定されています。

また、調査区域における愛知県のすべての市町村(旧祖父江町、旧立田村、旧八開村を除く)が愛知県が定める「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」の対策地域に指定されています。

6) 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号)に基づき指定された窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量を削減するための各種対策を総合的に推進するために、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定により、愛知県では「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(令和6年3月、愛知県)が策定されており、調査区域における一宮市・津島市・稲沢市(旧祖父江町を除く)・愛西市(旧立田村、旧八開村を除く)・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村が対策地域となっています。

また、三重県では「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(平成25年3月、三重県)が策定されており、調査区域における桑名市(旧多度町を除く)、木曽岬町が対策地域となっています。

7) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

調査区域において、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年5月1日法律第34号)第5条第1項の規定に基づく沿道整備道路の指定はありません。

8) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準は表4-2-20～表4-2-22に、環境基準の地域の類型指定の状況は表4-2-23～表4-2-24及び図4-2-13に示すとおりです。

調査区域の大部分がB類型に指定されており、一部がA類型及びC類型に指定されています。

表4-2-20 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、表4-2-21に掲げる地域(道路に面する地域)に該当する地域については、表4-2-20によらず表4-2-21の基準値の欄に掲げるとおりです。

表4-2-21 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表4-2-21にかかわらず、特例として表4-2-22の基準値の欄に掲げるとおりです。

表4-2-22 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値 (L_{Aeq})	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考: 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条1号に定める自動車専用道路をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20mまでの範囲をいう。

出典: 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)

表 4-2-23 騒音に係る環境基準の類型指定（愛知県）

（愛知県）

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年3月26日愛知県告示第261号）

（一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市）

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：「一宮市告示第58号」（平成24年4月1日）

「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年3月26日津島市告示第16号）

「稲沢市告示第30号」（平成24年3月30日）

「愛西市告示第39号」（平成24年3月30日）

「弥富市告示第20号」（平成24年3月26日）

「あま市告示第47号」（平成24年3月30日）

表 4-2-24 騒音に係る環境基準の類型指定（三重県）

（三重県、桑名市）

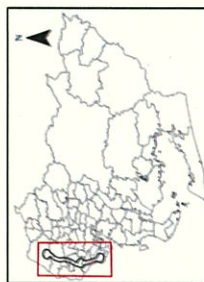
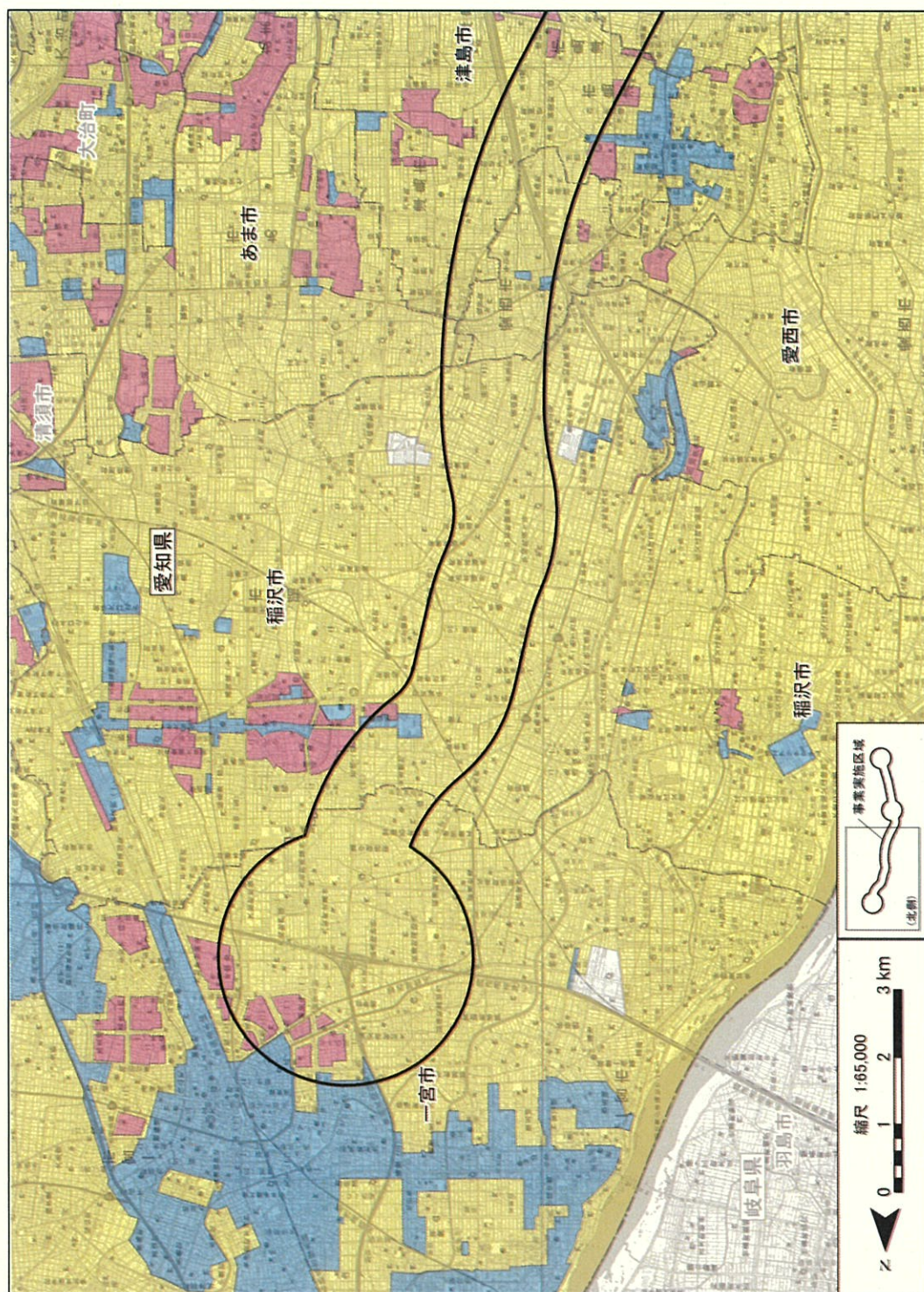
地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年3月26日三重県告示第160号）

「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月1日桑名市告示第61号）

凡 例

 事業実施区域
 県界
 市町村界
 A類型
 B類型
 C類型



「あま市告示第47号」(平成24年3月30日)
 「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」(平成11年3月26日三重県告示第160号)
 「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年4月1日桑名市告示第61号)
 「マップあいち 都市計画総括図(令和3年度版)」(愛知県ホームページ)
 「桑名都市計画図」(令和5年3月、桑名市)
 「木曽御町都市計画図」(令和2年3月、木曽御町)

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」(平成11年3月26日愛知県告示第261号)
 「一宮市告示第58号」(平成24年4月1日)
 「騒音に係る環境基準の類型」(平成24年3月26日津島市告示第16号)
 「稲沢市告示第30号」(平成24年3月30日)
 「愛西市告示第39号」(平成24年3月30日)
 「弥富市告示第20号」(平成24年3月26日)

図 4-2-13(1) 騒音類型指定状況図

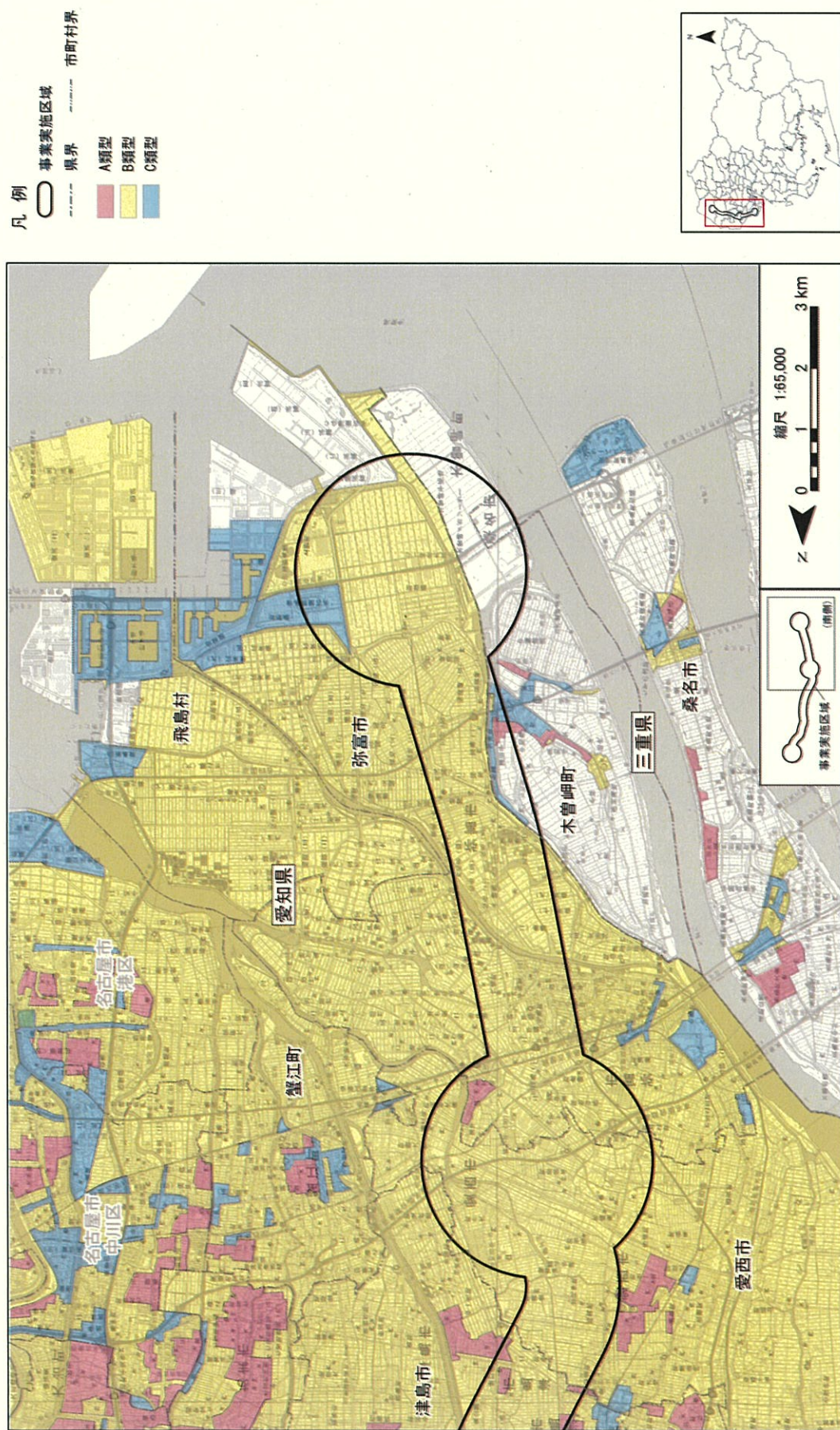


図 4-2-13(2) 騒音類型指定状況図

9) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第17条第1項に基づき自動車騒音の限度が指定される区域が存在しています。同法に基づく自動車騒音の限度及び時間の区分は表4-2-25～表4-2-26に、自動車騒音の限度に係る区域の区分は表4-2-27～表4-2-28及び図4-2-14に示すとおりです。

調査区域の大部分がb区域に指定されており、一部がa区域及びc区域に指定されています。

表4-2-25 自動車騒音の限度

区域の区分	昼間 (L_{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L_{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：a区域、b区域、c区域の区分は表4-2-27に示すとおりである。

表4-2-26 自動車騒音の限度(幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度)

昼間 (L_{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L_{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

備考1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条1号に規定する自動車専用道路をいう。

2. 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)

表 4-2-27 自動車騒音の限度に係る区域の区分（愛知県）

（愛知県）

区域	区域の区分
a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成 12 年 3 月 28 日愛知県告示第 312 号）

（一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市）

区域	区域の区分
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「一宮市告示第 64 号」（平成 14 年 3 月 15 日）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成 24 年 3 月 30 日津島市告示第 17 号）

「稲沢市告示第 29 号」（平成 24 年 3 月 30 日）

「愛西市告示第 40 号」（平成 24 年 3 月 30 日）

「弥富市告示第 25 号」（平成 24 年 3 月 30 日）

「あま市告示第 48 号」（平成 24 年 3 月 30 日）

表 4-2-28 自動車騒音の限度に係る区域の区分（三重県）

（三重県）

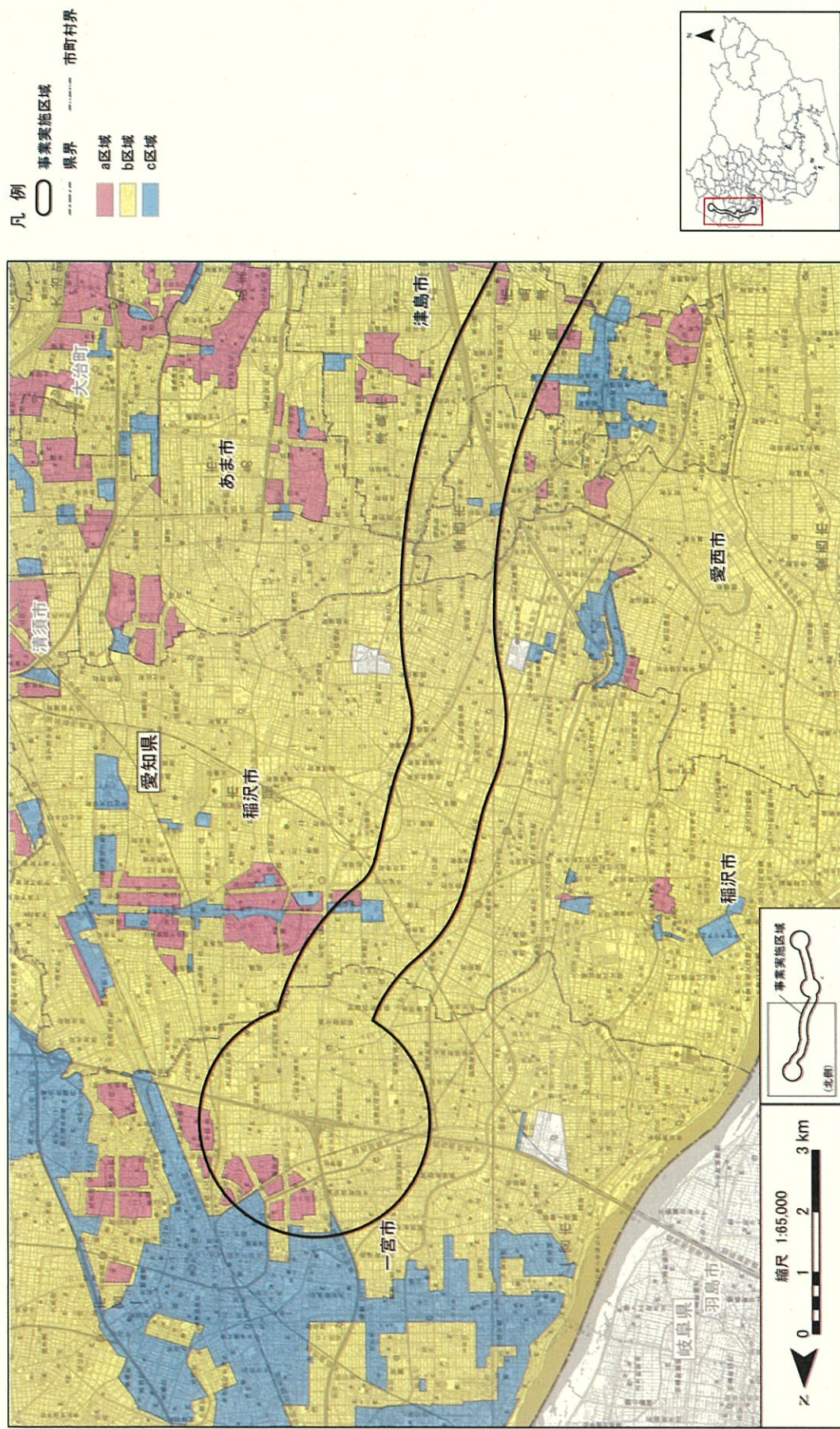
区域	区域の区分
a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による知事が定める区域」（平成 12 年 3 月 28 日三重県告示第 179 号）

（桑名市）

区域	区域の区分
a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

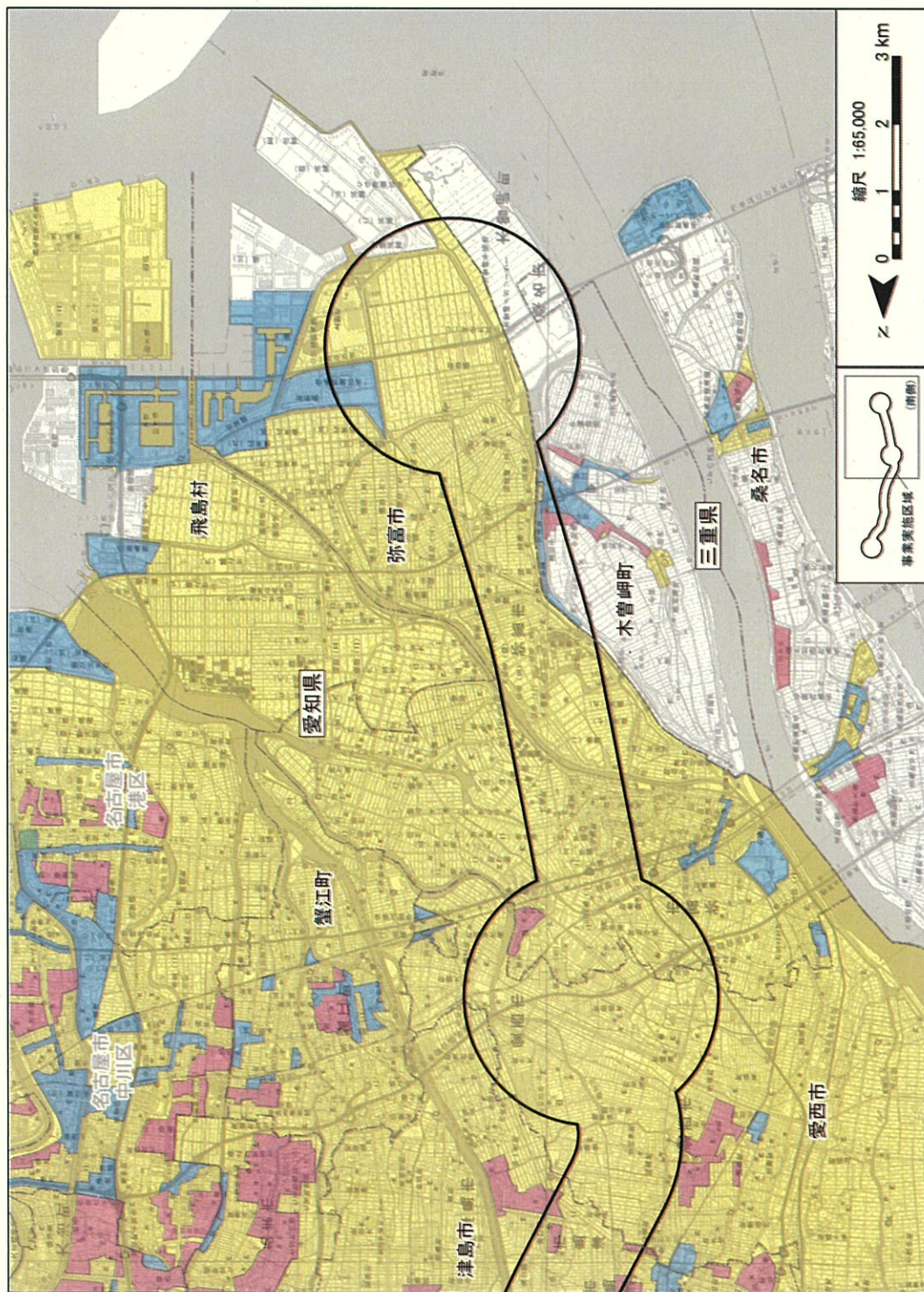
出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による市町が定める区域」（平成 24 年 4 月 1 日桑名市告示第 65 号）



出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日愛知県告示第312号）
 「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日）
 「騒音規制法第十八条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日愛知県告示第312号）
 「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）
 「愛西市告示第10号」（平成24年3月30日）
 「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）
 「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日三重県告示第179号）
 「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成24年4月11日桑名市告示第65号）
 「マップあいち 都市計画総括図（令和3年度版）」（愛知県ホームページ）
 「羽島市地理情報システム 羽島市都市計画マップ（令和3年度版）」（羽島市ホームページ）
 「桑名市都市計画図」（令和5年3月、桑名市）
 「木曽岬町都市計画図」（令和2年3月、木曽岬町）

図 4-2-14(1) 自動車騒音の限度に係る区域の区分



「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」(平成12年3月28日 三重県告示第179号)
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による市町が定める区域」(平成24年4月1日 桑名市告示第65号)
「マップあいち 都市計画総括図(令和3年度版)」(愛知県ホームページ)
「羽島市地理情報システム 羽島市都市計画マップ(令和3年度版)」(羽島市ホームページ)
「桑名市都市計画図」(令和5年3月、桑名市)
「本音町都市計画図」(令和2年3月、本音町)

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」(平成12年3月28日 愛知県告示第312号)
「一宮市告示第64号」(平成14年3月15日)
「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」(平成24年3月30日 津島市告示第17号)
「稲波市告示第29号」(平成24年3月30日)
「愛西市告示第10号」(平成24年3月30日)
「弥富市告示第25号」(平成24年3月30日)
「あま市告示第48号」(平成24年3月30日)

図 4-2-14(2) 自動車騒音の限度に係る区域の区分

10) 騒音規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-29に、区域の区分は表4-2-30及び図4-2-15に示すとおりです。調査区域においては、第1号区域及び第2号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

また、調査区域における愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号)第47条に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-31に、区域の区分は表4-2-32及び図4-2-16に示すとおりです。調査区域においては、第1号区域、第2号区域及び第3号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域及び第3号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

表4-2-29 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(騒音規制法)

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	第1号区域及び第2号区域	
対象作業	別表No.1～8参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において85dBを超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)

(別表)

No	区分	適用
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
6	バックホウを使用する作業	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る

出典：「騒音規制法施行令（昭和43年11月27日施行令第324号）」

表 4-2-30 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分（騒音規制法）

(愛知県)

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域
第 2 号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」

（昭和46年9月27日愛知県告示第799号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年9月27日愛知県告示第801号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）

「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日）

「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）

「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）

「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）

「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

(三重県)

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域
第2号区域	工業地域（前号に掲げる区域以外の区域）

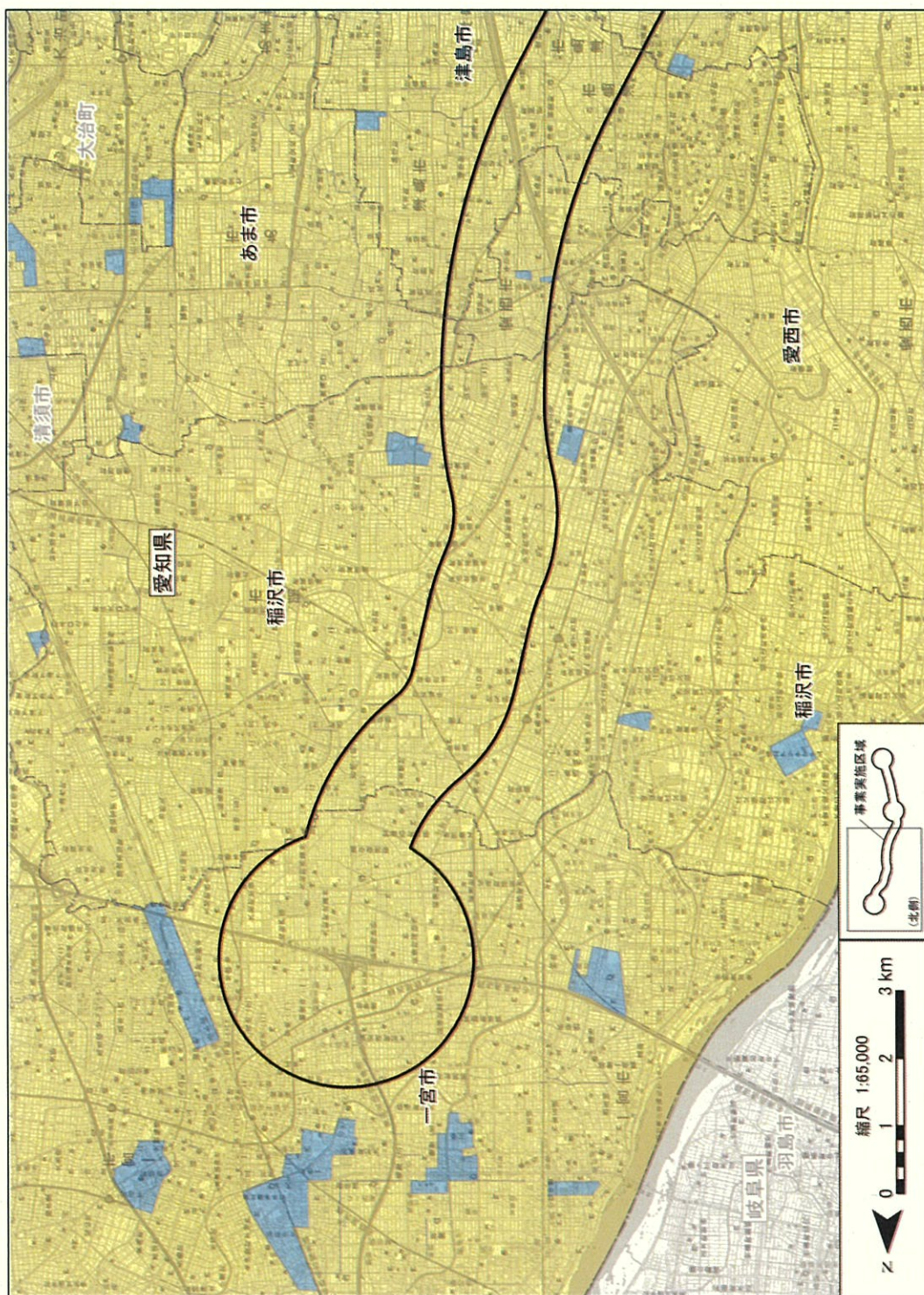
出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域」（昭和52年12月6日三重県告示第728号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域」（平成24年4月1日桑名市告示第64号）

凡 例

事業実施区域
 市町村界
 県界
 第1号区域
 第2号区域



出典：「特定工事等において発生する騒音及び振動規制法施行規則」(昭和46年9月27日愛知県告示第799号)
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則」(昭和52年12月6日三重県告示第728号)
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則」(昭和52年10月17日愛知県告示第1046号)
 「振動規制法第3条第1項の規定に基づく区域の指定」(昭和52年10月17日愛知県告示第1046号)
 「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」(昭和52年10月17日愛知県告示第1046号)
 「振動規制法第3条第1項の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」(平成24年3月30日津島市告示第18号)
 「一宮市告示第22号」(平成27年6月1日)「稲沢市告示第29号」(平成24年3月30日)
 「愛西市告示第40号」(平成27年3月30日)「稲沢市告示第25号」(平成24年3月30日)
 「あま市告示第48号」(平成24年3月30日)「あま市告示第25号」(平成24年3月30日)

図 4-2-15(1) 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図 (騒音規制法・振動規制法)

表 4-2-31 特定建設作業に伴う騒音の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	名古屋市を除く愛知県全域	
対象作業	別表 No. 1～10 参照	・騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内において行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く ・作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 85dB を超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと 第3号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと 第3号区域：1日10時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

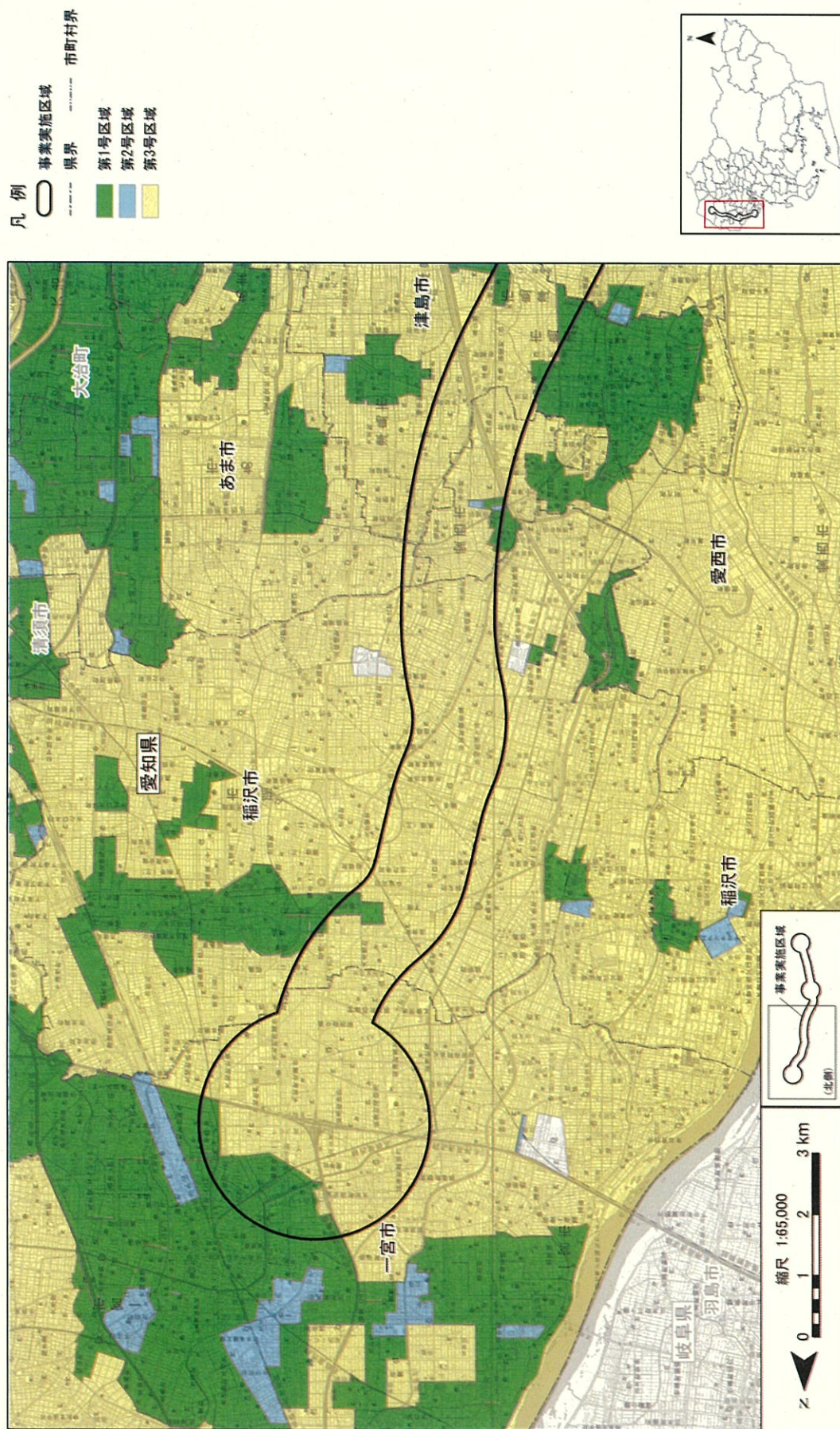
(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業	—
7	コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	—
8	コンクリートカッターを使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパー、トラクターショベルその他これらに類する機械	・これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。
10	ロードローラー、振動ローラー又は圧機を用いる作業	—

表 4-2-32 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分
(県民の生活環境の保全等に関する条例)

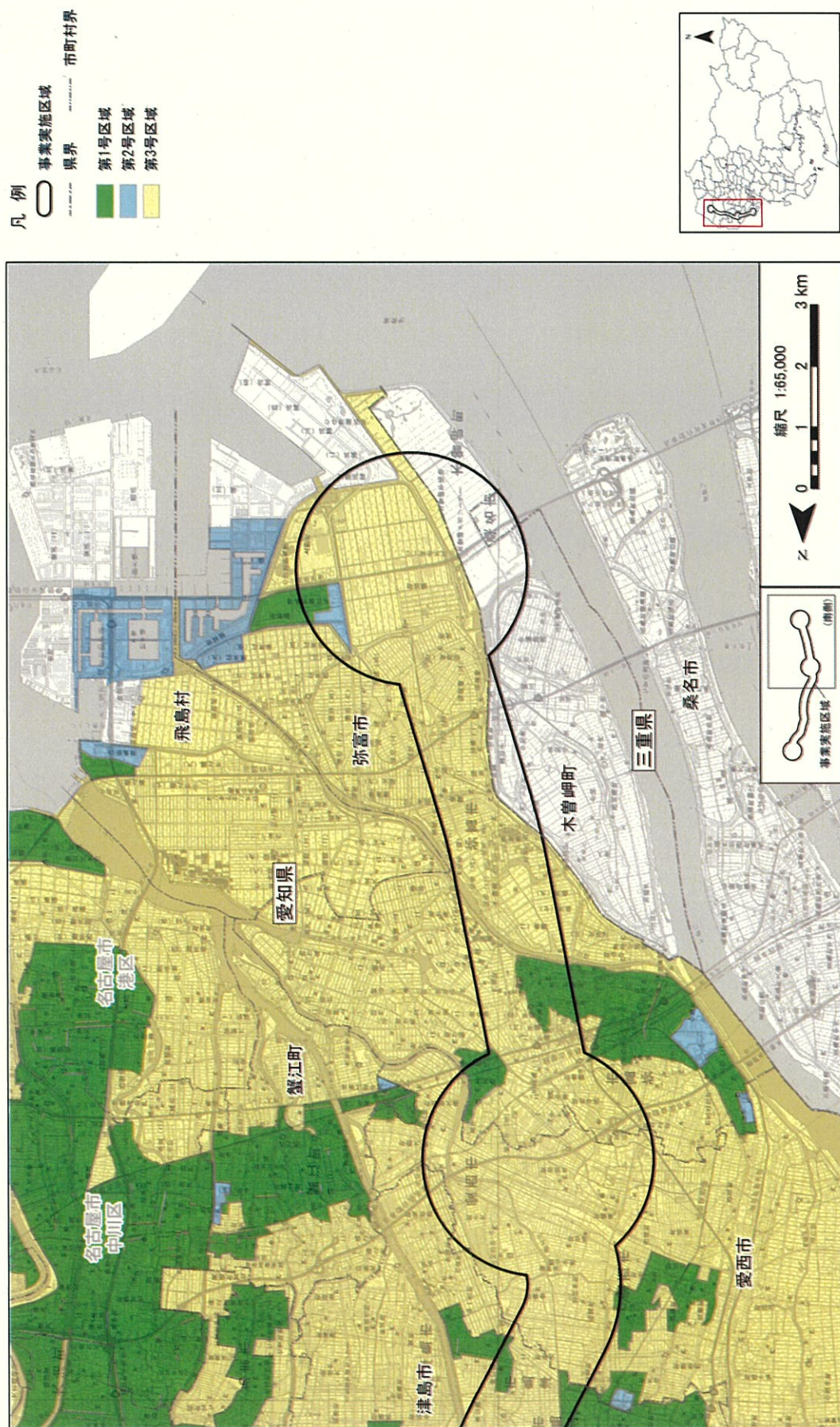
区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	工業地域（前号2.の区域を除く）
第3号区域	前2号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）



出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

図 4-2-16(1) 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（県民の生活環境の保全等に関する条例）



出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

図 4-2-16(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（県民の生活環境の保全等に関する条例）

11) 振動規制法第三条第一項及び第十六条第一項に基づく指定地域内における道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」（昭和51年6月10日法律第64号）第3条第1項及び第16条第1項に基づき道路交通振動の限度が指定される区域が存在しています。同法に基づく道路交通振動の限度及び時間の区分は表4-2-33に、道路交通振動の限度に係る区域の区分は表4-2-34～表4-2-35及び図4-2-17に示すとおりです。

調査区域の大部分が第2種区域に指定されており、一部が第1種区域に指定されています。

表4-2-33 道路交通振動の限度

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）

表4-2-34 道路交通振動の限度に係る区域の区分（愛知県）

（愛知県）

区域	区域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注）時間区分は以下のとおりである。

昼間：午前7時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前7時

出典：「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和52年10月17日愛知県告示第1049号）

（一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市）

区域	区域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注）時間区分は以下のとおりである。

昼間：午前7時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前7時

出典：「一宮市告示第65号」（平成14年3月15日）
「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第18号）
「稲沢市告示第31号」（平成24年3月30日）
「愛西市告示第41号」（平成24年3月30日）
「弥富市告示第21号」（平成24年3月30日）
「あま市告示第49号」（平成24年3月30日）

表4-2-35 道路交通振動の限度に係る区域の区分（三重県）

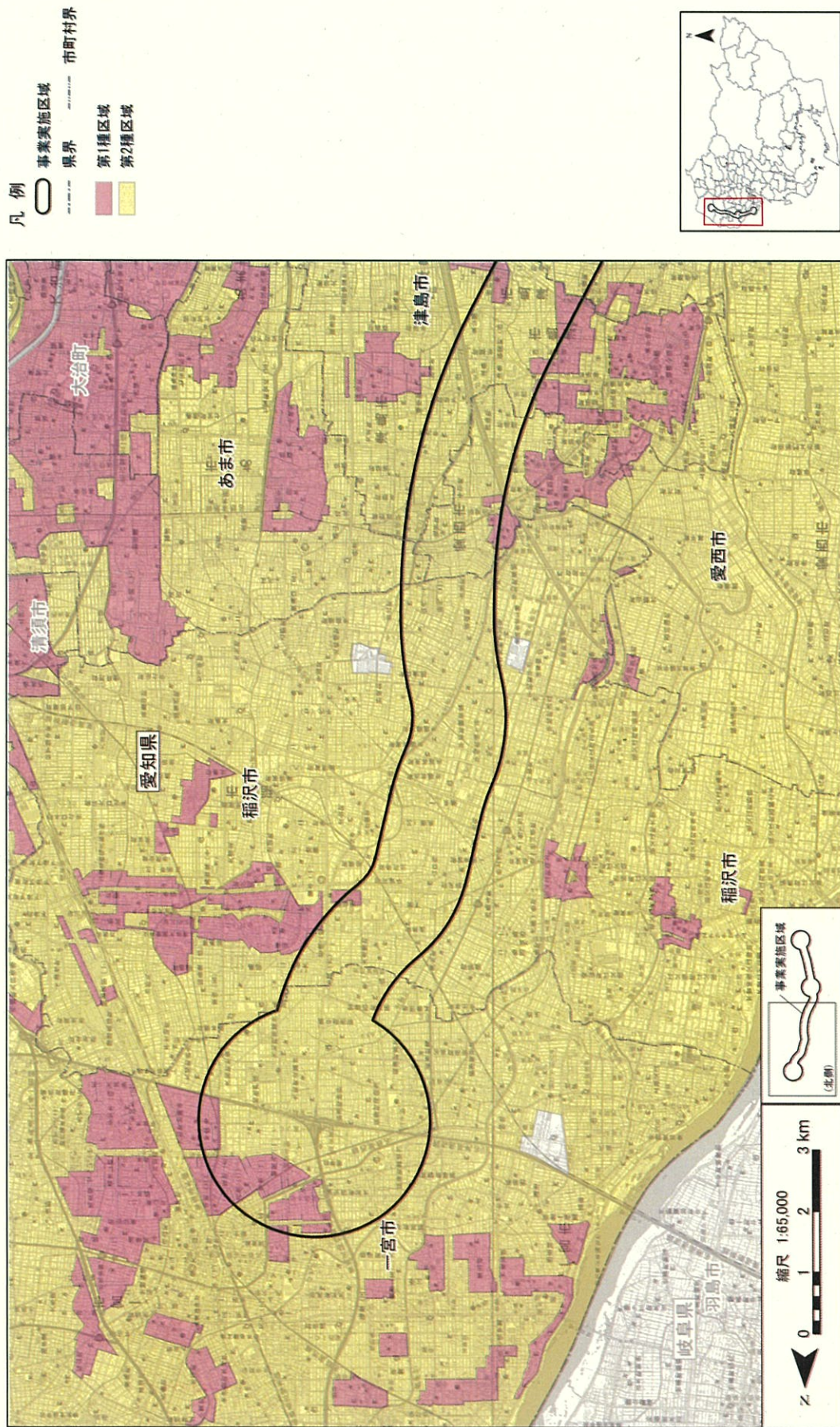
（三重県、桑名市）

区域	区域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注）時間区分は以下のとおりである。

昼間：午前7時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前7時

出典：「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」（昭和52年12月6日三重県告示第730号）
「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和52年12月6日三重県告示第727号）
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和49年4月9日三重県告示第241号の2）
「振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間の区分」（平成24年4月1日桑名市告示第68号）
「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成24年4月1日桑名市告示第67号）
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成24年4月1日桑名市告示第63号）



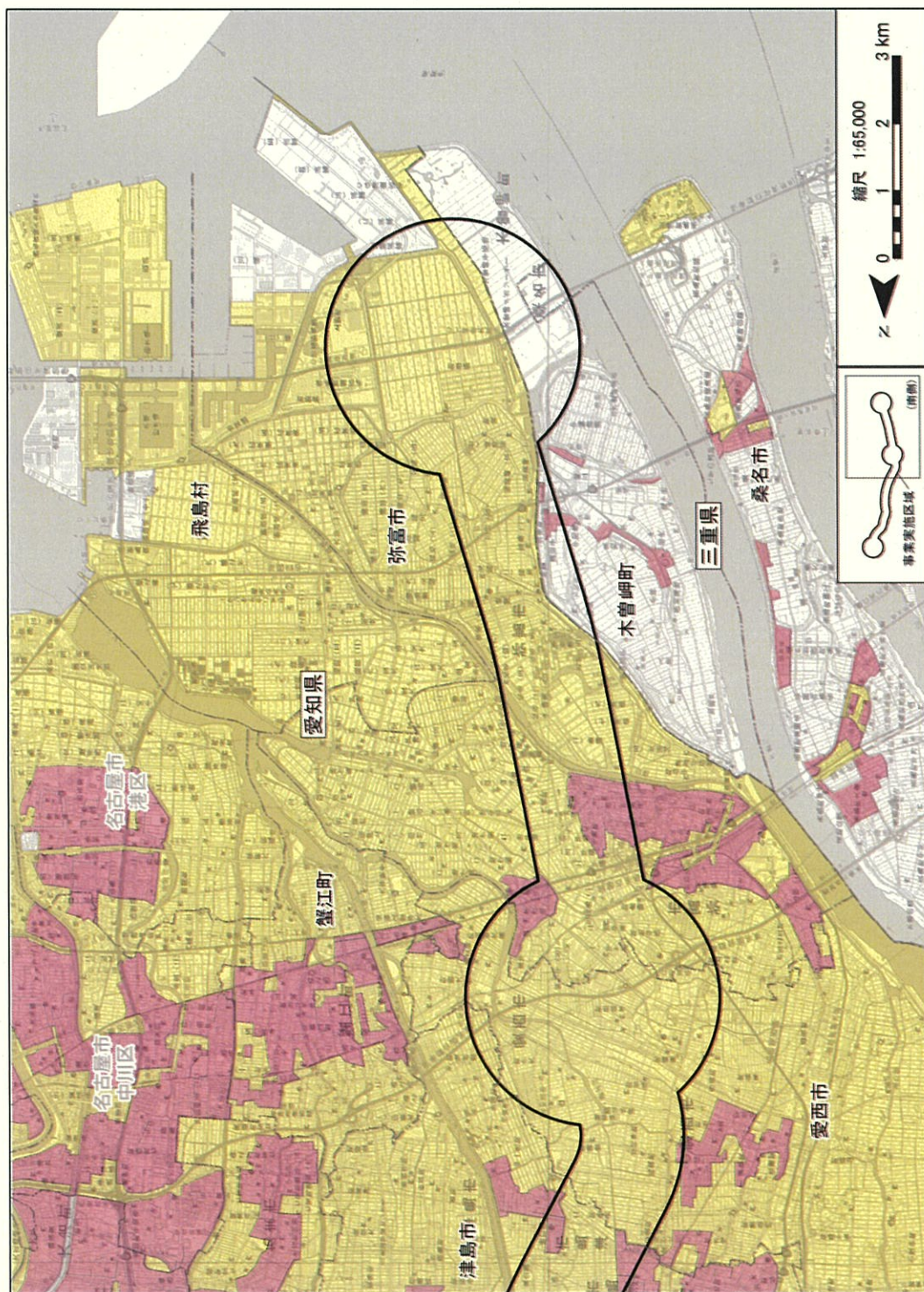
出典：「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び時間帯の指定」
 (昭和52年10月17日愛知県告示第1049号)
 「一宮市告示第65号」(平成14年3月15日)
 「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」(平成24年3月30日津島市告示第18号)
 「稲沢市告示第31号」(平成24年3月30日) 「愛西市告示第41号」(平成24年3月30日)
 「羽島市告示第21号」(平成24年3月30日) 「あま市告示第49号」(平成24年3月30日)
 「木曽町都市計画図」(令和2年3月、木曽町)
 「振動規制法施行規則に基づく知事定める区域及び時間帯の区分」(昭和52年12月6日三重県告示第730号)

「特定工場等において発生する振動の規制基準」(昭和52年12月6日三重県告示第727号)
 「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(昭和49年4月9日三重県告示第241号の2)
 「振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間帯の区分」(平成24年4月1日桑名市告示第68号)
 「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成24年4月1日桑名市告示第67号)
 「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(平成24年4月1日桑名市告示第63号)
 「マップあいち 都市計画総括図(令和3年度版)」(愛知県ホームページ)
 「桑名都市計画図」(令和5年3月、桑名市)

図 4-2-17(1) 道路交通振動の限度に係る区域の区分

凡 例

事業実施区域
 〇 市町村界
 第1種区域
 第2種区域



出典：「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」
 (昭和52年10月17日愛知県告示第1049号)
 「一宮市告示第65号」(平成14年3月15日)
 「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」(平成24年3月30日津島市告示第18号)
 「稲沢市告示第31号」(平成24年3月30日)
 「あま市告示第41号」(平成24年3月30日)
 「弥富市告示第21号」(平成24年3月30日)
 「木曽岬町都市計画図」(令和2年3月、木曽岬町)
 「振動規制法施行規則」(令和2年3月、木曽岬町)
 「振動規制法施行規則」(昭和52年12月6日三重県告示第730号)

「特定工場等において発生する振動の規制基準」(昭和52年12月6日三重県告示第727号)
 「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(昭和49年4月9日三重県告示第241号の2)
 「振動規制法施行規則」(平成24年4月1日桑名市告示第68号)
 「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成24年4月1日桑名市告示第67号)
 「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(平成24年4月1日桑名市告示第63号)
 「マップあいち 都市計画総括図(令和3年度版)」(愛知県ホームページ)
 「桑名都市計画図」(令和5年3月、桑名市)

図 4-2-17(2) 道路交通振動の限度に係る区域の区分

12) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」（昭和51年6月10日法律第64号）第3条第1項及び第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表4-2-36に、区域の区分は表4-2-37及び前掲の図4-2-15に示すとおりです。

調査区域において、第1号区域及び第2号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

また、調査区域における愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日条例第7号）第47条に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表4-2-38に、区域の区分は表4-2-39及び図4-2-16に示すとおりです。

調査区域において、第1号区域、第2号区域及び第3号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域及び第3号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

表4-2-36 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（振動規制法）

項目	内容	適用除外
対象作業	別表 No. 1～4 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 75dB を超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注）適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）

（別表）

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・ もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・ 油圧式くい抜機を除く ・ 圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破砕機を使用する作業	
4	ブレーカーを使用する作業	

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日政令第280号）

表 4-2-37 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分（振動規制法）
（愛知県）

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域
第 2 号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典：「振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定」（昭和 52 年 10 月 17 日愛知県告示第 1046 号）

「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域の指定」（昭和 52 年 10 月 17 日愛知県告示第 1048 号）

一宮市告示第 222 号（平成 27 年 6 月 1 日）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成 24 年 3 月 30 日津島市告示第 18 号）

稲沢市告示第 29 号（平成 24 年 3 月 30 日）

愛西市告示第 40 号（平成 24 年 3 月 30 日）

弥富市告示第 25 号（平成 24 年 3 月 30 日）

あま市告示第 48 号（平成 24 年 3 月 30 日）

（三重県）

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域
第 2 号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号）

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域（昭和 52 年 12 月 6 日三重県告示第 728 号）

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域（平成 24 年 4 月 1 日桑名市告示第 64 号）

表 4-2-38 特定建設作業に伴う振動の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	名古屋市を除く愛知県全域	
対象作業	別表 No.1～4 参照	・振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内において行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く ・作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 75dB を超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと 第3号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと 第3号区域：1日10時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注）適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	プレーカーを使用する作業	・手持式のものを除く。 ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

表 4-2-39 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分
（県民の生活環境の保全等に関する条例）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	工業地域（前号2.の区域を除く）
第3号区域	前2号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

13) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」は表4-2-40に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表4-2-41及び表4-2-42に示すとおりです。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用されます。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、公共用水域ごとに定められており、調査区域には水質汚濁の環境基準の類型指定に指定されている水域があります。調査区域における指定状況は、図4-2-18に示すとおりです。

また、水質汚濁に係る環境基準ではありませんが、水生生物の生息環境として維持することがのぞましい基準として設定されている「水産用水基準」(2018年、公益社団法人 日本水産資源保護協会)は表4-2-45に示すとおりです。

表4-2-40 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	-	-
備考:1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格 K0102-2 の14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表 4-2-41 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日平均値のデータをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-42 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考1. アルカリ性法とは次のものをいう。
 試料50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/l) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/l) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD} (02\text{mg/l}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

 (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/l) の滴定値 (ml)
 (b) : 蒸留水について行なった空試験値 (ml)
 $f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/l) の力価
 2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml 以下とする。
 3. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び水産 3 種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種、及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び水産 3 種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-43 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況（河川）

ア pH、BOD、SS、D₀、大腸菌数

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川下流	犬山頭首工より下流	A	直ちに達成	平成 14 年 7 月 15 日 環境省告示
庄内川等 水域	日光川	全域	D	直ちに達成	平成 29 年 3 月 31 日 愛知県告示

イ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖ベンゼンスルホン酸及びその塩

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川(2)	中濃大橋より下流に限る	生物 B	直ちに達成	平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示
庄内川水域	日光川	全域	生物 B	5 年を超える期間で 可及的速やかに達成	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示

出典：水質環境基準と水域類型の指定状況（愛知県ホームページ）

表 4-2-44 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況（海域）

ア pH、COD、D₀、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質

水域区分	水域名	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	名古屋港(甲)	C	5 年を超える期間で 可及的速やかに達成	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示
	名古屋港(乙)	B	5 年以内に 可及的速やかに達成	昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
	伊勢湾	A	直ちに達成	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示

イ 全窒素、全磷

水域区分	水域名	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	IV	直ちに達成	平成 14 年 3 月 15 日 環境省告示
	伊勢湾(ハ)	III	直ちに達成	平成 14 年 3 月 15 日 環境省告示

ウ

水域区分	水域名	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾	海域生物 A	直ちに達成	平成 24 年 11 月 2 日 環境省告示
	伊勢湾(イ)	海域生物 特 A	直ちに達成	平成 24 年 11 月 2 日 環境省告示
	伊勢湾(ロ)	海域生物 特 A	直ちに達成	平成 24 年 11 月 2 日 環境省告示

エ

水域区分	水域名	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾 (全域。ただし、名古屋 港及び伊勢湾中部に係る 部分を除く。)	生物 1	-	令和 4 年 12 月 20 日 環境省告示
	名古屋港	生物 2	-	令和 4 年 12 月 20 日 環境省告示

出典：水質環境基準と水域類型の指定状況（愛知県ホームページ）

三重県水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定一覧表（三重県ホームページ）

表 4-2-45 水産用水基準

項目	河川		湖沼	海域
BOD	自然繁殖の条件	生育の条件	—	—
	3mg/L 以下	5mg/L 以下		
	2mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	3mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)		
COD 注)	—		自然繁殖の条件 4mg/L 以下 2mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	生育の条件 5mg/L 以下 3mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)
全リン	—		0.1 mg/L 以下(コイ、フナ) 0.05mg/L 以下(ワカサギ) 0.01mg/L 以下(サケ科・アユ)	環境基準における 水産 1 種 0.03mg/L 以下 水産 2 種 0.05mg/L 以下 水産 3 種 0.09mg/L 以下 ノリ養殖場の最低濃度無機態リン 0.007~0.014mg/L
全窒素	—		1 mg/L 以下(コイ、フナ) 0.6mg/L 以下(ワカサギ) 0.2mg/L 以下(サケ科・アユ)	環境基準における 水産 1 種 0.3mg/L 以下 水産 2 種 0.6mg/L 以下 水産 3 種 1.0mg/L 以下 ノリ養殖場の最低濃度無機態窒素 0.07~0.1mg/L ワカメ養殖の最低濃度無機態窒素 0.028mg/L
DO	6mg/L 以上(サケ、マス、アユには 7mg/L 以上)			6mg/L 以上 内湾漁場の夏季低層で最低限維持すべき濃度…4.3mg/L(3m/L)
pH	6.7~7.5 (生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。)			7.8~8.4
懸濁物質 (SS)	1. SS 25mg/L 以下(人為的に加えられる SS 5mg/L 以下) 2. 忌避行動等の反応を起こさせる原因とならないこと。 3. 日光透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。		サケ、マス、アユ 温水性魚類 SS 1.4mg/L 以下 透明度 4.5m 以上 SS 3.0mg/L 以下 透明度 1.0m 以上	人為的に加えられる SS 2mg/L 以下 海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。			
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温変化のないこと。			
大腸菌群数	1,000MPN/100mL 以下(生食用のカキ飼育：70MPN/100mL 以下)			
油分	水中には油分が含まれないこと、水面に油膜が認められないこと。			
有害物質	有害物質の基準値は、別表 1~5 に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。			
底質	有機物等により汚泥床、ミズワタ等の発生をおこさないこと。 1. 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利等に付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 2. 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和 45 年法律第 136 号)に定められた溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、基準値の 10 倍を下回ること。ただしカドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。 3. ダイオキシンの濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。		(乾泥として)COD 20mg/g 以下 硫化物 0.2mg/g 以下 n-ヘキサン抽出物質 0.1%以下	

注) 湖沼では酸性法、海域ではアルカリ性法である。(海域における COD 水産用水基準はアルカリ性法、COD 環境基準は酸性法である。アルカリ性法 COD 値=酸性法 COD 値×0.6)

出展：「水産用水基準(2018 年版)」(平成 30 年 1 月 公益社団法人 日本水産資源保護協会)

(別表 1) 人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項 目	水産用水基準[mg/L]	
	淡水域	海域
カドミウム	0.003	0.003
全シアン	0.005	0.001
鉛	0.003	0.003
六価クロム	0.0002	0.01
砒素	0.01	0.01
総水銀	0.0002	0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	0.001
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02	0.02
四塩化炭素	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006
トリクロロエチレン	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	0.01	0.002
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002
チウラム	0.006	-
シマジン	0.003	-
チオベンカルブ	0.001	0.02
ベンゼン	0.01	0.01
セレン	0.002	0.01
硝酸態窒素	9	7
亜硝酸態窒素	0.03	0.06
ふっ素	0.8	1.4
ほう素	1	4.5

注) - : 基準値が設定されていない。

(別表 2) 生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項 目	水産用水基準	
	淡水域	海域
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと

(別表 3) 要監視項目として定められている有害物質の基準値

項 目	水産用水基準[mg/L]	
	淡水域	海域
クロロホルム	0.05	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07
イソキサチオン	0.008	0.008
ダイアジノン	検出されないこと	検出されないこと
フェニトロチオン(MEP)	検出されないこと	検出されないこと
イソプロチオラン	0.04	0.04
オキシシン銅	0.006	-
クロロタロニル(TPN)	0.001	0.002
プロピザミド	0.008	-
EPN	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロボス(DDVP)	検出されないこと	検出されないこと
フェノブカルブ(BPMC)	検出されないこと	0.003
イプロベンホス(IBP)	検出されないこと	0.008
クロルニトロフェン(CNP)	0.0009	0.08
トルエン	0.6	0.3
キシレン	0.4	-
フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06
ニッケル	0.004	0.007
モリブデン	0.07	0.07
アンチモン	0.008	0.4
マンガン	0.2	0.2

注) - : 基準値が設定されていない。

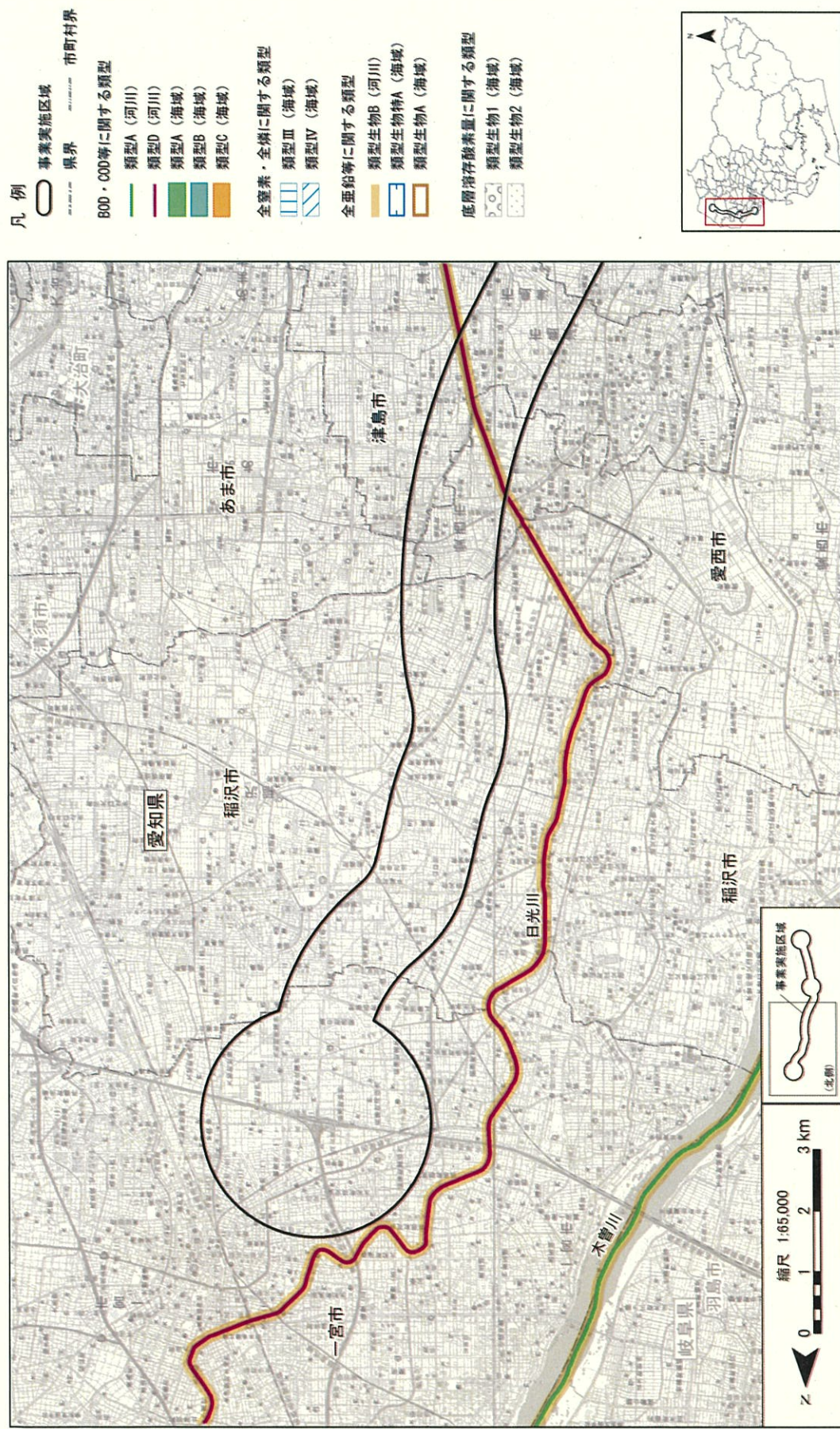
(別表 4) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

項 目	水産用水基準[pgTEQ/L]	
	淡水域	海域
ダイオキシン類	1	1

(別表 5) 基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値

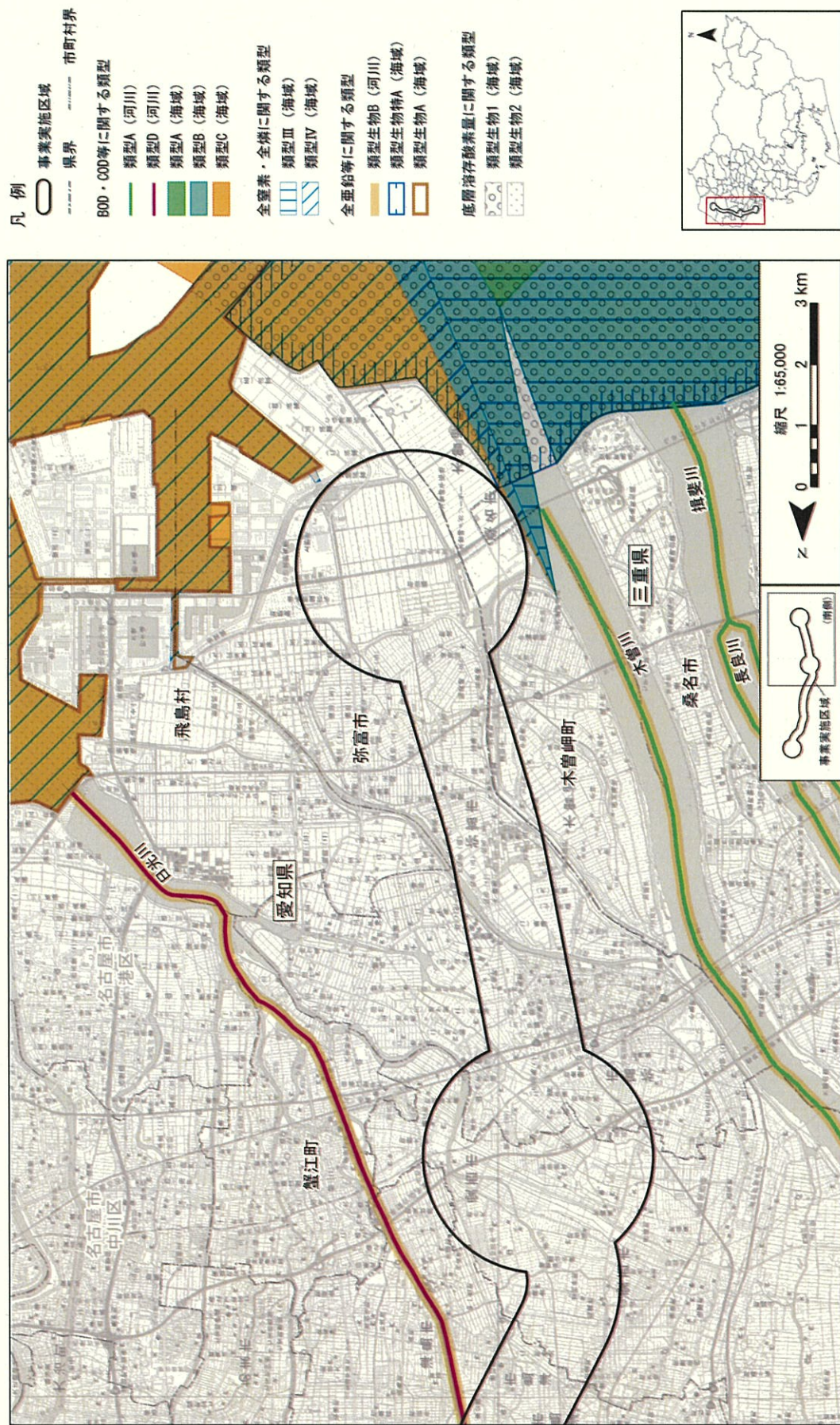
項 目	水産用水基準[mg/L]	
	淡水域	海域
アンモニア態窒素	0.01	0.03
残留塩素(残留オキシダント)	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ[a]ピレン	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	-	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

注) - : 基準値が設定されていない。



出典：「愛知県 BOD・COD 等に関する環境基準類型指定概況 (令和5年2月未現在)」(愛知県ホームページ)
 「愛知県 全窒素・全燐に関する環境基準類型指定概況 (令和5年2月未現在)」(愛知県ホームページ)
 「愛知県 全亜鉛等に関する環境基準類型指定概況 (令和5年2月未現在)」(愛知県ホームページ)
 「底層溶存酸素量に係る環境基準の類型指定状況図 (2025年11月現在)」
 「(三重県)公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型」(三重県ホームページ)

図 4-2-18(1) 水質類型指定状況図



出典：「愛知県 BOD・COD 等に関する環境基準類型指定概況 (令和5年2月未現在)」(愛知県ホームページ)
 「愛知県 全窒素・全りんに関する環境基準類型指定概況 (令和5年2月未現在)」(愛知県ホームページ)
 「愛知県 全亜鉛等に関する環境基準類型指定概況 (令和5年2月未現在)」(愛知県ホームページ)
 「底層溶存酸素量に係る環境基準の類型指定状況図 (2025年11月現在)」
 「(三重県) 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型」(三重県ホームページ)

図 4-2-18(2) 水質類型指定状況図